

平成30年定例監査報告書

(平成29年度執行分)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成30年定例監査（平成29年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成30年9月11日

| | |
|---------|---------|
| 東京都監査委員 | 成 清 梨沙子 |
| 同 | 高 倉 良 生 |
| 同 | 友 渕 宗 治 |
| 同 | 岩 田 喜美枝 |
| 同 | 松 本 正一郎 |

目 次

| | | |
|----|-------------|-----|
| 第1 | 監 査 の 概 要 | 1 |
| 第2 | 監 査 の 結 果 | 2 |
| 第3 | 全庁重点監査事項 | 8 |
| 第4 | 局別重点監査事項 | 19 |
| 第5 | 東京都財務諸表等の監査 | 42 |
| 第6 | 監査の結果（各局別） | 45 |
| | 青少年・治安対策本部 | 47 |
| | 総 務 局 | 48 |
| | 主 税 局 | 50 |
| | 生 活 文 化 局 | 62 |
| | オリンピック・ | |
| | パラリンピック準備局 | 73 |
| | 都 市 整 備 局 | 79 |
| | 環 境 局 | 83 |
| | 福 祉 保 健 局 | 89 |
| | 病 院 経 営 本 部 | 105 |
| | 産 業 労 働 局 | 113 |
| | 中 央 卸 売 市 場 | 117 |
| | 建 設 局 | 123 |
| | 港 湾 局 | 129 |
| | 東 京 消 防 庁 | 136 |
| | 交 通 局 | 138 |
| | 水 道 局 | 151 |
| | 下 水 道 局 | 156 |
| | 教 育 庁 | 167 |
| | 警 視 庁 | 182 |

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、平成30年定例監査を実施した。

2 監査の対象

平成29年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実施している事業についても対象とした。

あわせて、平成29年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

3 監査の期間

平成30年1月10日から同年8月30日まで

局別の現地監査期間は、別表1（26ページ）のとおりである。

4 監査実施状況

全28局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。

局別の現地監査場所は、別表2（27～30ページ）のとおりである。

（表1）監査実施状況

| 区分 | 対象箇所数 | 実施箇所数（注） | 実施率 |
|-----|-------|----------|--------|
| 本庁 | 137 | 137 | 100 % |
| 事業所 | 742 | 312 | 42.0 % |
| 計 | 879 | 449 | 51.1 % |

（注）このほか、財政援助団体4団体への現地監査を行った。

5 監査の観点

合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行った。

また、全庁重点監査事項として、「都民・利用者ニーズに応える施設の管理・運営」を設定した。さらに、事務事業の特性や事務執行上のリスクを考慮して、各局ごとに局別重点監査事項のテーマを設定した。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表2及び表3のとおり、19局に対し、111件の指摘、4件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表3（局別）（31～35 ページ）及び別表4（区分別）（36～41 ページ）のとおりである。

指摘金額（注）は6,001億4,240万余円であり、このうち、経費削減が可能なものや収入漏れなどを指摘したものが506万余円である。

また、全庁重点監査事項に関しては、第3全庁重点監査事項に記載のとおり、11局に対し36件の指摘を行い、局別重点監査事項に関しては、第4局別重点監査事項に記載のとおり、10局に対し、23件の指摘を行った。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものである。
なお、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

（表2）指摘事項、意見・要望事項の局別件数

| No. | 局 | 指摘 | | | | | 意見・ 要望 | 合計 | うち全庁重点 監査事項 | うち局別重点 監査事項 |
|-----|-------------------|----|----|----|-----|-----|-----------|-----|----------------|----------------|
| | | 歳入 | 歳出 | 財産 | その他 | 計 | | | | |
| 1 | 青少年・治安対策本部 | | 1 | | | 1 | | 1 | | 1 |
| 2 | 総務局 | | 2 | | | 2 | | 2 | | |
| 3 | 主税局 | 8 | | | 1 | 9 | | 9 | | 4 |
| 4 | 生活文化局 | | 9 | | 2 | 11 | | 11 | 5 | 5 |
| 5 | オリンピック・パラリンピック準備局 | | 2 | 1 | | 3 | | 3 | | 1 |
| 6 | 都市整備局 | 2 | 1 | | | 3 | | 3 | | 1 |
| 7 | 環境局 | | 2 | 1 | 1 | 4 | | 4 | 1 | 1 |
| 8 | 福祉保健局 | 2 | 7 | 5 | 1 | 15 | 2 | 17 | 8 | 2 |
| 9 | 病院経営本部 | | 1 | 2 | 1 | 4 | 1 | 5 | 3 | |
| 10 | 産業労働局 | 2 | 3 | | | 5 | | 5 | 2 | |
| 11 | 中央卸売市場 | 1 | | 3 | | 4 | | 4 | 1 | 3 |
| 12 | 建設局 | 1 | 3 | 2 | 1 | 7 | | 7 | 3 | |
| 13 | 港湾局 | | 4 | 2 | | 6 | | 6 | 3 | |
| 14 | 東京消防庁 | | 2 | | | 2 | | 2 | | |
| 15 | 交通局 | | 6 | 1 | 1 | 8 | 1 | 9 | 5 | |
| 16 | 水道局 | 1 | 2 | | 1 | 4 | | 4 | | |
| 17 | 下水道局 | | 5 | 1 | 1 | 7 | | 7 | 2 | 3 |
| 18 | 教育庁 | 1 | 7 | 1 | 6 | 15 | | 15 | 3 | 2 |
| 19 | 警視庁 | | | | 1 | 1 | | 1 | | |
| | 合計 | 18 | 57 | 19 | 17 | 111 | 4 | 115 | 36 | 23 |

(表3) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

| 項目 | 区分 | 指摘 | 意見・ 要望 | 合計 | うち | | (参考) 平成29年 合計件数 |
|--------|-----------|-----|-----------|-----|--------------|--------------|-----------------------|
| | | | | | 全庁重点 監査事項 | 局別重点 監査事項 | |
| 歳入(収入) | 会計処理(歳入) | 6 | | 6 | 1 | 1 | 8 |
| | 債権管理 | 4 | | 4 | | 2 | 7 |
| | 都税 | 8 | | 8 | | 4 | 12 |
| | 歳入(その他) | | | 0 | | | 13 |
| 歳出(支出) | 契約(仕様・積算) | 11 | | 11 | 3 | 4 | 16 |
| | 契約(履行確認) | 20 | | 20 | 9 | 3 | 19 |
| | 契約(その他) | 20 | 1 | 21 | 5 | 1 | 37 |
| | 会計処理(歳出) | 4 | | 4 | | 3 | 5 |
| | 補助金等 | 2 | | 2 | | 1 | 2 |
| 財産 | 財産管理 | 13 | | 13 | 9 | 2 | 1 |
| | 物品管理 | 6 | | 6 | 1 | 1 | 1 |
| その他 | 情報管理 | 5 | | 5 | | | 0 |
| | システム | | | 0 | | | 0 |
| | その他 | 12 | 3 | 15 | 8 | 1 | 32 |
| 合計 | | 111 | 4 | 115 | 36 | 23 | 153 |

2 主な指摘事例

【全庁重点監査事項】

- 消防用設備の不備を指摘されているにもかかわらず、対応を行っていないかったもの

環境局 P. 83、福祉保健局 P. 94、病院経営本部 P. 106、
中央卸売市場 P. 117、教育庁 P. 167

各施設の消防用設備について、繰り返し点検で不備が指摘されているにもかかわらず、対応を行っていないかった。

消防設備については、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく点検を行い、その点検結果を消防署に報告しなければならないとされている。

しかしながら、環境局、福祉保健局、病院経営本部、中央卸売市場及び教育庁において、点検において不備が指摘されている設備があるにもかかわらず、改善が行われていない事例があった。

そこで、各局に対し、点検結果への対応を速やかに行うよう求めた。

【全庁重点監査事項】

- 教室内のロッカー等に地震時の転倒防止処理が行われていなかったもの

教育庁 P. 170

特別支援学校の教室等に設置されているロッカーについて、地震時の転倒防止処理が行われていなかった。

港特別支援学校の教室等を見たところ、生徒用ロッカーや掃除用ロッカー等が設置されているが、監査日現在、地震時の転倒防止処理が行われていない箇所が多数見受けられた。これは、生徒等の安全を考えると早急に施工すべきものである。

そこで、学校に対し、生徒の安全管理を適切に行うよう求めた。

【局別重点監査事項※】 【契約（仕様・積算）】

- リース契約に係る積算を適正に行っていなかったもの

総務局P. 49、生活文化局P. 69^{*}、P. 70^{*}

リース契約に係る積算について、保守料を二重に計上しているなど積算を適正に行っていなかった。

総務局及び生活文化局におけるリース契約に係る積算の内容を確認したところ、①保守料を二重に計上している、②保守料算出対象外のリース品についての保守料を計上しているなど、積算を適正に行っていなかった。

両局に対し、リース契約に係る積算を適正に行うよう求めた。

【局別重点監査事項※】 【契約（履行確認）】

- 仕様書の定めた内容と異なっていたにもかかわらず、履行完了としていたもの

青少年・治安対策本部P. 47^{*}、総務局P. 48、生活文化局P. 62、環境局P. 84^{*}、P. 85、福祉保健局P. 89、P. 97、産業労働局P. 113、建設局P. 126

契約において、仕様書の定めた内容と異なる履行内容や納品物、履行報告となっているにもかかわらず、履行完了としていた。

青少年・治安対策本部、総務局、生活文化局、環境局、福祉保健局、産業労働局及び建設局における委託契約における履行状況を確認したところ、仕様書の定めた内容と異なる履行内容や納品物、履行の報告となっているにもかかわらず、履行完了としている状況が認められた。

そこで、各局に対し、履行確認を適切に行うよう求めた。

【契約（仕様・積算）】

- 排水の水質分析が適正に行われていなかったもの

福祉保健局 P. 100

排水分析業務委託において、法令により分析すべきとされている項目と仕様書で指示している分析項目が対応していなかった。

衛生検査所では、残留農薬等の検査に当たり、排水が法令に基づく下水排除基準を満たしているか確認するため、排水の水質分析を業務委託している。しかしながら、仕様書で指示している分析項目が、下水排除基準の項目と対応していないことが認められた。

そこで、所に対し、排水の水質分析を適正に行うよう求めた。

【契約（その他）】

- 災害時支援ボランティア、自主防災組織等に係る保険の契約手続が適切でなかったもの

東京消防庁 P. 136

災害時支援ボランティア、自主防災組織等に係る保険の契約について、契約所管部署に対する協議のみを行い、契約締結請求をせずに特定の一社と締結を行っていた。

防災部では、災害時支援ボランティア（平成8年度制定）、自主防災組織等（女性防火組織及び消防少年団）の活動（平成20年度制定）に係る保険について、それぞれの制度の発足時に内容協議の下に設定した保険であること等を理由として、制度発足当時から、特定の一社と契約を行っている。

両保険の契約手続を見たところ、防災部では、両保険の加入に際し、契約事務を所管する総務部に対し契約締結請求を行うべきところ、これを経ずに特定の一社と契約を続けている状況となっていた。

また、総務部は、防災部から保険加入決定の協議を受けているにもかかわらず、所定の手続を経ずに前例を踏襲し、当該契約を続けていることを看過している状況となっていた。

そこで、両部に対し、保険の加入契約手続を見直すよう求めた。

【情報管理】

- 個人情報を取り扱う業務の委託に係る事務処理が適切に行われていなかったもの

環境局P. 88、水道局P. 155、教育庁P. 176、警視庁P. 182

個人情報を取り扱う事務の委託業務について、機密保持や情報の削除に関する条項が記載されていない等、不適切な取扱いがあった。

各局における、個人情報を取り扱う業務の委託契約の内容を確認したところ、委託完了の際、個人情報の消去を確認する文書の提出等について仕様書に定めがないため、受託者が確実に個人情報を削除したか確認できないなど、個人情報を取り扱う事務を委託する際の事務処理が適切に行われていなかった。

そこで、各局に対し個人情報を取り扱う業務の委託の事務処理を適切に行うよう求めた。

【財産管理】

- ポットホール^{ポットホール}の発生原因の調査、対応の検討をしていなかったもの

港湾局P. 134

^{ちんまい}沈埋トンネル内（注1）で発生するポットホール（注2）について、頻繁に発生し、補修を繰り返し行っている箇所があるにもかかわらず、発生原因の調査検討等を行っていなかった。

港湾局が管理する^{ちんまい}沈埋トンネルの道路の維持補修状況を確認したところ、^{ちんまい}沈埋函の継ぎ目付近にポットホールが頻繁にできており、局は同一箇所の補修をその都度行っていた。

このことから、ポットホールの発生原因が^{ちんまい}沈埋トンネル特有のものであるか否か等、構造面の調査検討が必要であるにもかかわらず、局はそれを行っていなかった。

そこで、局に対し、ポットホールの発生原因の調査や対応の検討を行うよう求めた。

（注1）コンクリート等でつくった複数の函体を海底に沈め接合して造られているトンネル

（注2）道路の舗装表面が陥没してできた穴

第3 全庁重点監査事項

1 監査の背景と目的

都では、本庁舎や事業所等の庁舎をはじめ、スポーツ・文化・医療・福祉・交通・教育など各分野にわたる多数の施設の管理・運営を行っている。

各施設では、建物・設備の安全・安心の確保はもとより、国内外の多数の都民や利用者に提供する行政サービスの質の向上を図るため、各種の業務を行っている。

一方、都政において、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場や豊洲市場など、施設を中心に展開する事業に都民の関心が高まっている。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、競技会場となる施設が続々としゅん工を迎え、また、スポーツ施設、文化施設、交通施設等を利用する都民や観光客の一層の増加も見込まれる。

こうした状況の中、施設の管理・運營業務の重要性はますます高まり、これまで以上に都民や利用者のニーズに応えた適切な業務遂行が求められる。

このため、本監査においては、「都民・利用者ニーズに応える施設の管理・運営」を全庁重点監査事項として設定し、各局の直営施設を中心に管理・運營業務を統一的・横断的に検証した。

なお、スポーツ施設、文化施設などの公の施設については、各監査を有機的かつ多角的に連携させ、より民間等の創意工夫を発揮しうるかどうかの観点から、行政監査及び財政援助団体等監査等においても、別途検証することとした。

2 監査の対象及び方法

各局が管理・運営を行っている施設について、都民・利用者ニーズ等の観点から、過去の監査結果等によるリスクを踏まえ、監査対象とする施設を選定した。

選定した施設の管理・運營業務のうち、表4のとおり、「都民・利用者に対するサービスの状況」、「安全・安心の確保」、「施設の点検、修繕業務の適正性」、「施設管理に係る事務処理の適正性」の観点からそれぞれの施設の特性を踏まえた業務を監査対象とした。

なお、建物・設備の点検、修繕等は共通の監査事項とし、関係書類を抽出するなどして監査を行った。

監査対象とした各局の施設は表5のとおりである。

(表4) 全庁重点監査事項の主な監査対象業務

| 【都民・利用者に対するサービスの状況】 | | |
|---------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象業務 | 監査事項 | 主な着眼点 |
| 広報広聴 | ホームページ | <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供している内容に不足はないか ・最新の情報を提供しているか |
| | 意見・苦情対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・意見や苦情を関係部署で情報共有し、改善に努めているか |
| | AED | <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検は適切に行われているか |
| 施設貸出 | 利用状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は公平・公正に決定されているか ・周知は適切に行われているか ・利用率向上の取組を適切に行っているか |
| 利用者・見学者対応 | 都民・利用者ニーズの反映 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の要望等を把握し、施設管理運営に反映しているか |
| | サイン表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・案内は最新のものをわかりやすく表示しているか |
| | バリアフリー | <ul style="list-style-type: none"> ・段差・傾斜対策は適切に行われているか ・点字ブロックは確保されているか |
| 【安全・安心の確保】 | | |
| 対象業務 | 監査事項 | 主な着眼点 |
| 警備 | 不法侵入対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者のチェック等を行っているか |
| | 警備体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・警備員の配置、時間、巡回は適切に行われているか ・機械警備、監視カメラの運用は適切か |
| 清掃 | 清掃範囲、頻度等 | <ul style="list-style-type: none"> ・清掃範囲、清掃種別、頻度は適切か ・実施時期、時間は適切か |
| 樹木管理 | せん定、草刈等 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全に配慮して行われているか |
| 危険物の保管 | 保管状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・棚、什器等の設置状況に問題はないか ・薬品、灯油等の管理は適切に行っているか ・廃液等の処分は適切に行っているか |

(表4) 全庁重点監査事項の主な監査対象業務 (つづき)

| 【施設の点検、修繕業務の適正性】 | | |
|-------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象業務 | 監査事項 | 主な着眼点 |
| 建物・設備の 点検、修繕等 | 点検の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・法定点検等を適時に実施しているか ・点検は適切に行われたか |
| | 点検結果への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所に対する対応方針を決定しているか |
| | 修繕、改修 | <ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所は計画的、効率的に改善されているか |
| | 局の統制 | <ul style="list-style-type: none"> ・局の施設所管部署が、各施設の保全業務の状況を把握し、コントロールできる仕組みとなっているか |
| | 庁内の統制 | <ul style="list-style-type: none"> ・保全業務に関して庁内への支援を担う財務局の取組は適切に行われているか |
| 【施設管理に係る事務処理の適正性】 | | |
| 対象業務 | 監査事項 | 主な着眼点 |
| 建物管理 | 使用許可、貸付 | <ul style="list-style-type: none"> ・手続は適切に行われているか |
| | 敷地管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・不法に占有されていないか |
| | 電力供給契約 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約電力は適切か |
| | 各種光熱水費 | <ul style="list-style-type: none"> ・費用節減に努めているか |
| 各種契約、会計等の手続 | | <ul style="list-style-type: none"> ・発注から支払までの各事務手続は適正に行われているか ・積算は適切か ・特命理由は適切か ・不合理な分割発注となっていないか ・収入、支出事務等の会計手続は適正に行われているか |

(表5) 監査対象とした施設

| | 局名 | 施設 | 主な監査対象業務 |
|----|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1 | 政策企画局 | 東京開業ワンストップセンター | 利用者対応、広報広聴 |
| 2 | 総務局 | 東京都庁舎 | 警備 |
| 3 | 財務局 | 東京都庁舎・飯田橋庁舎 | 建物等の点検、修繕、点検修繕業務に係る庁内への支援 |
| 4 | 主税局 | 千代田・中央・品川・台東各都税事務所 | 利用者等対応、建物等の点検、修繕 |
| 5 | 生活文化局 | 消費生活総合センター、多摩消費生活センター、計量検定所、東京ウィメンズプラザ | 利用者等対応、建物等の点検、修繕 |
| 6 | オリンピック・パラリンピック準備局 | 味の素スタジアム | 施設運営 |
| 7 | 都市整備局 | 第一市街地整備事務所、六町地区整備事務所、瑞江駅西部地区事務所、篠崎駅東部地区事務所、臨海部地区事務所(豊洲)、臨海部地区事務所(有明北)、第二市街地整備事務所、汐留地区事務所、泉岳寺駅地区事務所、多摩建築指導事務所、東京都庁第二本庁舎3階南及び中央、都営住宅 | 利用者等対応、施設管理、建物等の点検、修繕 |
| 8 | 環境局 | 廃棄物埋立管理事務所(環境局中防合同庁舎、埋立処分場) | 警備、建物等の点検、修繕 |
| 9 | 福祉保健局 | 北療育医療センター、府中療育センター、南多摩・多摩立川各保健所、足立・品川各児童相談所、動物愛護相談センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、西多摩福祉事務所 | 広報広聴、警備、建物等の点検、修繕 |
| 10 | 病院経営本部 | 広尾・大塚・駒込・墨東・多摩総合・神経・小児総合・松沢各都立病院 | 広報広聴、建物等の点検、修繕 |
| 11 | 産業労働局 | 労働相談情報センター、中央・城北、多摩各職業能力開発センター、農業振興事務所(中央・西多摩・南多摩各農業改良普及センターを含む)、森林事務所、島しょ農林水産総合センター、皮革技術センター、食品技術センター | 広報広聴、建物等の点検、修繕 |
| 12 | 中央卸売市場 | 築地・食肉・大田・足立・世田谷・北足立・多摩ニュータウン各市場 | 利用者等対応、建物等の点検、修繕 |
| 13 | 建設局 | 東部・西部各公園緑地事務所、第四・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援・人材育成センター | 広報広聴、建物等の点検、修繕 |
| 14 | 港湾局 | 10号地その2及び芝浦ふ頭における上屋、ふ頭等 | 警備、建物等の点検、修繕 |
| 15 | 東京消防庁 | 本部庁舎、各消防署、消防学校、消防技術安全所 | 利用者等対応、建物等の点検、修繕 |
| 16 | 交通局 | 巣鴨・日比谷各駅務管区、日暮里・舎人営業所、工務事務所、お客様サービス課及び都営交通お客様センター | 利用者等対応、建物等の点検、修繕 |

| | 局名 | 施設 | 主な監査対象業務 |
|----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 17 | 水道局 | 千代田・杉並・新宿・世田谷・渋谷・大田・江東・葛飾各営業所、金町・三郷・朝霞・東村山・玉川・小作各浄水場 | 広報広聴、建物等の点検、修繕 |
| 18 | 下水道局 | 芝浦・葛西・落合・新河岸・森ヶ崎・多摩川上流各水再生センター、東京都虹の下水道館、旧三河島汚水処分場 ^{ポンプ} 場施設、蔵前水の館・多摩川ふれあい各水族館 | 広報広聴、建物等の点検、修繕 |
| 19 | 教育庁 | 西・飛鳥・大崎・北豊島工業・大泉・板橋・松原各高等学校、大塚ろう学校、王子第二・板橋・白鷺・港・田無各特別支援学校、志村学園、あきる野学園、中部・西部各学校経営支援センター、都立学校教育部、地域教育支援部、中央図書館 | 利用者等対応、建物等の点検、修繕 |
| 20 | 警視庁 | 万世橋・八王子各警察署、遺失物センター、警察博物館 | 利用者等対応、建物等の点検、修繕 |
| 21 | 議会局 | 都議会議事堂 | 広報広聴、警備 |

3 監査結果の概要

本監査においては、各局の直営施設を中心に、管理・運營業務について、「都民・利用者に対するサービスの状況」、「安全・安心の確保」、「施設の点検、修繕業務の適正性」、「施設管理に係る事務処理の適正性」の観点から、統一的・横断的に監査を実施した。

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、11局に対し、36件の指摘及び意見・要望を行った。

観点別の指摘及び意見・要望事項の概要は以下のとおりである。

(1) 都民・利用者に対するサービスの状況

監査の結果、次のアからウに示す内容の事例について、合計9件の指摘及び意見・要望を行った。指摘及び意見・要望事項の一覧は、表6のとおりである。

指摘等の内容は、情報の案内・周知など広報・広聴業務に関するものが主なものであった。各局及び各施設管理者においては、指摘事項の是正・改善のみならず、広報・広聴業務をはじめとした各業務について都民・利用者の視点から再検証を行い、PDCAサイクルによる業務管理の徹底など内部統制を有効に機能させ、一層の効率化とともに都民・利用者サービスの充実を図ることが望まれる。

ア 申込方法を拡充するなど利便性の向上への取組が求められるもの（3件）

イ ホームページの内容が最新の情報に更新されていなかったもの（2件）

ウ 施設の看板、サイン表示等に不備があったもの（4件）

(表6) 都民・利用者サービスに係る指摘及び意見・要望事項一覧

| No. | 事例 | 件名 | 所管局 | 頁 |
|-----|----|---------------------------------------|--------|-----|
| 1 | ア | 施設利用者の利便に供するよう改善すべきもの | 生活文化局 | 64 |
| 2 | ア | ※東京都障害者休養ホーム事業の受付手続について | 福祉保健局 | 103 |
| 3 | ア | ※お忘れものセンター運營業務の電話応対に対するサービスレベルの設定について | 交通局 | 150 |
| 4 | イ | ホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行うべきもの | 病院経営本部 | 105 |
| 5 | イ | バリアフリー情報等の提供を適切に行うべきもの | 交通局 | 138 |
| 6 | ウ | 施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組むべきもの | 生活文化局 | 65 |
| 7 | ウ | 緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるよう安全対策を講じるべきもの | 生活文化局 | 66 |
| 8 | ウ | 災害時等の避難経路に必要な是正措置を行うべきもの | 福祉保健局 | 92 |
| 9 | ウ | ※視覚障害者誘導用ブロックの敷設について | 病院経営本部 | 112 |

(2) 安全・安心の確保

監査の結果、3件の指摘を行った。指摘事項の一覧は、表7のとおりである。

指摘は、警備業務や不法侵入者対策などについての内容であった。施設管理者においては、各業務を再点検し、都民・利用者の安全・安心の一層の確保を推進するとともに、局内の施設を統括する部署においては、各施設に対し、ルールの徹底や現場への直接指導等を適切に行い、再発防止を図られたい。

(表7) 安全・安心の確保に係る指摘事項一覧

| No. | 件名 | 所管局 | 頁 |
|-----|----------------------------|-------|-----|
| 1 | 委託契約に係る業務内容を適切に仕様書に定めるべきもの | 生活文化局 | 63 |
| 2 | 来校者の管理を適切に行うべきもの | 教育庁 | 169 |
| 3 | 生徒の安全管理を適切に行うべきもの | 教育庁 | 170 |

(3) 施設の点検、修繕業務の適正性

監査の結果、次のアからウに示す内容の事例について、合計13件の指摘を行った。指摘事項の一覧は、表8のとおりである。これらは、これまでの監査においても不適切な事例を繰り返し指摘してきた事項である。

今回も、消防設備に係る点検や修繕の不備に関するものが5件認められた。災害発生時の利用者の安全確保のためにも速やかな対応が望まれる。

施設の点検、修繕業務について、全庁への支援を行っている財務局では、表9のとおり、各種の取組を実施している。各局においては、所管施設の業務を再検証し、局内での研修等や、財務局の支援を受けるなど、局全体で事務の水準を一層向上させ、法令等を遵守した事務遂行の徹底が求められる。

ア 法令等に定められた点検、報告を行っていないもの（4件）

イ 点検及び結果報告が適切に行われていなかったもの（5件）

ウ 不備が指摘されている設備の修繕等を行っていないもの（4件）

(表8) 施設の点検、修繕業務に係る指摘事項一覧

| No. | 事例 | 件名 | 所管局 | 頁 |
|-----|----|-------------------------------------------|--------|-----|
| 1 | ア | フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の点検を適正に行うべきもの | 福祉保健局 | 91 |
| 2 | ア | 園の遊具について必要な点検や改修・更新等を適切に行うべきもの | 福祉保健局 | 93 |
| 3 | ア | 消防用設備点検結果の報告を適正に行うとともに、点検結果への対応を適切に行うべきもの | 福祉保健局 | 94 |
| 4 | ア | 建築基準法に基づく点検を適正に行うべきもの | 福祉保健局 | 94 |
| 5 | イ | 保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの | 生活文化局 | 62 |
| 6 | イ | 自家用電気工作物定期点検保守委託の履行確認を適正に行うべきもの | 産業労働局 | 113 |
| 7 | イ | 東京港国際埠頭施設等の警備に係る指示及び記録を適切に行うべきもの | 港湾局 | 129 |
| 8 | イ | 下水道施設の保全管理業務委託等に係る履行確認を適切に行うべきもの | 下水道局 | 156 |
| 9 | イ | 成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるべきもの | 下水道局 | 159 |
| 10 | ウ | 消防用設備について更新計画を定め速やかに更新すべきもの | 環境局 | 83 |
| 11 | ウ | 消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの | 病院経営本部 | 106 |
| 12 | ウ | 自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの | 中央卸売市場 | 117 |
| 13 | ウ | 設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行うべきもの | 教育庁 | 167 |

(表9) 財務局における施設の点検、修繕業務に係る庁内支援の取組

| 項目 | 概要 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規程等の整備 | 東京都建築物保全規程をはじめとする基準等の各種規程、詳細なガイドブックを整備し、庁内ポータルサイトに「建物管理で困ったら」というページを設け、網羅的に掲載している。 |
| 情報連絡体制の状況 | 知事部局、公営企業の担当者による「東京都建築物等保全情報連絡協議会」を開催し、保全業務を行う際に利用すべき、財務局提供の規程、システム、講習会、相談体制等について周知を行っている。 |
| 保全業務支援システムの整備、運用 | 保全管理台帳を電子化した「保全業務支援システム」(以下「システム」という。)を整備し、各局が、建築物・設備の保全履歴や設備情報を入力して、大規模なものを含め修繕、改修を行う際の必要性や適切な時期を見極めるために役立てることとしている。 |
| 講習会の実施 | <p>① 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条に基づく定期点検に関する実務について「建築物等定期点検講習会」を年1回行っている。</p> <p>② 保全業務の内容全般、システムの入力方法、建物管理委託等契約の仕様書作成等の実務について「維持保全業務講習会」を年2回行っている。</p> |
| 随時相談の体制整備 | 建築保全部工務課保全担当7名が、「保全コールセンター」として、各局からの電話相談に電話や現場出張により対応し、技術的な判断や積算の実務などについて支援を行っている。(年間約250件) |

(4) 施設管理に係る事務処理の適正性

監査の結果、次のアからオに示す内容の事例について、合計11件の指摘を行った。指摘事項の一覧は、表10のとおりである。

指摘は、維持補修業務の複数単価契約に係る指示書の不備など、事務手続に関するものが主なものであり、その他は財産管理事務に関するものであった。複数単価契約の指摘事項は、作業変更指示書の未作成や履行確認が適正に行われていないものなど、過去の監査でも繰り返し指摘してきた事項である。

施設の機能の維持及び性能の確保を図るためには、委託する業務の内容を適切に記載した仕様書の作成や、その仕様書に基づく適切な履行確認が不可欠である。

契約事務や経理事務は、全庁統一的な事務であることから、今後、庁内の契約事務におけるリスクを評価・分析するとともにリスクコントロールを適切に行うよう、内部統制制度の適切な構築と運営により、事務の一層の適正化が望まれる。

- ア 随意契約における特命理由が合理的でなかったもの（1件）
- イ 合理的な理由なく分割して契約したため競争性が損なわれていたもの（1件）
- ウ 仕様書に記載する業務等の内容が不十分であったもの（1件）
- エ 委託業務等の履行確認が不十分であったもの（4件）
- オ 行政財産使用許可の手続を適正に行っていなかったもの（4件）

(表10) 施設管理に係る事務処理の指摘及び意見・要望事項一覧

| No. | 事例 | 件名 | 所管局 | 頁 |
|-----|----|--------------------------------|-------|-----|
| 1 | ア | 機械警備委託契約に係る契約手続を適正に行うべきもの | 港湾局 | 130 |
| 2 | イ | 庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を見直すべきもの | 産業労働局 | 113 |
| 3 | ウ | 印刷物の仕様書を適切に定めるべきもの | 福祉保健局 | 89 |
| 4 | エ | 契約の履行確認を適切に行うべきもの | 福祉保健局 | 89 |
| 5 | エ | 駅舎の照明設備点検清掃委託を適切に行うべきもの | 交通局 | 139 |
| 6 | エ | 都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託を適切に行うべきもの | 交通局 | 140 |
| 7 | エ | 都営地下鉄駅立体図の変更委託の進行管理を適正に行うべきもの | 交通局 | 142 |
| 8 | オ | 占用料等の徴収に伴う調定額の登録を遅滞なく行うべきもの | 建設局 | 123 |
| 9 | オ | 設置許可に当たり必要な書類により審査を行うべきもの | 建設局 | 124 |
| 10 | オ | 施設の経営状況の報告を確認すべきもの | 建設局 | 124 |
| 11 | オ | 照明用電気計器の設置を適正に行うべきもの | 港湾局 | 131 |

4 総括

本監査においては、各局の施策運営の拠点となる都民・事業者利用施設について、「都民・利用者に対するサービスの状況」、「安全・安心の確保」、「施設の点検、修繕業務の適正性」、「施設管理に係る事務処理の適正性」の観点から、全庁統一的・横断的に監査を実施した。

まず、都民・利用者に対するサービスの状況については、近年の外国人居住者等の増加に伴い、パンフレットやホームページを4か国語（日、英、中、韓）で作成したり、窓口に対話シートを設置するなど、外国人への対応力の向上を積極的に図っているほか、全ての来訪者がストレスを感じることなく施設を利用できるよう、入口等のスロープの設置やオストメイト対応トイレの設置、手話対応が可能な非常勤職員の配置など、ハード、ソフトの両面からバリアフリー対応を行っていた。また、各施設に届いた都民・事業者の要望等について、当該施設内での情報共有にとどまらず、局を通じて同様の施設にも情報提供され、改善の必要がある場合には、速やかな対応が取られていることが多くの施設で認められた。これらのことから、各施設において、利用者のニーズを迅速に把握し、適切な施設の管理、運営に反映させるなど、施設ごとの特色に応じた利用者サービスの向上が進んでいることを確認した。

一方で、施設の点検、修繕業務の適正性については、消防用設備の不備が繰り返し指摘されているにもかかわらず補修等の対応を行っていない事例や、法令等により点検が義務付けられている設備の点検や報告を行っていなかった事例など、施設を管理する上で基本的な事項が疎かになっている事例が多く認められた。施設の安全・安心の確保や機能の維持は施設管理者の第一の使命であることから、各施設管理者においては、一層の厳格な対応が望まれる。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、スポーツ施設、文化施設、交通施設等を利用する都民や観光客の一層の増加も見込まれる。また、少子高齢化の進行、外国人居住者の増加等に伴い、施設の利用者やそのニーズは変遷しつつある。こうした状況を踏まえ、各施設管理者は、日々創意工夫を重ね、適時適切に業務内容の検証を行い、PDCAサイクルを活用した必要な見直しを行うなど、今後もより一層都民、利用者ニーズを的確に捉えた施設の管理、運営に努めることを求めるものである。

第4 局別重点監査事項

1 背景と目的

監査を効率的かつ効果的に行うためには、監査対象のリスク評価を適切に行い、リスクの重要度に応じた監査手続を進めて行く必要がある。

各局では、それぞれの分掌に応じた局独自の事業を展開しており、これらの事業は多岐にわたり、契約事務や会計事務など財務に関する事務は、全庁統一的な事務であるものの、その運用は各局の責任で行われている。

これらのことから、事業や事務のリスクは局ごとに異なるため、適切に見極めることが肝要である。

このため、本監査においては、重要と考えられる事項を「局別重点監査事項」としてテーマを設定し、監査を行った。

テーマは、

- ① 都政における重要な事業
 - ② 都民の関心の高い事業
 - ③ 過去の監査において指摘が繰り返されている事務や事業
- などから、時宜に適うものを選定した。

2 監査の結果

監査の結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、各事業は適切に執行されていることを確認した。なお、指摘事項は、10局に対し23件行っており、補助金の実績報告の様式を見直す必要があるものなどとなっている。

局別の指摘事項の件数は、表11のとおり、局別重点監査事項及び選定理由は表12のとおりである。

(表11) 局別指摘件数

| No. | 局名 | 指摘件数 | No. | 局名 | 指摘件数 |
|-----|-------------------|------|-----|--------|------|
| 1 | 青少年・治安対策本部 | 1 | 6 | 環境局 | 1 |
| 2 | 主税局 | 4 | 7 | 福祉保健局 | 2 |
| 3 | 生活文化局 | 5 | 8 | 中央卸売市場 | 3 |
| 4 | オリンピック・パラリンピック準備局 | 1 | 9 | 下水道局 | 3 |
| 5 | 都市整備局 | 1 | 10 | 教育庁 | 2 |
| 合計 | | | | | 23 |

(表 1 2) 局別重点監査事項及び選定理由

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------|
| No.1 | 政策企画局 | 契約手続 |
| <p>局は、外国企業の誘致や国際金融都市東京を実現するための調査等、局特有の契約を締結している。そこで、これらの契約を中心に、契約手続、仕様書の内容、履行確認等が適正なものとなっているか検証する。</p> | | |
| No.2 | 青少年・治安対策本部 | 契約手続 |
| <p>本部は、広報に伴うパンフレット等の印刷物の契約が多いほか、過去の指摘事例において、仕様書の内容の見直しが必要なものなどの事例が認められた。そこで、契約手続、仕様書の内容、履行確認等が適正なものとなっているか検証する。 【指摘：P. 47】</p> | | |
| No.3 | 総務局 | 都庁働き方改革 |
| <p>都は、平成28年10月以降、「ライフ・ワーク・バランス」実現に向けた取組を強化してきており、総務局が中心となって職員の働き方改革を進めている。</p> <p>今後、都政の諸課題に的確に対応できる、生産性の高い執行体制を構築するためには、職員の長時間労働の是正や健康確保等を達成できる、働きやすい職場環境の整備が必要不可欠である。そこで、都庁働き方改革が実効性ある対策となっているか検証する。</p> | | |
| No.4 | 財務局 | 利活用促進に伴う土地の評価に係る調査 |
| <p>局は、土地をはじめとした事業用不動産の買入れ、交換、管理及び売却を行っている。都有地については、売却のほか、待機児童対策など都政の喫緊の課題解決に向けて、施策連動型の定期借地契約など様々な手法による利活用が拡大しており、その評価に係る調査は、重要な業務である。</p> <p>そこで、局が行う都有地の評価に係る調査が適切に実施されているか検証する。</p> | | |
| No.5 | 主税局 | 固定資産（土地・家屋）の課税 |
| <p>局では、固定資産税（土地・家屋）に係る指摘事例が多く、課税事務における現況の変動を捕捉できなかったことにより発生している。そこで、固定資産税の課税事務が適正に実施されているか検証する。 【指摘：P. 50～55】</p> | | |

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------|
| No.6 | 生活文化局 | 契約手続 |
| <p>局では、積算、仕様内容、履行確認及び特命理由等、契約手続に関する指摘事例が発生している。そこで、契約手続、仕様書の内容、履行確認等が適正なものとなっているか検証する。</p> <p style="text-align: right;">【指摘：P. 66～70】</p> | | |
| No.7 | オリンピック・パラリンピック準備局 | 大会準備の経費削減に向けた取組 |
| <p>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発表した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会経費V2（バージョン2）による大会経費、総額1兆3,500億円のうち都の負担は、6,000億円（組織委員会：6,000億円、国：1,500億円）となっている。都は、大会準備に万全を期すとともに、この負担金額の枠内に収まるよう経費削減に取り組むことが求められている。</p> <p>そこで、大会準備の経費削減に向けた局の取組が効果的なものとなっているか検証する。</p> <p style="text-align: right;">【指摘：P. 73】</p> | | |
| No.8 | 都市整備局 | 空き家活用等支援事業 |
| <p>都内の空き家が増加し適正に維持管理されなければ、生活環境の悪化や地域活力の衰退をもたらすおそれがあるため、局は、空き家の有効活用、適正管理などの観点から、その実施主体である区市町村の取組の支援など総合的に取り組んでいる。</p> <p>そこで、本事業が効率的かつ効果的に行われているか検証する。</p> <p style="text-align: right;">【指摘：P. 79】</p> | | |
| No.9 | 環境局 | 特命随意契約 |
| <p>局の事業は、多岐にわたり、執行に当たって専門的な技術やノウハウを必要とするものも多く、主に委託契約により専門性を持つ業者への特命随意契約などで実施されている。</p> <p>そこで、契約事務が適正に行われているか検証する。</p> <p style="text-align: right;">【指摘：P. 84】</p> | | |
| No.10 | 福祉保健局 | 債権管理 |
| <p>局では、診療報酬（本人負担）等の債権管理に関する指摘事例が発生している。</p> <p>そこで、これらの債権管理が適正に行われているか、事業所を所管する部との連携は適切に行われているか検証する。</p> <p style="text-align: right;">【指摘：P. 95～96】</p> | | |

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------|
| No.11 | 病院経営本部 | 診療報酬の請求事務（保険者負担分） |
| <p>診療報酬は、病院事業の基幹となる収益であり、診療報酬の請求に係る事務は重要性が高い。また、診療報酬は、請求額どおりの金額が収入されるのではなく、内容不備による返戻や、支払基金等の審査により請求額が減額される査定があり、再請求するかどうかの検討や未収金の管理など業務内容が多岐にわたっている。</p> <p>そこで、これらの事務処理が適切に行われているか検証する。</p> | | |
| No.12 | 産業労働局 | 外国人旅行者受入に係るサービス向上支援事業 |
| <p>局は、東京を訪れる外国人旅行者が快適に観光を楽しめるよう、外国人の受入環境の充実を図る様々な取組を行っている。</p> <p>外国人受入環境の充実は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを見据え、喫緊の課題であり、事業は遅滞なく行わなければならない。そこで、事業の進捗状況等が適切であるかなど検証する。</p> | | |
| No.13 | 中央卸売市場 | 施設使用料の徴収 |
| <p>中央卸売市場は、市場施設を整備して市場内業者等に施設の使用指定（許可）を行い、施設使用料を徴収している。これらの業務は、市場取引を支える重要な業務の一つであり、施設使用料は、市場会計を支える最も大きな収入となっている。</p> <p>そこで、市場施設使用指定（許可）台帳に基づいた適正管理がなされているか検証する。</p> <p style="text-align: right;">【指摘：P. 121～122】</p> | | |
| No.14 | 建設局 | 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設の建設工事 |
| <p>局は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催に向けて、平成 31 年度に行われるテストイベントまでに、カヌー・スラローム会場、アーチェリー会場を建設する予定である。また、競技会場等となる都立公園では、バリアフリー整備やサインの多言語化等を東京 2020 大会に向けて行うこととしている。</p> <p>そこで、東京 2020 大会の成功のために遅滞が許されないとともに、都民の関心も高いことから、建設工事に係る内部統制（予算管理、工程管理、工事調整等）等を検証する。</p> | | |

| | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------|
| No.15 | 港湾局 | 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設の 建設工事 |
| <p>局では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催に向けて、平成 31 年に予定されるテストイベントまでに、ボート、カヌー（スプリント）競技会場となる海の森水上競技場を整備する予定である。</p> <p>また、東京 2020 大会の選手村は、現在既設防潮堤の外側にあることから、安全・安心な本大会の実施に向けて、晴海選手村の外周部を取り囲む陸上防潮堤・防潮護岸を整備している。</p> <p>そこで、これらの整備は東京 2020 大会の成功に向けて遅滞が許されないとともに、都民の関心も高い事項であることから、建設工事に係る内部統制（予算管理、工程管理、工事調整等）等を検証する。</p> | | |
| No.16 | 会計管理局 | 内部統制（警察・消防出納部における会計事務について） |
| <p>警視庁内、東京消防庁内に所在する警察出納課、消防出納課は、警視庁（1 局 102 か所）、東京消防庁（1 局 92 か所）の収入・支出に関する書類等の審査事務及び支払事務を行っている。そこで、局が掲げる「適正な会計事務の確保」がなされているか検証する。</p> | | |
| No.17 | 東京消防庁 | 多数の者の集合する催しにおける火災予防指導の推進 |
| <p>平成 25 年 8 月に発生した京都府福知山市の花火大会火災を契機に、多数の者の集合する催しにおける火災予防対策の充実強化を図るため火災予防条例の一部が改正された。そこで、平成 26 年 8 月の条例施行以降、一定期間経過後の本事業の取組を検証する。</p> | | |
| No.18 | 交通局 | 地下構造物の安全管理 |
| <p>都営地下鉄は、地下構造物に対して、日常点検や定期点検において、必要な対応を行っている。点検や検査で判明した経年等による地下構造物の劣化に対しては、機能回復を図るため、必要な補修を計画的に実施するとともに、駅施設の改良工事を行っている。</p> <p>そこで、都営三田線及び都営新宿線における地下構造物の安全管理について、各種基準等に基づき適切に行われているか検証する。</p> <p>（都営浅草線、都営大江戸線は、平成 29 年定例監査で実施済み）</p> | | |

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------|
| No.19 | 水道局 | 国際展開について |
| <p>水道局は、「東京水道国際展開プログラム」(平成27年6月策定)をとりまとめ、途上国の水道事業の改善を目的として、主にアジア地域等において、無収水(注)削減対策事業などの国際貢献に取り組んでいる。</p> <p>本事業は、局と、局の監理団体である東京水道サービス株式会社とが連携して、政府開発援助を活用しながら実施している。</p> <p>そこで、費用面などを中心に、現状の事業の体制と、その情報発信等を検証する。</p> <p>(注) 無収水：料金収入に結びつかない水量(漏水や盗水等)</p> | | |
| No.20 | 下水道局 | 安全管理・事故対応 |
| <p>下水道事業に係る業務は、危険な場所において行われることが多い上、事故が発生した場合、原因の究明や再発防止策の策定、補償など事業主体である局への大きな負担が発生し、また、社会的な影響も大きい。</p> <p>そこで、下水道事業に係る安全管理・事故対応を検証する。 【指摘：P. 160～162】</p> | | |
| No.21 | 教育庁 | 教職員給与の現金支給・返納の管理と滞納整理 |
| <p>教育庁では教職員の病気や服務事故等により給与の返納事務が発生したり、返済がすぐに行われず滞納整理が必要となる事例がある。</p> <p>そこで、教職員給与の現金支給に係る返納の管理等が適正に行われているか検証する。 【指摘：P. 171～172】</p> | | |
| No.22 | 警視庁 | 警察署における歳入管理 |
| <p>警視庁では、警視庁関係手数料条例に基づき、警察手数料を現金で徴収している。各種手数料1件当たりの金額は比較的少額であるものの、その収納事務については、各警察署でも行われており、取扱件数が多数ある。</p> <p>そこで、現金の取扱い及び歳入管理が適切に行われているか検証する。</p> | | |
| No.23 | 選挙管理委員会事務局 | 東京都議会議員選挙執行に係る契約 |
| <p>東京都議会議員選挙は、国政選挙と異なり、その費用は都税で賄われており、局の平成29年度当初予算の約92%を占めている。</p> <p>そこで、東京都議会議員選挙に係る契約手続、仕様書の内容、履行確認等が適正なものとなっているか検証する。</p> | | |

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| No.24 | 人事委員会事務局 | 個人情報管理 |
| <p>局は、職員の採用試験・選考事務について応募者を募り、試験・選考を実施し採用候補者を決定する際、応募者の氏名や職歴、顔写真等個人情報を収集している。</p> <p>そこで、これらの個人情報について、適切に収集、利用・提供、保管、廃棄されているかどうか検証する。</p> | | |
| No.25 | 監査事務局 | 個人情報管理 |
| <p>局は、住民監査請求、苦情・要望の受理事務において個人情報を取り扱っている。</p> <p>そこで、これらの個人情報について、適切に収集、利用・提供、保管、廃棄されているかどうか検証する。</p> | | |
| No.26 | 労働委員会事務局 | 契約の仕様内容 |
| <p>局では、毎年定例的に行っている契約が多くを占め、仕様書の内容については前年度の内容を引き継いだものが多い。</p> <p>そこで、定例的な契約において、仕様書の内容を前年度から変更する必要があるかどうか十分に検討されているか検証する。</p> | | |
| No.27 | 収用委員会事務局 | 契約の仕様内容 |
| <p>局では、毎年定例的に行っている契約が多くを占め、仕様書の内容については前年度の内容を引き継いだものが多い。</p> <p>そこで、定例的な契約において、仕様書の内容を前年度から変更する必要があるかどうか十分に検討されているか検証する。</p> | | |
| No.28 | 議会局 | 個人情報管理 |
| <p>局は、請願・陳情の受理や、都議会だより（点字・音声版）の送付、見学・傍聴・政務活動費の閲覧申請の受付等の業務において、個人情報を取り扱っている。</p> <p>そこで、これらの個人情報について、適切に収集、利用・提供、保管、廃棄されているかどうか検証する。</p> | | |

(別表1) 局別実地監査期間

| No. | 局 | 実地監査 | 補足監査 |
|-----|-------------------|-------------------------|-----------------|
| 1 | 政策企画局 | 平成30年5月14日、15日及び17日 | |
| 2 | 青少年・治安対策本部 | 平成30年5月14日、18日及び21日 | |
| 3 | 総務局 | 平成30年4月27日、5月14日から22日まで | 平成30年6月15日及び18日 |
| 4 | 財務局 | 平成30年4月9日から13日まで | 平成30年6月13日及び14日 |
| 5 | 主税局 | 平成30年2月5日から3月5日まで | 平成30年6月15日 |
| 6 | 生活文化局 | 平成30年1月10日から31日まで | 平成30年6月15日及び18日 |
| 7 | オリンピック・パラリンピック準備局 | 平成30年5月25日から6月5日まで | |
| 8 | 都市整備局 | 平成30年4月9日から27日まで | 平成30年6月7日及び8日 |
| 9 | 環境局 | 平成30年4月9日から18日まで | 平成30年6月14日及び15日 |
| 10 | 福祉保健局(注) | 平成30年5月21日から6月7日まで | |
| 11 | 病院経営本部 | 平成30年4月27日から5月23日まで | |
| 12 | 産業労働局 | 平成30年5月11日から30日まで | |
| 13 | 中央卸売市場 | 平成30年1月10日から24日まで | 平成30年6月15日及び18日 |
| 14 | 建設局 | 平成30年2月9日から3月8日まで | 平成30年6月7日及び8日 |
| 15 | 港湾局 | 平成30年4月6日から27日まで | 平成30年6月7日及び8日 |
| 16 | 会計管理局 | 平成30年2月26日から3月2日まで | 平成30年6月13日及び14日 |
| 17 | 東京消防庁 | 平成30年1月15日から2月5日まで | 平成30年6月7日及び8日 |
| 18 | 交通局 | 平成30年4月9日から25日まで | 平成30年6月15日及び18日 |
| 19 | 水道局 | 平成30年1月15日から2月14日まで | 平成30年6月13日及び14日 |
| 20 | 下水道局 | 平成30年1月12日から2月6日まで | 平成30年6月7日 |
| 21 | 教育庁(注) | 平成30年4月25日から6月7日まで | |
| 22 | 警視庁(注) | 平成30年4月9日から19日まで | 平成30年6月15日及び18日 |
| 23 | 選挙管理委員会事務局 | 平成30年1月22日及び23日 | 平成30年6月7日 |
| 24 | 人事委員会事務局 | 平成30年3月1日 | 平成30年6月11日 |
| 25 | 監査事務局 | 平成30年2月28日及び3月2日 | 平成30年6月14日 |
| 26 | 労働委員会事務局 | 平成30年1月26日 | 平成30年6月11日 |
| 27 | 収用委員会事務局 | 平成30年1月24日 | 平成30年6月8日 |
| 28 | 議会局 | 平成30年2月26日及び27日 | 平成30年6月13日 |

(注) 大島支庁管内の事業所は平成30年5月8日から11日、八丈支庁管内の事業所は平成30年5月21日から24日まで

(別表2) 局別実地監査場所

| No. | 局 | 本庁の部 | 事業所 |
|-----|-------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 政策企画局 | 総務部、調整部、計画部、外務部 | 4 |
| 2 | 青少年・治安対策本部 | 総合対策部 | 1 |
| 3 | 総務局 | 総務部、復興支援対策部、行政改革推進部、情報通信企画部、人事部、コンプライアンス推進部、行政部、総合防災部、統計部、人権部 | 10 公文書館、大島支庁、八丈支庁 |
| 4 | 財務局 | 経理部、主計部、財産運用部、建築保全部 | 4 |
| 5 | 主税局 | 総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部 | 5 千代田、中央、文京、台東、墨田、品川、渋谷、杉並、練馬、足立、葛飾、八王子各都税事務所及び都税総合事務センター |
| 6 | 生活文化局 | 総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部 | 6 消費生活総合センター、計量検定所、東京ウィメンズプラザ |
| 7 | オリンピック・パラリンピック準備局 | 総務部、計画推進部、パラリンピック部、大会施設部、スポーツ推進部 | 5 |
| 8 | 都市整備局 | 総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、都営住宅経営部、基地対策部 | 8 第一市街地整備事務所(六町地区整備事務所を含む)、第二市街地整備事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所、東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所 |
| 9 | 環境局 | 総務部、地球環境エネルギー部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部 | 5 多摩環境事務所、廃棄物埋立管理事務所 |
| 10 | 福祉保健局 | 総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部 | 9 監察医務院、府中・青梅・板橋各看護専門学校、南多摩・多摩小平・多摩立川各保健所、島しょ保健所大島出張所、西多摩福祉事務所、萩山実務学校、誠明学園、児童相談センター、品川・杉並・小平・足立・世田谷各児童相談所、心身障害者福祉センター、心身障害者福祉センター多摩支所、北療育医療センター、北療育医療センター城南分園、北療育医療センター城北分園、府中療育センター、多摩療育園、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所、動物愛護相談センター、動物愛護相談センター多摩支所 |

| No. | 局 | 本庁の部 | 事業所 | |
|-----|---------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 11 | 病院経営本部 | 経営企画部、サービス推進部 | 2 広尾・大塚・駒込・墨東・神経・松沢各病院、多摩総合医療センター、小児総合医療センター | 8 |
| 12 | 産業労働局 | 総務部、商工部、金融部、観光部、農林水産部、雇労就業部 | 6 皮革技術センター、皮革技術センター台東支所、農業振興事務所、森林事務所、島しょ農林水産総合センター、労働相談情報センター、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校、中央・城北職業能力開発センター赤羽校、城南職業能力開発センター、城南職業能力開発センター大田校、城東職業能力開発センター、城東職業能力開発センター江戸川校、城東職業能力開発センター台東分校、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター府中校、東京障害者職業能力開発校 | 17 |
| 13 | 中央卸売市場 | 管理部、事業部、新市場整備部 | 3 築地・食肉・大田・足立・世田谷・北足立・多摩ニュータウン各市場 | 7 |
| 14 | 建設局 | 総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部 | 7 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩（奥多摩出張所を含む。）・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援・人材育成センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所 | 16 |
| 15 | 港湾局 | 総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部 | 5 東京港管理事務所、東京港建設事務所（高潮対策センターを含む。）、調布飛行場管理事務所 | 4 |
| 16 | 会計管理局 | 管理部（警察・消防出納部） | 1 | |
| 17 | 東京消防庁 （注1） | 企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部 | 8 第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十各消防方面本部、臨港・赤坂・大井・大森・目黒・玉川・中野・豊島・赤羽・尾久・西新井・本田・小岩・武蔵野・調布・東村山・北多摩西部・福生・秋川・板橋各消防署、消防学校、消防技術安全所 | 32 |
| 18 | 交通局 | 総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部 | 7 日比谷・巣鴨各駅務管区、泉岳寺・高島平各乗務管理所、日暮里・舎人営業所、品川・渋谷・巣鴨・南千住・深川各自動車営業所、馬込・志村・木場各車両検修場、浅草線・三田線各電気管理所、工務事務所、志村・大島各保線管理所 | 18 |

（注1）各消防署等の監査については、下線の消防署等を会場として集合監査を実施した。

| No. | 局 | 本庁の部 | 事業所 | |
|-----|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 19 | 水道局 | 総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部調整部、多摩水道改革推進本部施設部 | 9 中央・東部第一・東部第二・西部・南部・北部各支所、千代田・江東・葛飾・杉並・新宿・大田・世田谷・渋谷各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、小河内貯水池管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、玉川・小作・三郷各浄水場、東部・西部各建設事務所 | 29 |
| 20 | 下水道局 | 総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、流域下水道本部技術部 (北多摩一号水再生センター、南多摩水再生センター、北多摩二号水再生センター、浅川水再生センター、多摩川上流水再生センター、八王子水再生センター及び清瀬水再生センターを含む。) | 8 中部下水道事務所(芝浦水再生センターを含む。)、北都下水道事務所(三河島水再生センターを含む。)、東部第一下水道事務所(砂町水再生センター、東部スラッジプラント及び有明水再生センターを含む。)、東部第二下水道事務所(中川水再生センター、小菅水再生センター及び葛西水再生センターを含む。)、西部第一下水道事務所(落合水再生センター及び中野水再生センターを含む。)、西部第二下水道事務所(みやぎ水再生センター、新河岸水再生センター及び浮間水再生センターを含む。)、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター(南部スラッジプラントを含む。)、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所 | 24 |
| 21 | 教育庁 (注2) | 総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部 | 6 東部・中部・西部各学校経営支援センター、中央図書館、教職員研修センター、教育相談センター、大島出張所、新宿山吹・忍岡・白鷗・墨田川・日本橋・深川・墨田工業・大崎・八潮・駒場・蒲田・田園調布・大田桜台・松原・世田谷総合・西・杉並総合・飛鳥・赤羽商業・桐ヶ丘・荒川工業・板橋・北豊島工業・大泉・大泉桜・青井・農産・葛西工業・富士森・昭和・小川・町田・小金井工業・多摩科学技術・日野・南平・国立・福生・東大和南・清瀬・武蔵村山・若葉総合・秋留台・田無工業・大島・八丈各高等学校、白鷗高等学校附属、大泉高等学校附属各中学校、立川国際中等学校、葛飾盲学校、大塚ろう学校、城北・村山各特別支援学校、府中けやきの森、あきる野各学園、王子第二・羽村・調布・水元・港・白鷺・板橋・田無・品川各特別支援学校、志村学園、青山特別支援学校 | 73 |
| 22 | 警視庁 (注3) | 総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部 | 9 丸の内・万世橋・愛宕・高輪・東京湾岸・荏原・池上・世田谷・碑文谷・原宿・四谷・高井戸・本富士・下谷・蔵前・千住・綾瀬・本所・葛飾・小松川・小平・三鷹・青梅・八王子・八丈島各警察署 | 25 |

(注2) 各学校の監査については、下線の学校を会場として集合監査を実施した。

(注3) 各警察署の監査については、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。

| No. | 局 | 本庁の部 | 事業所 |
|-----|------------|-----------------|-----|
| 23 | 選挙管理委員会事務局 | | 1 |
| 24 | 人事委員会事務局 | 任用公平部、 試験部 | 2 |
| 25 | 監査事務局 | | 1 |
| 26 | 労働委員会事務局 | | 1 |
| 27 | 収用委員会事務局 | | 1 |
| 28 | 議会局 | 管理部、議事 部、調査部 | 3 |

上記のほか、以下の財政援助団体に対する実地監査を行った。

| 所管局 | 団体 |
|------|----------------|
| 交通局 | 株式会社はとバス |
| 水道局 | 株式会社PUC |
| | 東京水道サービス株式会社 |
| 下水道局 | 東京都下水道サービス株式会社 |

(別表3) 指摘事項、意見・要望事項一覧(局別)

| 局名 | No. | 重点 | | 区分 | 指摘事項件名(※は意見・要望事項) | 頁 |
|-----------------------|-------|----|----|---------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------|
| | | 全庁 | 局別 | | | |
| 青少年・治安 対策本部 | 1 | | ○ | 契約 (履行確認) | 委託契約の履行確認を適正に行うべきもの | 47 |
| 総務局 | 2 | | | 契約 (履行確認) | 防災訓練アドバイザーの契約を適正かつ効果的に行うべきもの | 48 |
| | 3 | | | 契約 (仕様・積算) | リース契約の契約目途額について適正な積算を行うべきもの | 49 |
| 主税局 | 4 | | ○ | 都税 | (画地の認定について) 複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの | 50 |
| | 5 | | ○ | 都税 | (画地の認定について) 複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの | 51 |
| | 6 | | ○ | 都税 | 土地の用途の認定を適正に行うべきもの | 53 |
| | 7 | | ○ | 都税 | 小規模住宅用地及び非住宅用地と認定する面積の計算を適正に行うべきもの | 55 |
| | 8 | | | 都税 | 特別区外の償却資産について賦課徴収した固定資産税を還付すべきもの | 56 |
| | 9 | | | 都税 | 固定資産税(償却資産)の課税を適正に行うべきもの | 57 |
| | 10 | | | 都税 | 高額滞納者に対する事後調査を適切に行うべきもの | 58 |
| | 11 | | | 都税 | 申請による換価の猶予の適否を速やかに判断すべきもの | 59 |
| | 12 | | | その他 | 文書管理を適正に行うべきもの | 61 |
| | 生活文化局 | 13 | ○ | | 契約 (履行確認) | 保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの |
| 14 | | ○ | | 契約 (仕様・積算) | 委託契約に係る業務内容を適切に仕様書に定めるべきもの | 63 |
| 15 | | ○ | | その他 | (施設の運営及び管理について) 施設利用者の利便に供するよう改善すべきもの | 64 |
| 16 | | ○ | | 契約 (その他) | (施設の運営及び管理について) 施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組むべきもの | 65 |
| 17 | | ○ | | 契約 (その他) | 緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるよう安全対策を講じるべきもの | 66 |
| 18 | | | ○ | 契約 (仕様・積算) | 積算を適切に行うとともに、履行確認を適正に行うべきもの | 66 |
| 19 | | | ○ | 会計処理 (歳出) | 精算を速やかに行うよう指導すべきもの | 68 |
| 20 | | | ○ | 契約 (仕様・積算) | 仕様書を適切に作成するとともに、仕様書に定めた書類を適時に提出するよう指導すべきもの | 68 |
| 21 | | | ○ | 契約 (仕様・積算) | (リース契約に係る積算について) 適正なリース料率及び保守料率を適用し積算すべきもの | 69 |
| 22 | | | ○ | 契約 (仕様・積算) | (リース契約に係る積算について) リース契約に係る積算を適正に行うべきもの | 70 |
| 23 | | | | その他 | 図書資料室の選書の過程を記録するなど選書の考え方を明確にすべきもの | 71 |
| オリンピック・パラリン ピック準備局 | 24 | | ○ | 契約 (その他) | 共同実施事業の負担金交付について、負担金支払書類等に精算行為を明記すべきもの | 73 |
| | 25 | | | 契約 (その他) | コピー機に係る消耗品を効率的かつ経済的に購入すべきもの | 76 |

| 局名 | No. | 重点 | | 区分 | 指摘事項件名（※は意見・要望事項） | 頁 |
|-------------------|-----|----|----|-----------|-------------------------------------------------|-----|
| | | 全庁 | 局別 | | | |
| オリンピック・パラリンピック準備局 | 26 | | | 物品管理 | 不用となった物品を適切に処理すべきもの | 77 |
| 都市整備局 | 27 | | ○ | 補助金等 | 補助金の実績報告に係る様式を見直すべきもの | 79 |
| | 28 | | | 会計処理（歳入） | 使用料の徴収事務を適正に行うべきもの | 81 |
| | 29 | | | 債権管理 | 都営住宅の一時使用に係る収入未済の債権管理を適切に行うべきもの | 82 |
| 環境局 | 30 | ○ | | 財産管理 | 消防用設備について更新計画を定め速やかに更新すべきもの | 83 |
| | 31 | | ○ | 契約（履行確認） | 受託者に対し、交付要綱等の見直しを行うとともに、手続が適正に履行されるよう指導・監督すべきもの | 84 |
| | 32 | | | 契約（履行確認） | 業務委託に係る事務処理及び進行管理を適切に行うべきもの | 85 |
| | 33 | | | 情報管理 | 個人情報取扱業務において再委託に関する措置を契約書等に明記すべきもの | 88 |
| 福祉保健局 | 34 | ○ | | 契約（仕様・積算） | （印刷物について）印刷物の仕様書を適切に定めるべきもの | 89 |
| | 35 | ○ | | 契約（履行確認） | （印刷物について）契約の履行確認を適切に行うべきもの | 89 |
| | 36 | ○ | | 契約（仕様・積算） | フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の点検を適正に行うべきもの | 91 |
| | 37 | ○ | | その他 | 災害時等の避難経路に必要な是正措置を行うべきもの | 92 |
| | 38 | ○ | | 物品管理 | 園の遊具について必要な点検や改修・更新等を適切に行うべきもの | 93 |
| | 39 | ○ | | 財産管理 | 消防用設備点検結果の報告を適正に行うとともに、点検結果への対応を適切に行うべきもの | 94 |
| | 40 | ○ | | 財産管理 | 建築基準法に基づく点検を適正に行うべきもの | 94 |
| | 41 | | ○ | 債権管理 | 債権管理を適切に行うべきもの | 95 |
| | 42 | | ○ | 債権管理 | 債権管理を適切に行うべきもの | 96 |
| | 43 | | | 契約（履行確認） | 清掃業務の履行確認を適切に行うとともに、清掃の実施頻度を精査すべきもの | 97 |
| | 44 | | | 物品管理 | 契約の仕様を適切に定めるべきもの | 99 |
| | 45 | | | 契約（仕様・積算） | 排水の水質分析を適正に行うべきもの | 100 |
| | 46 | | | 契約（その他） | 試薬等の購入手続を適正に行うべきもの | 101 |
| | 47 | | | 補助金等 | 補助金の交付額の確定事務を適切に行うべきもの | 102 |
| | 48 | | | 物品管理 | 保護具の管理を適正に行うべきもの | 103 |
| | 49 | ○ | | その他 | ※東京都障害者休養ホーム事業の受付手続について | 103 |
| | 50 | | | その他 | ※防災訓練の事後検証について | 104 |
| 病院経営本部 | 51 | ○ | | その他 | ホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行うべきもの | 105 |

| 局名 | No. | 重点 | | 区分 | 指摘事項名（※は意見・要望事項） | 頁 |
|--------|-----|----|----|---------------|--------------------------------------------------|-----|
| | | 全庁 | 局別 | | | |
| 病院経営本部 | 52 | ○ | | 財産管理 | 消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの | 106 |
| | 53 | | | 契約 (その他) | 契約事務を適切に行うべきもの | 108 |
| | 54 | | | 物品管理 | 災害拠点病院として備蓄している医薬品等の管理を適切に行うべきもの | 110 |
| | 55 | ○ | | その他 | ※視覚障害者誘導用ブロックの敷設について | 112 |
| 産業労働局 | 56 | ○ | | 契約 (履行確認) | 自家用電気工作物定期点検保守委託の履行確認を適正に行うべきもの | 113 |
| | 57 | ○ | | 契約 (その他) | 庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を見直すべきもの | 113 |
| | 58 | | | 会計処理 (歳入) | (行政財産の使用許可に係る使用料の徴収手続について) 使用料の徴収事務を適正に行うべきもの | 114 |
| | 59 | | | 会計処理 (歳入) | (行政財産の使用許可に係る使用料の徴収手続について) 使用料の徴収事務を適切に行うべきもの | 115 |
| | 60 | | | 契約 (その他) | 遅延違約金の算出を適正に行うべきもの | 116 |
| 中央卸売市場 | 61 | ○ | | 財産管理 | 自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの | 117 |
| | 62 | | ○ | 会計処理 (歳入) | 施設使用料の徴収を適正に行うべきもの | 121 |
| | 63 | | ○ | 財産管理 | 市場施設の使用許可手続を適正に求めるべきもの | 121 |
| | 64 | | ○ | 財産管理 | 台帳の点検や台帳に基づく現況確認を行うよう各場を指導すべきもの | 122 |
| 建設局 | 65 | ○ | | 会計処理 (歳入) | 占用料等の徴収に伴う調定額の登録を遅滞なく行うべきもの | 123 |
| | 66 | ○ | | 財産管理 | (公園施設の設置許可について) 設置許可に当たり必要な書類により審査を行うべきもの | 124 |
| | 67 | ○ | | 財産管理 | (公園施設の設置許可について) 施設の経営状況の報告を確認すべきもの | 124 |
| | 68 | | | 会計処理 (歳出) | 「立ちのき補償契約」の補償額の算定を適切に行うべきもの | 125 |
| | 69 | | | 契約 (履行確認) | 土地の管理及び造成等委託を適切に行うべきもの | 126 |
| | 70 | | | 契約 (仕様・積算) | 事業地管理工事契約の積算の確認及び指示記録簿の作成を適正に行うべきもの | 127 |
| | 71 | | | その他 | 記念品の選定及び配布を適切に行うべきもの | 128 |
| 港湾局 | 72 | ○ | | 契約 (履行確認) | 東京港国際埠頭施設等の警備に係る指示及び記録を適切に行うべきもの | 129 |
| | 73 | ○ | | 契約 (その他) | 機械警備委託契約に係る契約手続を適正に行うべきもの | 130 |
| | 74 | ○ | | 財産管理 | 照明用電気計器の設置を適正に行うべきもの | 131 |
| | 75 | | | 契約 (その他) | 複数単価契約の相手方の決定方法を改めるべきもの | 132 |
| | 76 | | | 契約 (その他) | 調査委託契約の変更手続を適正に行うべきもの | 134 |
| | 77 | | | 財産管理 | ポットホールが発生原因を調査・把握した上で、道路の維持管理を行うべきもの | 134 |

| 局名 | No. | 重点 | | 区分 | 指摘事項件名（※は意見・要望事項） | 頁 |
|-------|-----|----|----|---------------|---------------------------------------------------------------------------|-----|
| | | 全庁 | 局別 | | | |
| 東京消防庁 | 78 | | | 契約 (その他) | 災害時支援ボランティア、自主防災組織等に係る保険の契約手続を見直すべきもの | 136 |
| | 79 | | | 契約 (その他) | 実験委託に係る契約変更手続を適正に行うべきもの | 137 |
| 交通局 | 80 | ○ | | その他 | バリアフリー情報等の提供を適切に行うべきもの | 138 |
| | 81 | ○ | | 契約 (履行確認) | 駅舎の照明設備点検清掃委託を適切に行うべきもの | 139 |
| | 82 | ○ | | 契約 (履行確認) | 都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託を適切に行うべきもの | 140 |
| | 83 | ○ | | 契約 (履行確認) | 都営地下鉄駅立体図の変更委託の進行管理を適正に行うべきもの | 142 |
| | 84 | | | 契約 (履行確認) | 車両検修場施設保守管理業務委託における履行確認を適切に行うべきもの | 144 |
| | 85 | | | 財産管理 | 点検結果の対応を速やかに行うべきもの | 146 |
| | 86 | | | 契約 (仕様・積算) | (フェイスブック広報業務委託契約について) ユーザー参加企画及びブロガー企画の実施に当たって仕様内容を見直すとともに、履行確認を適切に行うべきもの | 148 |
| | 87 | | | 契約 (その他) | (フェイスブック広報業務委託契約について) 企画提案選考の実施に当たって重要な条件を明示すべきもの | 149 |
| | 88 | ○ | | 契約 (その他) | ※お忘れものセンター運營業務の電話応対に対するサービスレベルの設定について | 150 |
| 水道局 | 89 | | | 債権管理 | 債権管理に係る事務処理を適切に行うべきもの | 151 |
| | 90 | | | 契約 (履行確認) | 履行確認及び契約変更の手続を適正に行うべきもの | 152 |
| | 91 | | | 契約 (その他) | 経済性に配慮した契約事務を行うべきもの | 153 |
| | 92 | | | 情報管理 | 個人情報を含む帳票類の廃棄手続に係る契約仕様書等の見直しを行うべきもの | 155 |
| 下水道局 | 93 | ○ | | 契約 (履行確認) | 下水道施設の保全管理業務委託等に係る履行確認を適切に行うべきもの | 156 |
| | 94 | ○ | | 契約 (履行確認) | 成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるべきもの | 159 |
| | 95 | | ○ | 契約 (履行確認) | 水再生センター開口部覆蓋部分の通常点検において覆蓋開放の有無の記録及び報告を求めるべきもの | 160 |
| | 96 | | ○ | 物品管理 | 保護具の管理を適正に行うべきもの | 161 |
| | 97 | | ○ | その他 | 緊急通報連絡表の作成を適切に行うべきもの | 162 |
| | 98 | | | 契約 (その他) | 管きよ改良工事契約の変更手続を適正に行うべきもの | 164 |
| | 99 | | | 契約 (その他) | 企画コンペティションの実施に当たって重要な条件を明示すべきもの | 166 |
| 教育庁 | 100 | ○ | | 財産管理 | 設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行うべきもの | 167 |
| | 101 | ○ | | その他 | 来校者の管理を適切に行うべきもの | 169 |
| | 102 | ○ | | その他 | 生徒の安全管理を適切に行うべきもの | 170 |

| 局名 | No. | 重点 | | 区分 | 指摘事項件名（※は意見・要望事項） | 頁 |
|-----|-----|----|-----|--------------------------------|--------------------------------------------------|-----|
| | | 全庁 | 局別 | | | |
| 教育庁 | 103 | | ○ | 会計処理 (歳出) | (給与返納等事務について) 給与返納事務処理を適切に行うべきもの | 171 |
| | 104 | | ○ | 会計処理 (歳出) | (給与返納等事務について) 給与取扱者の現金出納簿の記帳及び確認を適正に行うべきもの | 172 |
| | 105 | | | 会計処理 (歳入) | 調定を適切に行うべきもの | 173 |
| | 106 | | | 契約 (その他) | 契約の事務手続を適切に行うべきもの | 174 |
| | 107 | | | 契約 (その他) | 委託契約を適切に行うべきもの | 174 |
| | 108 | | | 契約 (その他) | 学校施設維持管理業務委託契約の履行を適切に行うべきもの | 175 |
| | 109 | | | 情報管理 | シンポジウム運営委託における個人情報保護の取扱いを適切に行うべきもの | 176 |
| | 110 | | | 契約 (履行確認) | 給食調理業務委託契約の履行確認を適切に行うべきもの | 177 |
| | 111 | | | 契約 (履行確認) | 親子情報モラル業務委託契約の履行確認及び検査を適切に行うべきもの | 178 |
| | 112 | | | 情報管理 | 入試問題の印刷について、秘密保持のため仕様書を適切に定めるとともに、作業確認を適切に行うべきもの | 179 |
| | 113 | | | その他 | 生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの | 180 |
| 114 | | | その他 | 修学旅行の不参加者に対し、学校徴収金を速やかに返還すべきもの | 181 | |
| 警視庁 | 115 | | | 情報管理 | 個人情報を取り扱う事務委託に関する事務処理を適正に行うべきもの | 182 |

(別表4) 指摘事項、意見・要望事項一覧(区分別)

【会計処理(歳入)】

| No. | 重点 | | 指摘事項件名 | 局名 | 頁 |
|-----|----|----|--------------------------------------------------|--------|-----|
| | 全庁 | 局別 | | | |
| 28 | | | 使用料の徴収事務を適正に行うべきもの | 都市整備局 | 81 |
| 58 | | | (行政財産の使用許可に係る使用料の徴収手続について) 使用料の徴収事務を適正に行うべきもの | 産業労働局 | 114 |
| 59 | | | (行政財産の使用許可に係る使用料の徴収手続について) 使用料の徴収事務を適切に行うべきもの | 産業労働局 | 115 |
| 62 | | ○ | 施設使用料の徴収を適正に行うべきもの | 中央卸売市場 | 121 |
| 65 | ○ | | 占用料等の徴収に伴う調定額の登録を遅滞なく行うべきもの | 建設局 | 123 |
| 105 | | | 調定を適切に行うべきもの | 教育庁 | 173 |

【債権管理】

| No. | 重点 | | 指摘事項件名 | 局名 | 頁 |
|-----|----|----|---------------------------------|-------|-----|
| | 全庁 | 局別 | | | |
| 29 | | | 都営住宅の一時使用に係る収入未済の債権管理を適切に行うべきもの | 都市整備局 | 82 |
| 41 | | ○ | 債権管理を適切に行うべきもの | 福祉保健局 | 95 |
| 42 | | ○ | 債権管理を適切に行うべきもの | 福祉保健局 | 96 |
| 89 | | | 債権管理に係る事務処理を適切に行うべきもの | 水道局 | 151 |

【都税】

| No. | 重点 | | 指摘事項件名 | 局名 | 頁 |
|-----|----|----|-----------------------------------------|-----|----|
| | 全庁 | 局別 | | | |
| 4 | | ○ | (画地の認定について) 複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの | 主税局 | 50 |
| 5 | | ○ | (画地の認定について) 複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの | 主税局 | 51 |
| 6 | | ○ | 土地の用途の認定を適正に行うべきもの | 主税局 | 53 |
| 7 | | ○ | 小規模住宅用地及び非住宅用地と認定する面積の計算を適正に行うべきもの | 主税局 | 55 |
| 8 | | | 特別区外の償却資産について賦課徴収した固定資産税を還付すべきもの | 主税局 | 56 |
| 9 | | | 固定資産税(償却資産)の課税を適正に行うべきもの | 主税局 | 57 |
| 10 | | | 高額滞納者に対する事後調査を適切に行うべきもの | 主税局 | 58 |
| 11 | | | 申請による換価の猶予の適否を速やかに判断すべきもの | 主税局 | 59 |

【契約（仕様・積算）】

| No. | 重点 | | 指摘事項件名 | 局名 | 頁 |
|-----|----|----|------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|
| | 全庁 | 局別 | | | |
| 3 | | | リース契約の契約目途額について適正な積算を行うべきもの | 総務局 | 49 |
| 14 | ○ | | 委託契約に係る業務内容を適切に仕様書に定めるべきもの | 生活文化局 | 63 |
| 18 | | ○ | 積算を適切に行うとともに、履行確認を適正に行うべきもの | 生活文化局 | 66 |
| 20 | | ○ | 仕様書を適切に作成するとともに、仕様書に定めた書類を適時に提出するよう指導すべきもの | 生活文化局 | 68 |
| 21 | | ○ | （リース契約に係る積算について） 適正なリース料率及び保守料率を適用し積算すべきもの | 生活文化局 | 69 |
| 22 | | ○ | （リース契約に係る積算について） リース契約に係る積算を適正に行うべきもの | 生活文化局 | 70 |
| 34 | ○ | | （印刷物について） 印刷物の仕様書を適切に定めるべきもの | 福祉保健局 | 89 |
| 36 | ○ | | フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の点検を適正に行うべきもの | 福祉保健局 | 91 |
| 45 | | | 排水の水質分析を適正に行うべきもの | 福祉保健局 | 100 |
| 70 | | | 事業地管理工事契約の積算の確認及び指示記録簿の作成を適正に行うべきもの | 建設局 | 127 |
| 86 | | | （フェイスブック広報業務委託契約について） ユーザー参加企画及びブロガー企画の実施に当たって仕様内容を見直すとともに、履行確認を適切に行うべきもの | 交通局 | 148 |

【契約（履行確認）】

| No. | 重点 | | 指摘事項件名 | 局名 | 頁 |
|-----|----|----|-------------------------------------------------|------------|-----|
| | 全庁 | 局別 | | | |
| 1 | | ○ | 委託契約の履行確認を適正に行うべきもの | 青少年・治安対策本部 | 47 |
| 2 | | | 防災訓練アドバイザーの契約を適正かつ効果的に行うべきもの | 総務局 | 48 |
| 13 | ○ | | 保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの | 生活文化局 | 62 |
| 31 | | ○ | 受託者に対し、交付要綱等の見直しを行うとともに、手続が適正に履行されるよう指導・監督すべきもの | 環境局 | 84 |
| 32 | | | 業務委託に係る事務処理及び進行管理を適切に行うべきもの | 環境局 | 85 |
| 35 | ○ | | （印刷物について） 契約の履行確認を適切に行うべきもの | 福祉保健局 | 89 |
| 43 | | | 清掃業務の履行確認を適切に行うとともに、清掃の実施頻度を精査すべきもの | 福祉保健局 | 97 |
| 56 | ○ | | 自家用電気工作物定期点検保守委託の履行確認を適正に行うべきもの | 産業労働局 | 113 |
| 69 | | | 土地の管理及び造成等委託を適切に行うべきもの | 建設局 | 126 |
| 72 | ○ | | 東京港国際埠頭施設等の警備に係る指示及び記録を適切に行うべきもの | 港湾局 | 129 |

| | | | | |
|-----|---|-------------------------------------------------|------|-----|
| 81 | ○ | 駅舎の照明設備点検清掃委託を適切に行うべきもの | 交通局 | 139 |
| 82 | ○ | 都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託を適切に行うべきもの | 交通局 | 140 |
| 83 | ○ | 都営地下鉄駅立体図の変更委託の進行管理を適正に行うべきもの | 交通局 | 142 |
| 84 | | 車両検修場施設保守管理業務委託における履行確認を適切に行うべきもの | 交通局 | 144 |
| 90 | | 履行確認及び契約変更の手続を適正に行うべきもの | 水道局 | 152 |
| 93 | ○ | 下水道施設の保全管理業務委託等に係る履行確認を適切に行うべきもの | 下水道局 | 156 |
| 94 | ○ | 成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるべきもの | 下水道局 | 159 |
| 95 | ○ | 水再生センター開口部カバー部分の通常点検においてカバー開放の有無の記録及び報告を求めるべきもの | 下水道局 | 160 |
| 110 | | 給食調理業務委託契約の履行確認を適切に行うべきもの | 教育庁 | 177 |
| 111 | | 親子情報モラル業務委託契約の履行確認及び検査を適切に行うべきもの | 教育庁 | 178 |

【契約（その他）】

| No. | 重点 | | 指摘事項件名（※は意見・要望事項） | 局名 | 頁 |
|-----|----|----|-----------------------------------------------------|-------------------|-----|
| | 全庁 | 局別 | | | |
| 16 | ○ | | (施設の運営及び管理について) 施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組むべきもの | 生活文化局 | 65 |
| 17 | ○ | | 緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるよう安全対策を講じるべきもの | 生活文化局 | 66 |
| 24 | | ○ | 共同実施事業の負担金交付について、負担金支払書類等に精算行為を明記すべきもの | オリンピック・パラリンピック準備局 | 73 |
| 25 | | | コピー機に係る消耗品を効率的かつ経済的に購入すべきもの | オリンピック・パラリンピック準備局 | 76 |
| 46 | | | 試薬等の購入手続を適正に行うべきもの | 福祉保健局 | 101 |
| 53 | | | 契約事務を適切に行うべきもの | 病院経営本部 | 108 |
| 57 | ○ | | 庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を見直すべきもの | 産業労働局 | 113 |
| 60 | | | 遅延違約金の算出を適正に行うべきもの | 産業労働局 | 116 |
| 73 | ○ | | 機械警備委託契約に係る契約手続を適正に行うべきもの | 港湾局 | 130 |
| 75 | | | 複数単価契約の相手方の決定方法を改めるべきもの | 港湾局 | 132 |
| 76 | | | 調査委託契約の変更手続を適正に行うべきもの | 港湾局 | 134 |
| 78 | | | 災害時支援ボランティア、自主防災組織等に係る保険の契約手続を見直すべきもの | 東京消防庁 | 136 |

| | | | | |
|-----|---|------------------------------------------------------|-------|-----|
| 79 | | 実験委託に係る契約変更手続を適正に行うべきもの | 東京消防庁 | 137 |
| 87 | | (フェイスブック広報業務委託契約について) 企画提案選考の実施に当たって重要な条件を明示すべきもの | 交通局 | 149 |
| 88 | ○ | ※お忘れものセンター運営業務の電話応対に対するサービスレベルの設定について | 交通局 | 150 |
| 91 | | 経済性に配慮した契約事務を行うべきもの | 水道局 | 153 |
| 98 | | 管きょ改良工事契約の変更手続を適正に行うべきもの | 下水道局 | 164 |
| 99 | | 企画コンペティションの実施に当たって重要な条件を明示すべきもの | 下水道局 | 166 |
| 106 | | 契約の事務手続を適切に行うべきもの | 教育庁 | 174 |
| 107 | | 委託契約を適切に行うべきもの | 教育庁 | 174 |
| 108 | | 学校施設維持管理業務委託契約の履行を適切に行うべきもの | 教育庁 | 175 |

【会計処理（歳出）】

| No. | 重点 | | 指摘事項件名 | 局名 | 頁 |
|-----|----|----|-----------------------------------------------|-------|-----|
| | 全庁 | 局別 | | | |
| 19 | | ○ | 精算を速やかに行うよう指導すべきもの | 生活文化局 | 68 |
| 68 | | | 「立ちのき補償契約」の補償額の算定を適切に行うべきもの | 建設局 | 125 |
| 103 | | ○ | (給与返納等事務について) 給与返納事務処理を適切に行うべきもの | 教育庁 | 171 |
| 104 | | ○ | (給与返納等事務について) 給与取扱者の現金出納簿の記帳及び確認を適正に行うべきもの | 教育庁 | 172 |

【補助金等】

| No. | 重点 | | 指摘事項件名 | 局名 | 頁 |
|-----|----|----|------------------------|-------|-----|
| | 全庁 | 局別 | | | |
| 27 | | ○ | 補助金の実績報告に係る様式を見直すべきもの | 都市整備局 | 79 |
| 47 | | | 補助金の交付額の確定事務を適切に行うべきもの | 福祉保健局 | 102 |

【財産管理】

| No. | 重点 | | 指摘事項件名 | 局名 | 頁 |
|-----|----|----|-------------------------------------------|-------|----|
| | 全庁 | 局別 | | | |
| 30 | ○ | | 消防用設備について更新計画を定め速やかに更新すべきもの | 環境局 | 83 |
| 39 | ○ | | 消防用設備点検結果の報告を適正に行うとともに、点検結果への対応を適切に行うべきもの | 福祉保健局 | 94 |
| 40 | ○ | | 建築基準法に基づく点検を適正に行うべきもの | 福祉保健局 | 94 |

| | | | | |
|-----|---|----------------------------------------------|--------|-----|
| 52 | ○ | 消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの | 病院経営本部 | 106 |
| 61 | ○ | 自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの | 中央卸売市場 | 117 |
| 63 | ○ | 市場施設の使用許可手続を適正に求めるべきもの | 中央卸売市場 | 121 |
| 64 | ○ | 台帳の点検や台帳に基づく現況確認を行うよう各場を指導すべきもの | 中央卸売市場 | 122 |
| 66 | ○ | (公園施設の設置許可について) 設置許可に当たり必要な書類により審査を行うべきもの | 建設局 | 124 |
| 67 | ○ | (公園施設の設置許可について) 施設の経営状況の報告を確認すべきもの | 建設局 | 124 |
| 74 | ○ | 照明用電気計器の設置を適正に行うべきもの | 港湾局 | 131 |
| 77 | | ポットホールの発生原因を調査・把握した上で、道路の維持管理を行うべきもの | 港湾局 | 134 |
| 85 | | 点検結果の対応を速やかに行うべきもの | 交通局 | 146 |
| 100 | ○ | 設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行うべきもの | 教育庁 | 167 |

【物品管理】

| No. | 重点 | | 指摘事項件名 | 局名 | 頁 |
|-----|----|----|----------------------------------|-----------------------|-----|
| | 全庁 | 局別 | | | |
| 26 | | | 不用となった物品を適切に処理すべきもの | オリンピック・パラ リンピック準備局 | 77 |
| 38 | ○ | | 園の遊具について必要な点検や改修・更新等を適切に行うべきもの | 福祉保健局 | 93 |
| 44 | | | 契約の仕様を適切に定めるべきもの | 福祉保健局 | 99 |
| 48 | | | 保護具の管理を適正に行うべきもの | 福祉保健局 | 103 |
| 54 | | | 災害拠点病院として備蓄している医薬品等の管理を適切に行うべきもの | 病院経営本部 | 110 |
| 96 | ○ | | 保護具の管理を適正に行うべきもの | 下水道局 | 161 |

【情報管理】

| No. | 重点 | | 指摘事項件名 | 局名 | 頁 |
|-----|----|----|--------------------------------------------------|-----|-----|
| | 全庁 | 局別 | | | |
| 33 | | | 個人情報取扱業務において再委託に関する措置を契約書等に明記すべきもの | 環境局 | 88 |
| 92 | | | 個人情報を含む帳票類の廃棄手続に係る契約仕様書等の見直しを行うべきもの | 水道局 | 155 |
| 109 | | | シンポジウム運営委託における個人情報保護の取扱いを適切に行うべきもの | 教育庁 | 176 |
| 112 | | | 入試問題の印刷について、秘密保持のため仕様書を適切に定めるとともに、作業確認を適切に行うべきもの | 教育庁 | 179 |
| 115 | | | 個人情報を取り扱う事務委託に関する事務処理を適正に行うべきもの | 警視庁 | 182 |

【その他】

| No. | 重点 | | 指摘事項件名（※は意見・要望事項） | 局名 | 頁 |
|-----|----|----|------------------------------------------|--------|-----|
| | 全庁 | 局別 | | | |
| 12 | | | 文書管理を適正に行うべきもの | 主税局 | 61 |
| 15 | ○ | | （施設の運営及び管理について） 施設利用者の利便に供するよう改善すべきもの | 生活文化局 | 64 |
| 23 | | | 図書資料室の選書の過程を記録するなど選書の考え方を明確にすべきもの | 生活文化局 | 71 |
| 37 | ○ | | 災害時等の避難経路に必要な是正措置を行うべきもの | 福祉保健局 | 92 |
| 49 | ○ | | ※東京都障害者休養ホーム事業の受付手続について | 福祉保健局 | 103 |
| 50 | | | ※防災訓練の事後検証について | 福祉保健局 | 104 |
| 51 | ○ | | ホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行うべきもの | 病院経営本部 | 105 |
| 55 | ○ | | ※視覚障害者誘導用ブロックの敷設について | 病院経営本部 | 112 |
| 71 | | | 記念品の選定及び配布を適切に行うべきもの | 建設局 | 128 |
| 80 | ○ | | バリアフリー情報等の提供を適切に行うべきもの | 交通局 | 138 |
| 97 | | ○ | 緊急通報連絡表の作成を適切に行うべきもの | 下水道局 | 162 |
| 101 | ○ | | 来校者の管理を適切に行うべきもの | 教育庁 | 169 |
| 102 | ○ | | 生徒の安全管理を適切に行うべきもの | 教育庁 | 170 |
| 113 | | | 生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの | 教育庁 | 180 |
| 114 | | | 修学旅行の不参加者に対し、学校徴収金を速やかに返還すべきもの | 教育庁 | 181 |

第5 東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

平成29年度東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び15特別会計）の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 平成30年8月3日及び6日
- ② 東京都財務諸表 平成30年8月21日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認

ア 「財産に関する調書」との突合

イ 当期の増減について関係書類（購入原議等）との照合（抽出による）

ウ 減価償却計算に関する検証（抽出による）

- (7) 決算整理手続の確認

不納欠損引当金、貸倒引当金、退職給与引当金及び賞与引当金について、計上額や算定の根拠となる計数を確認

- (8) 特異科目の検証

特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を検証

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

なお、平成28年度東京都財務諸表監査において、工事等の完了に伴い精算して資産や費用に計上すべき建設仮勘定について、一部の局で未精算の解消が進んでいない状況が認められたところであるが、その解消に取り組んだ結果、今回の監査では当該局において残高が大幅に減少したことを確認した。

財政状態を財務諸表に適正に表示するため、各局において今後も引き続き取り組むよう求める。

第6 監査の結果（各局別）

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (歳出)

(1) 委託契約の履行確認を適正に行うべきもの

総合対策部では、若者の相談を広く丁寧に受け止める無料の相談窓口として、東京都若者総合相談センター（以下「若ナビα」という。）を設置しており、その運営については、表1のとおり、Aに委託している。

当該契約の仕様書では、専門相談員等のほかに監修者（注1）として、医師（心理系の分野を専門に勤務した経験がある者）及び弁護士（5年以上の勤務経験がある者）を各1名以上配置することとしており、受託者は各1名を配置している。また、仕様書によれば、監修者は、若ナビαで実施している援助方針会議（注2）への参加を含め、月2回以上若ナビαへ来所することとなっている。

なお、当該契約の積算では、援助方針会議を含め、月2回以上来所することを前提とした積算がされている。

ところで、援助方針会議の議事録を確認したところ、監修者のうち弁護士については、平成29年度に24回開催（月2回の開催）された援助方針会議に1回も参加していないことが認められた（なお、医師は、毎回参加している。）。

これについて、部が受託者に確認したところ、弁護士を必要とする案件がなかったため、援助方針会議には参加していないが、月2回は来所しているとのことであった。

しかしながら、弁護士からの指導内容を記載した記録等が書面で残っていないため、月2回の来所を確認できない状態になっており、適正でない。

部は、委託契約の履行確認を適正に行われたい。

(総合対策部)

(注1) 専門相談員等に対して、医師や弁護士としての専門的見地から助言や指導を行う。

(注2) 相談事案のうち、個別の困難案件について、対応方法や援助方針を決定する場として開催している会議であり、主な参加者は、受託事業の事業責任者、専門相談員、監修者、都職員等である。

(表1) 契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|--------------------|--------------------------|--------------|
| 東京都若者総合相談センターの運営委託 | 平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31 | 53, 352, 000 |

総 務 局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 防災訓練アドバイザーの契約を適正かつ効果的に行うべきもの

総合防災部は、表1のとおり、委託契約により、区市町村における防災訓練の専門知識充実や人員支援を目的として、希望する区市町村における防災訓練の企画・運営・実施を支援するために、防災訓練アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣している。

なお、当契約の受託者要件として、地震、風水害等に関する被害想定策定業務の受託実績を求めている。

この契約では、アドバイザーが、委託者及び派遣先区市町村（中央区、新宿区、台東区、墨田区、調布市）と防災訓練の実施内容について協議する前に、派遣先区市町村の地震・風水害・津波のいずれの災害による被害が深刻と想定されるかについて把握を行い、被害特性報告レポート（以下「レポート」という。）にまとめることとなっている。

ところで、受託者から提出されたレポート等を見たところ、地震についてのみが記載され、風水害や津波について、被害特性を比較・調査した記載が確認できなかった。

部によれば、実際は風水害について、ハザードマップで被害特性を調査したとのことである。

しかしながら、アドバイザーがハザードマップで行ったとされる調査方法や結論等について、監査日（平成30年5月22日）現在、レポート等から確認できないまま、履行確認・支払を行っているのは、適正でない。

また、前述した地震のみのレポートを基に、区市町村と防災訓練を企画しても、地域の被害特性に即した訓練を効果的に行うことは困難である。

部は、防災訓練アドバイザーの契約を適正かつ効果的に行われたい。

(総合防災部)

(表1) 委託契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|------------------------|--------------------|-----------|
| 平成29年度防災訓練アドバイザー派遣業務委託 | 平成29.4.1～平成30.3.30 | 5,972,400 |

(歳出)

(2) リース契約の契約目途額について適正な積算を行うべきもの

人権部は、ネットワークサーバ機器等の借入れについて、表2のとおり、リース契約を行っている。

ところで、リース契約の契約目途額の積算について見たところ、サーバ本体、ディスプレイ及びUPS（注）について、リース料及び保守料を計上しているにもかかわらず、同製品の保守を行うサーバ保守パックの費用も計上しており、当該保守料が二重に算出されている。

また、IT経費適正化マニュアル（総務局作成）によれば、ライセンス契約に保守が含まれている市販ソフト（オフィス統合ソフト）については、保守料を算出しないこととされているにもかかわらず、市販ソフトのウィルス対策ソフトの保守料を別途算出している。

この結果、表3のとおり21万9,736円（監査事務局試算）が過大積算されている。

部は、リース契約の契約目途額について適正な積算を行われたい。

(人権部)

(注) 無停電電源装置のこと。内部にバッテリーを持ち、停電や断線といった突然の電源トラブルに対応するための機器を指す。

(表2) リース契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額（総額） |
|------------------------------|--------------------------|-----------|
| ネットワークサーバ機器等の借入れ （長期継続契約） | 平成 29. 4. 1～平成 34. 3. 31 | 1,069,200 |

(表3) 過大に積算されている額（監査事務局試算）

(単位：円)

| 区分 | 経費（年額） | 経費（5年間） |
|-----------------------------|--------|---------|
| サーバ保守パック | 17,520 | 87,600 |
| ウィルス対策ソフト （新規及び更新4回）の保守料 | 23,172 | 115,860 |
| 小計 | | 203,460 |
| 消費税及び地方消費税の額 | | 16,276 |
| 合計 | | 219,736 |

主 税 局

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (歳入)

(1) 画地の認定について

土地の評価については、地方税法等(注)に基づき、原則として、一筆の土地を一画地として評価することとされているが、隣接する二筆以上の土地について、一体として利用されているときには、これらの土地を一画地として認定し評価する。

ア 複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの

品川都税事務所は、表1のとおり、一体として利用されている複数の筆の土地を一画地として認定しておらず、適正でない。

その結果、3万7,200円の課税不足が発生している。

所は、画地の認定を適正に行われたい。

(品川都税事務所)

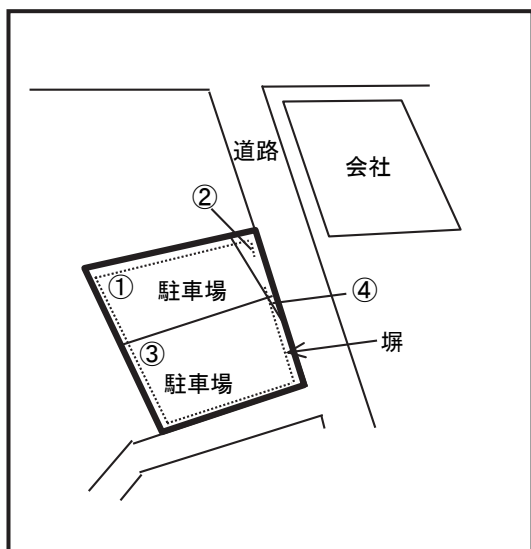
(注) 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)、東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領(昭和38年5月22日付38主課固発第174号)

(表1) 複数の筆の土地を一画地として認定すべき土地

| No. | 所名 | 筆の状況 | 用途 | 現況図 | 現状の認定 | 正しい認定 | 課税不足額 (注) |
|-----|----|---------------------------------------------------|--------|-----|--------------------|----------|--------------|
| 1 | 品川 | 筆① 137.42㎡ 筆② 14.41㎡ 筆③ 229.52㎡ 筆④ 1.42㎡ | 事業用駐車場 | 図1 | 筆①②の一画地 筆③④の一画地 | 筆①～④の一画地 | 37,200円 |

(注) 法に基づき更正できる期間(平成25年度以降)の固定資産税及び都市計画税の合算額

(図1)



イ 複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの

品川、渋谷及び杉並各都税事務所は、表2及び表3のとおり、一体として利用されているとはいえない複数の筆の土地を一画地として認定しており、適正でない。

その結果、6件について55万4,138円の課税超過が発生している。

各所は、画地の認定を適正に行われたい。

(品川都税事務所)

(渋谷都税事務所)

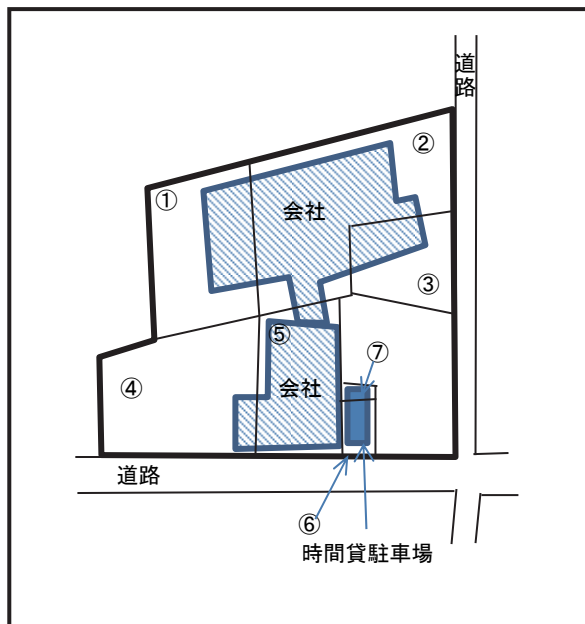
(杉並都税事務所)

(表2) 複数の筆の土地を一画地として認定すべきでない土地

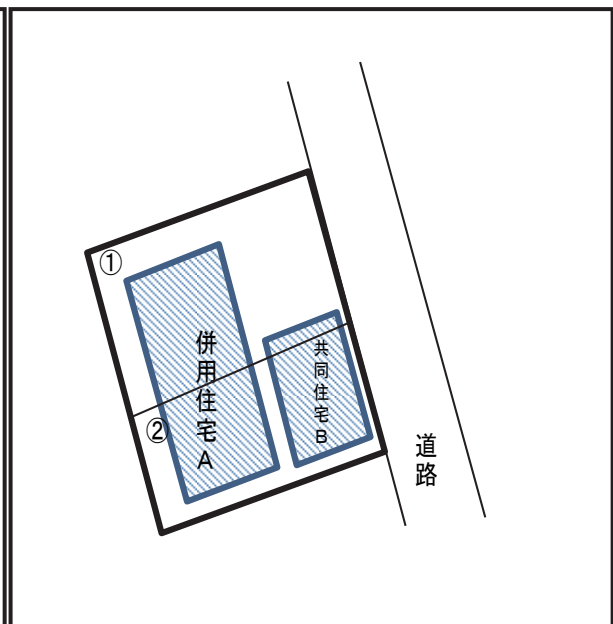
| No. | 所名 | 筆の状況 | 用途 | 現況図 | 現状の認定 | 正しい認定 | 課税超過額 (注) |
|-----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----|--------------|---------------------------------|--------------|
| 1 | 品川 | 筆① 181.87㎡ 筆② 318.18㎡ 筆③ 162.24㎡ 筆④ 331.80㎡ 筆⑤ 231.90㎡ 筆⑥ 27.91㎡ 筆⑦ 5.76㎡ | 事業用家屋 事業用駐車場 時間貸駐車場 (1台分) | 図2 | 筆①～⑦を 一画地 | 筆①～⑤を 一画地 筆⑥⑦を 一画地 | 38,900円 |
| 2 | 渋谷 | 筆① 198.34㎡ 筆② 132.23㎡ | 筆①、②に 併用住宅A 共同住宅B (住宅戸数4戸) | 図3 | 筆①②を 一画地 | 筆①を一画地 筆②を一画地 | 116,538円 |

(注) 法に基づき更正できる期間(平成25年度以降)の固定資産税及び都市計画税の合算額

(図2)



(図3)

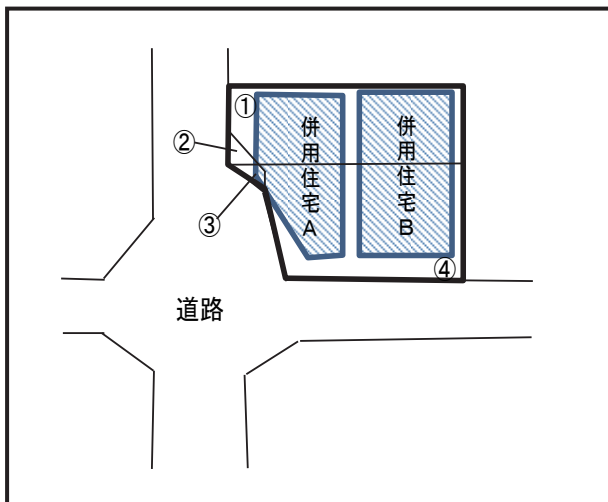


(表3) 複数の筆の土地を一画地として認定すべきでない土地 (前頁の続き)

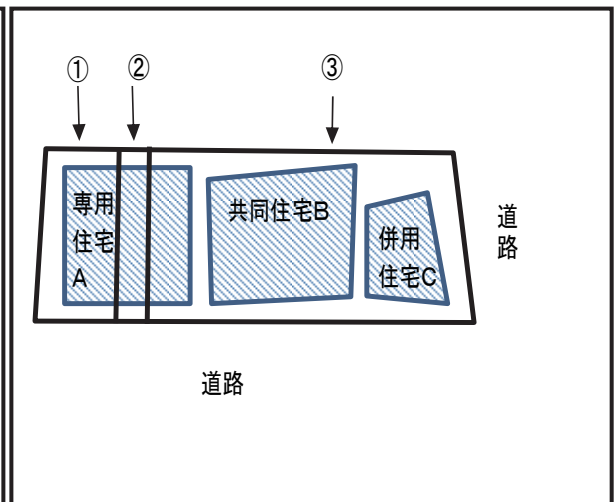
| No. | 所名 | 筆の状況 | 用途 | 現況図 | 現状の認定 | 正しい認定 | 課税超過額 (注) |
|-----|----|--------------------------------------------------|-------------------------|-----|--------------|--------------------|--------------|
| 3 | 渋谷 | 筆① 121.12㎡ 筆② 1.88㎡ 筆③ 5.28㎡ 筆④ 127.66㎡ | 併用住宅A 併用住宅B | 図4 | 筆①～④を 一画地 | 筆①②を一画地 筆③④を一画地 | 111,000円 |
| 4 | 杉並 | 筆① 39.84㎡ 筆② 19.30㎡ 筆③ 148.57㎡ | 専用住宅A 共同住宅B 併用住宅C | 図5 | 筆①～③を 一画地 | 筆①②を一画地 筆③を一画地 | 57,200円 |
| 5 | 杉並 | 筆① 96.11㎡ 筆② 129.21㎡ 筆③ 43.10㎡ | 専用住宅A 共同住宅B | 図6 | 筆①～③を 一画地 | 筆①③を一画地 筆②を一画地 | 112,300円 |
| 6 | 杉並 | 筆① 138.69㎡ 筆② 188.89㎡ | 専用住宅A～D | 図7 | 筆①②を 一画地 | 筆①を一画地 筆②を一画地 | 118,200円 |

(注) 法に基づき更正できる期間 (平成25年度以降) の固定資産税及び都市計画税の合算額

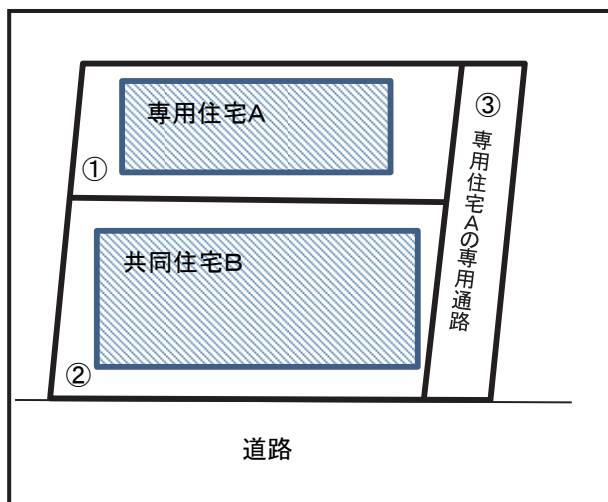
(図4)



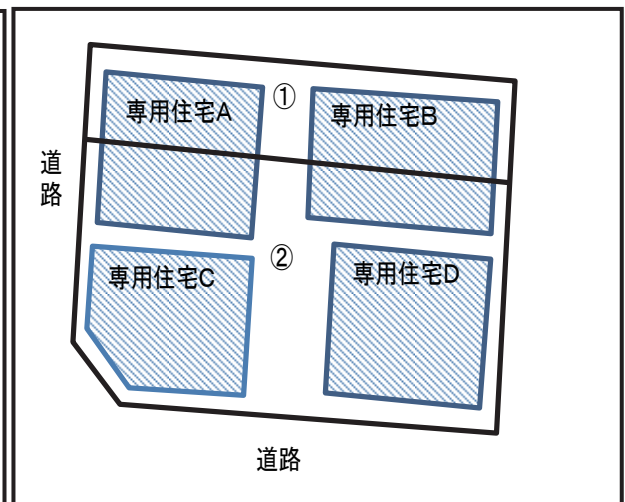
(図5)



(図6)



(図7)



(局別重点監査事項) (歳入)

(2) 土地の用途の認定を適正に行うべきもの

土地に対する固定資産税・都市計画税の課税において、住宅用家屋の敷地、その敷地と一体となっている庭や自家用駐車場等は、法により「住宅用地」として認定され、業務用家屋の敷地、駐車場、資材置場、空地等は「非住宅用地」とされる。

住宅用地は、一般住宅用地の場合には、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では価格の3分の1、都市計画税では価格の3分の2に軽減され、小規模住宅用地の場合には、1戸につき200㎡まで、固定資産税では価格の6分の1、都市計画税では価格の3分の1に軽減される。

また、一筆の土地に住宅及び非住宅の用途が混在している場合には、表4のとおり、用途ごとに面積の認定を行う。

しかしながら、品川、渋谷及び杉並各都税事務所は、表6のとおり、住宅用地・非住宅用地の認定を誤っており、適正でない。

その結果、2件について20万9,900円の課税不足、1件について7万円の課税超過が発生している。

各所は、土地の用途の認定を適正に行われたい。

(品川都税事務所)

(渋谷都税事務所)

(杉並都税事務所)

(表4) 一筆の土地に住宅及び非住宅の用途が混在している場合の住宅用地の面積

| | |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅用地を明確に区分できる場合 | ○その区分の面積 |
| 住宅用地を明確に区分できない場合 | ○その区画に所在する家屋の建築面積に住宅の建築面積が占める割合によるあん分 (併用住宅(一部住宅、一部非住宅の家屋)は併用割合(床面積に住宅の占める割合、表5により算定)を併用住宅の建築面積に乗じる) ○建築面積によることが適当でない場合、床面積によりあん分 ○どの方法にもよれない場合は非住宅部分を控除 |

(表5) 併用割合

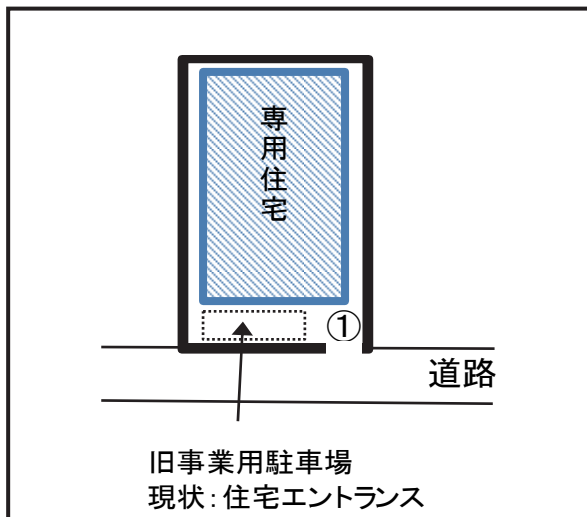
| 家屋の種類 | 居住面積の割合 | 併用割合 |
|--------------|------------|------|
| 地上5階以上の耐火建築物 | 1/4以上1/2未満 | 0.5 |
| | 1/2以上3/4未満 | 0.75 |
| | 3/4以上 | 1.0 |
| その他 | 1/4以上1/2未満 | 0.5 |
| | 1/2以上 | 1.0 |

(表6) 用途の認定が適正でない土地

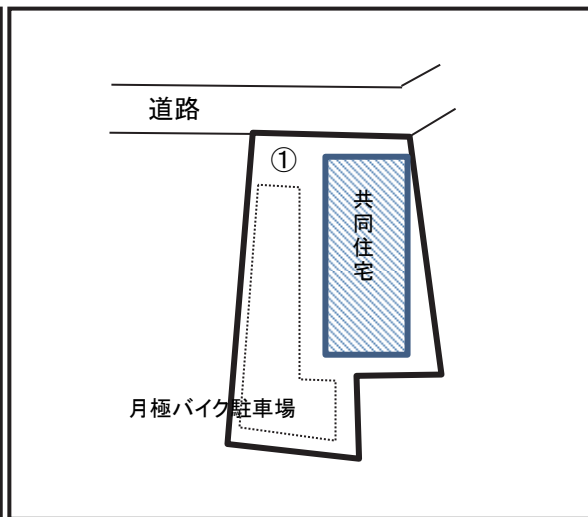
| No. | 所名 | 現況 | 現状の認定 | 正しい認定 | 課税不足 (超過) 額 (注) |
|-----|----|-------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------|
| 1 | 品川 | 166.98㎡の土地に ・専用住宅 (図8) | ・小規模住宅用地156.98㎡ ・非住宅用地 10.00㎡ | ・小規模住宅用地 166.98㎡ | 70,000円 (超過) |
| 2 | 渋谷 | 191.75㎡の土地に ・共同住宅 (住宅戸数2戸) ・月極バイク駐車場 (図9) | ・小規模住宅用地191.75㎡ | ・小規模住宅用地 171.05㎡ ・非住宅用地 20.70㎡ | 143,100円 |
| 3 | 杉並 | 350.83㎡の土地に ・共同住宅1棟 ・時間貸駐車場 48.00㎡ (図10) | 全てを住宅用地 ・住宅用地 350.83㎡ | 時間貸駐車場部分を 非住宅用地 ・住宅用地 302.83㎡ ・非住宅用地48.00㎡ | 66,800円 |

(注) 法に基づき更正できる期間(平成25年度以降)の固定資産税及び都市計画税の合算額

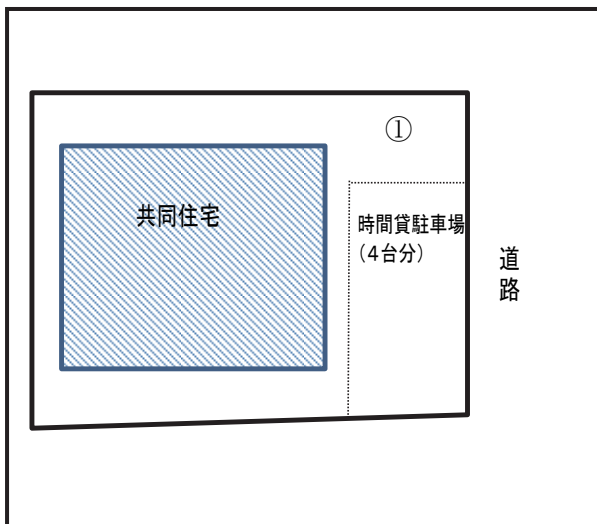
(図8)



(図9)



(図10)



(局別重点監査事項) (歳入)

(3) 小規模住宅用地及び非住宅用地と認定する面積の計算を適正に行うべきもの

練馬都税事務所は、図11の土地について、共同住宅の敷地(住宅戸数10戸、895.00㎡)を小規模住宅用地として601.40㎡、駐車場の敷地を非住宅用地として293.60㎡と認定している。

しかしながら、現地を確認したところ、共同住宅の敷地と駐車場及び資材置場の敷地は塀で明確に区分されており、全敷地に対する小規模住宅用地及び非住宅用地それぞれの面積割合に誤りがあることが認められた。

そこで、所有者立会いの下、共同住宅の敷地を計測したところ、面積は約465.75㎡となり、小規模住宅用地及び非住宅用地と認定している面積が、それぞれ適正でない。

その結果、95万500円の課税不足が発生している。

所は、小規模住宅用地及び非住宅用地と認定する面積の計算を適正に行われたい。

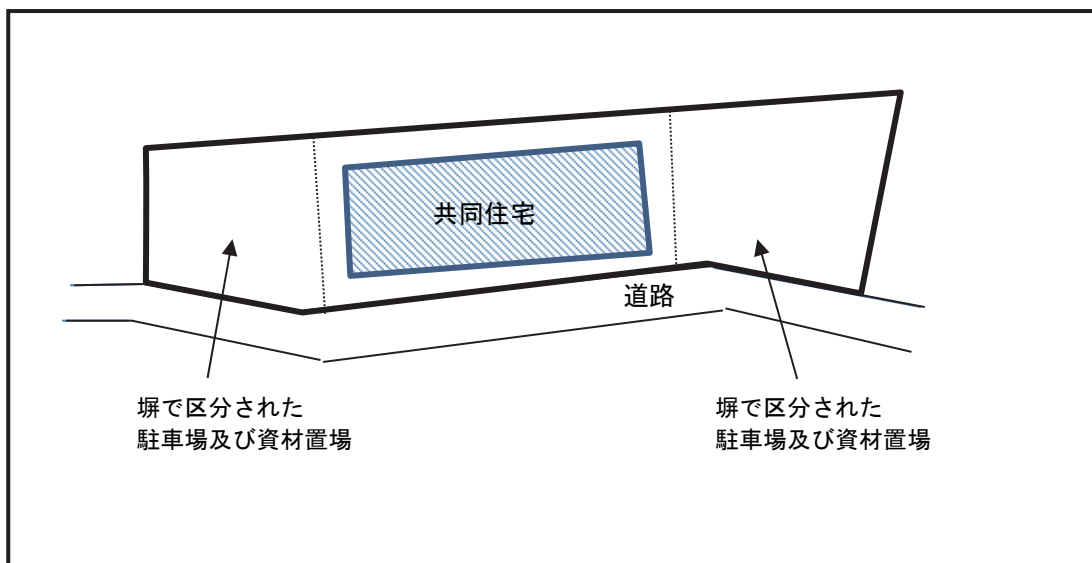
(練馬都税事務所)

(表7) 認定面積が適正でない土地

| No. | 所名 | 現況 | 現状の認定 | 正しい認定 | 課税不足額 (注) |
|-----|----|----------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|--------------|
| 1 | 練馬 | 895.00㎡の土地に ・共同住宅 (住宅戸数10戸) ・駐車場及び資材置場 (図11) | ・小規模住宅用地 601.40㎡ ・非住宅用地 293.60㎡ | ・小規模住宅用地 465.75㎡ ・非住宅用地 429.25㎡ | 950,500円 |

(注) 法に基づき更正できる期間(平成25年度以降)の固定資産税及び都市計画税の合算額

(図11)



(歳入)

(4) 特別区外の償却資産について賦課徴収した固定資産税を還付すべきもの

法は、償却資産(注)に係る固定資産税について、毎年1月1日現在の所有者に賦課することとし、所有者は納税義務者として同月31日までに所在地の市町村長に資産の名称等所定の申告を行い、その市町村長が賦課徴収することとされている。

また、法は、都の特別区の区域では、市町村長に代わり都知事が、申告を受け、賦課徴収することとし、さらに、東京都都税条例(昭和25年東京都条例第56号)は、この都知事の権限を各区の区域を所管する都税事務所長に委任している。

ところで、渋谷都税事務所において、所有者Aに係る平成29年度償却資産課税台帳を見たところ、表8のとおり、「横浜B百貨店」又は「大阪C百貨店」が資産名称に使われている償却資産6点が登録され、これらについて固定資産税が賦課徴収されている状況が認められた。

このことについて、所は、本件償却資産が渋谷区内に所在するものとして申告されたためとしている。

しかしながら、特別区外の地方団体名等が償却資産の名称に使われていることから、申告内容については速やかに所有者に確認する必要がある。

監査日(平成30年2月22日)以降、所は、本件償却資産の所在地をAに電話で確認し、賦課期日(平成29年1月1日)に特別区外に所在したことが判明したため、Aに対し修正申告を依頼している。

所は、特別区外の償却資産について賦課徴収した固定資産税を還付されたい。

(渋谷都税事務所)

(注) 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産のうち政令で定める資産等を除いたもの

(表8) 特別区外に所在する償却資産の名称等

(単位:円)

| 業態 | 資産の名称 | 取得年月 | 既徴収税額 | 所在地 |
|--------------|-----------------|---------|--------|-------------|
| 輸入バッグ の販売 | 横浜B百貨店 設計料 | 平成28年3月 | 37,200 | 神奈川県 横浜市 |
| | 横浜B百貨店 照明設備 | | | |
| | 横浜B百貨店 什器LF-1A | | | |
| | 横浜B百貨店 LF-14A-1 | | | |
| | 大阪C百貨店 置き什器 | | | 大阪府 |
| | 大阪C百貨店 LF-14日本版 | | | 大阪市 |

(歳入)

(5) 固定資産税(償却資産)の課税を適正に行うべきもの

練馬都税事務所が提出を受けた所有者Dの平成29年度償却資産申告書を見たところ、表9のとおり、平成26年から平成27年中に取得したCAD等(63万1,000円)が償却資産として記載されている。これらは、無形固定資産であり、申告の対象とならないものであるが、所が課税していることは適正でない。

この結果、1万1,424円の課税超過が発生している。

所は、過年度分の固定資産税(償却資産)を適正に課税されたい。

(練馬都税事務所)

(表9) 対象外の資産の名称等

(単位:円)

| 業態 | 資産の名称等 | 取得年月 | 取得価額 | 課税超過額 |
|------|--------|----------|---------|--------|
| 電機工事 | オートキャド | 平成26年4月 | 189,000 | 3,879 |
| | キャドソフト | 平成27年10月 | 171,000 | 2,919 |
| | キャドソフト | | 171,000 | 2,919 |
| | ソフト | | 100,000 | 1,707 |
| 合計 | | | 631,000 | 11,424 |

(歳入)

(6) 高額滞納者に対する事後調査を適切に行うべきもの

納税者が地方税を納期限までに完納せず、督促を行ってもなお納付されない場合は、滞納処分(注)を執行するが、当該納税者に滞納処分をすることができる財産がないときは、法第15条の7第1項各号に基づき、滞納処分の執行を停止(以下「停止」という。)することができる。とされている。

また、停止が3年間継続したときは、法第15条の7第4項に基づき、納税義務は消滅するが、停止後3年以内に停止の原因がなくなると認められるときは、法第15条の8第1項に基づき、当該停止を取り消さなければならないとされている。

ところで、各都税事務所では、停止額が高額である滞納者(以下「高額滞納者」という。)については、停止決定から2年を経過した日以後、停止期間が満了する日までに、停止継続の可否を調査(以下「事後調査」という。)することとしている。

しかしながら、千代田都税事務所における高額滞納者に対する事後調査について見たところ、監査日(平成30年2月13日)現在、表10のとおり、事後調査を行わずに納税義務が消滅した事例が認められた。

所は、高額滞納者に対する事後調査を適切に行われたい。

(千代田都税事務所)

(注) 財産の差押え、公売・取立て、税への充当という手続の総称のこと。

(表10) 事後調査を行っていない案件

(単位:円)

| 滞納者 | 滞納額 | 税目 | 停止日 | 納税義務消滅日 |
|-----|-----------|--------|------------|------------|
| E | 5,290,000 | 法人事業税等 | 平成26.12.24 | 平成29.12.25 |
| F | 5,149,683 | 法人事業税等 | 平成26.11.12 | 平成29.11.13 |

(歳入)

(7) 申請による換価の猶予の適否を速やかに判断すべきもの

法第15条の6第1項によると、滞納者が徴収金を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、滞納者が徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められるときに、申請により滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

申請による換価の猶予の制度は、強制的な徴収手続を緩和して適切な措置を講ずることにより、納税について誠意のある納税者の救済を図るとともに、自主納税の機運を醸成して滞納整理の効率化を図るため、平成28年4月1日から施行されている。

換価の猶予を許可した場合、差押えした財産の換価を行わないほか、申請時から延滞金の2分の1を免除することとなる。

徴収部は、法の改正を受けて、通達により取扱いを定めているが、中央都税事務所における申請による換価の猶予について見たところ、次のとおり、適切でない事例が見受けられた。

所は、表11のとおり法人住民税等を滞納している法人Gから、平成29年8月31日に換価の猶予の申請を受けている。

Gの申請によると、表11「換価の猶予」欄のとおり分割納付計画となっていることから、所は、表12の取扱いに基づき、平成30年5月から同年8月まで毎月約420万円の分納額について資金の裏付けをGに求めた。

Gは休業状態で、不動産仲介を行った場合だけ収入が発生する状態であり、平成30年4月以降に不動産仲介の予定があるとしているものの、資金収支の裏付けについては提出しなかったため、所はGを指導して、申請から約5か月後の平成30年2月5日に換価の猶予の申請を取り下げさせている。

換価の猶予の申請時点において滞納処分が可能な財産は金融機関の預金1,375万540円であったが、申請を取り下げた平成30年2月には71万613円に減少している。換価の猶予をしない場合にはこの預金に対し滞納処分を行う可能性があったのであるから、所は、表12のとおり申請書の補正を求めるなどして、速やかに換価の猶予の適否を判断する必要があった。

しかしながら、所が適否を判断するまでに5か月が経過しており、適切でない。

所は、申請による換価の猶予の適否を速やかに判断されたい。

(中央都税事務所)

(表 1 1) 滞納の状況

| | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-------------|---------------|-------------|
| 所管 | 中央都税事務所 | | | |
| 滞納者 | 法人G | | | |
| 滞納税目 | 法人事業税、地方法人特別税、法人住民税（均等割・税割） | | | |
| 課税税目 | 滞納税目と同じ | | | |
| 滞納額 (平成30年2月9日現在) | 17,142,800円 | | | |
| 滞納額発生状況 | 年月日 | 区分 | 発生金額 | |
| | 平成29年7月14日 | 滞納発生 | 17,642,800円 | |
| 換価の猶予 | 申請日 | 平成29年8月31日 | | |
| | 取下日 | 平成30年2月5日 | | |
| | 猶予金額 | 17,642,800円 | | |
| | 分割納付計画 | 期間 | 平成29年9月から12か月 | |
| | | 分納金額 | 100,000円×8月 | |
| | | | 4,200,000円×3月 | 17,642,800円 |
| | 4,242,800円×1月 | | | |
| 換価可能な主な財産 (平成29年8月31日現在) | 普通預金 | 13,750,540円 | | |
| 財産調査の状況 (平成30年1月現在) | 普通預金 710,613円 | | | |
| 業態 | 不動産取引業 | | | |

(表 1 2) 取扱いの概要

| 事項 | 内容 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分納計画 | 滞納者が、滞納額について原則として1年以内に完納できる計画のもとに、分割納付の申出をした場合で、その分納計画に資金の裏付けが確実であるときに納付について誠実な意思を有すると認めて差し支えない。 |
| 補正通知 | 申請書又は添付書類の記載に不備があるとき若しくは添付書類の提出がないときは補正を求め、滞納者が相当の期間内に補正しない場合は、補正通知書により補正を求める。 滞納者が補正通知書を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正を行わない場合には取り下げたものとみなされる。 |

(その他)

(8) 文書管理を適正に行うべきもの

東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号。以下「規則」という。）によると、第12条第4項において、「公文書については、毎年4月1日以降第1号から一連番号による文書の番号を付し始め、翌年3月31日に止めるものとする。」と規定されている。

ところで、文京都税事務所で作成された公文書（起案文書）を見たところ、表13の事例のような、誤った方法で文書番号を付した管理が確認された。

所によれば、「文書の内容の種別により検索の便を考慮して文書番号を付した。」としているが、規則の定めにも反するとともに、日付の錯誤等の誤解を招くこととなり、適正でない。

所は、文書番号を適正に付し、必要によっては、分類記号の見直し、細分化や文書記号の設定の変更を行う等、適正かつ適切な文書管理を行われたい。

(文京都税事務所)

(表13) 文書の事例

| 項番 | 件名 | 起案日 | 文書記号・番号 | 分類記号 |
|----|-------------------------------|------------|--------------|---------|
| 1 | 納税義務者誤謬による滞納処分の執行停止及び不納欠損について | 平成29年5月25日 | 29文税徴停第 9号 | K090301 |
| 2 | 死亡者課税に係る滞納処分の執行停止について | 平成29年5月25日 | 29文税徴停第1001号 | D100102 |
| 3 | 滞納処分停止調査兼決定書 | 平成29年7月 4日 | 29文税徴停第 10号 | D100102 |
| 4 | 自動車税の一括停止決議について | 平成29年8月28日 | 29文税徴停第3001号 | D100102 |
| 5 | 滞納処分停止調査兼決定書 | 平成29年9月 1日 | 29文税徴停第 17号 | D100102 |

生活文化局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (歳出)

(1) 保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

計量検定所は、計量の適正な実施を確保するため、計量法（平成4年法律第51号）に基づき、事業者の持ち込む計量器の検定や定期検査、事業者の計量器の立入検査等を行っている。

所は、表1の契約を締結しており、点検業務は、各契約書の特記仕様書の点検項目に基づき行うとしている。

ところで、仕様内容及び点検結果について見たところ、監査日（平成30年1月24日）現在、改善を要する点が認められた。

ア 表1の項番1の契約について、受託者から提出された点検報告書を見たところ、実施すべき点検項目について「作業外項目」との記載があり、複数の点検が行われていない旨の報告がされていた。

また、特記仕様書の点検項目と点検報告書記載の点検項目の名称が一部合致しないため、点検実施の有無が確認できない状況となっていた。

イ 表1の項番2の契約について、受託者から提出された点検報告書を見たところ、特記仕様書の点検項目と点検報告書記載の点検の名称が一部合致しないため、点検実施の有無が確認できない状況となっていた。

ウ 表1の項番3の契約について、仕様書の点検項目を見たところ、「年1回」の頻度で行う点検項目と、「適宜」行う点検項目を定めているが、保守点検作業結果報告書には「適宜」行う点検項目が未報告であるため、点検実施の有無が確認できない状況となっていた。

上記3件の事例について、所にその対応状況を確認したところ、所はその事実を把握しておらず、受託者に問い合わせなければ分からない状況であった。所が監査後に受託者に確認したところ、ア、イ及びウの点検については実施済であったとしている。

これは、所が、自らが作成した特記仕様書の点検内容を十分に把握しておらず、また、点検実施の有無を十分に確認していなかったことによるものであり、適正でない。

所は、保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行われたい。

(計量検定所)

(表1) 契約の状況

(単位：円)

| 項番 | 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|----|------------------------------|----------------------------|-------------|
| 1 | 東京都計量検定所昇降機設備保守点検業務委託 | 平成29. 4. 1 ～平成30. 3. 31 | 1, 386, 720 |
| 2 | 東京都計量検定所構内交換電話設備保守点検委託 | 平成29. 4. 1 ～平成30. 3. 31 | 233, 280 |
| 3 | 東京都計量検定所ガスヒートポンプエアコン定期点検保守委託 | 平成29. 4. 1 ～平成30. 3. 31 | 355, 591 |

(全庁重点監査事項) (歳出)

(2) 委託契約に係る業務内容を適切に仕様書に定めるべきもの

計量検定所は、職員退庁後の所管施設における火災、盗難等を防止するため、表2の契約を締結している。

ところで、表2の契約の仕様書を確認したところ、設置すべき警報装置の種別、仕様、形状、個数及び設置場所の記載がないことが認められた。

当該委託契約内容の根幹である上記の記載がない状況は、受託者による業務の履行及び委託目的である所管施設の保全が担保されないことになり、適切でない。

所は、委託契約に係る業務内容を適切に仕様書に定められたい。

(計量検定所)

(表2) 契約の状況

(単位：円)

| 項番 | 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|----|---------------------------------|----------------------------|-------------|
| 1 | タクシーメーター深川検査場機械警備委託 (長期継続契約) | 平成28. 4. 1 ～平成33. 3. 31 | 1, 425, 600 |
| 2 | タクシーメーター立川検査場機械警備委託 (長期継続契約) | 平成28. 4. 1 ～平成33. 3. 31 | 1, 036, 800 |

(全庁重点監査事項) (歳出)

(3) 施設の運営及び管理について

ア 施設利用者の利便に供するよう改善すべきもの

消費生活総合センターは、表3のとおり、消費生活相談、図書資料室等の運営、消費生活講座等を実施しており、都民をはじめ多くの利用者が来訪する施設である。

ところで、施設の運営状況及び管理体制が利用者の利便に供しているか確認したところ、監査日(平成30年1月11日)現在、次のとおり、適切でない事例が認められた。

(ア) 消費生活総合センター(以下「飯田橋センター」という。)(注)の貸出施設である学習室等の利用申込方法を確認したところ、施設利用の申込方法が、飯田橋センターのホームページ等の広報媒体のいずれにも明示されていないことが認められた。

この状況では、新規の利用者が施設の利用方法を把握することが難しく、従前からの施設利用者との公平性が担保されていない。

(イ) 多摩消費生活センターの学習室等の利用申込方法を確認したところ、ホームページにあるフロア案内図では、貸出しが可能な施設として実験室が表示されているが、同一ホームページ内の他の画面では、実験室の貸出しは行っていないという正反対の記載が認められた。実際は貸出しが可能であり、正確な情報が提供されていない。

(ウ) 飯田橋センター及び多摩消費生活センターで実施している表4の項番2の講座の申込方法は、往復はがき、ファクシミリ、電子申請の3種類があるが、項番1の講座については、往復はがきによる申込みのみに限定していることが認められた。

しかしながら、受講申込に係る利便性向上のためには、複数の申込方法を提供すべきである。

両センターは、施設の運営及び管理について施設利用者の利便に供するよう改善されたい。

(消費生活総合センター)

(注) ここで定義する「消費生活総合センター」は東京都飯田橋庁舎に所在する組織であり、多摩消費生活センターを含まない。

(表3) 施設の状況

| 名称 | 所在地 | 組織 |
|------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------|
| 消費生活総合センター | 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザビルの 飯田橋庁舎15階ほか | 消費生活総合センターは、部相当の組織であり、活動推進課及び相談課の二課体制である。 |
| 多摩消費生活センター | 立川市柴崎町2-15-19 北 多摩北部建設事務所庁舎3 階の一部 | 多摩消費生活センターは、活動推進課所管の係相当の組織である。 |

(表4) 各種講座の状況

| 項番 | 申込方法 | 飯田橋センター | 講座数 | 多摩消費生活センター | 講座数 | |
|----|------------------------------------|-------------|-----|-------------|-----|----|
| 1 | ・往復はがきのみ | 実験実習講座 | 8 | 実験実習講座 | 8 | |
| | | 合計 | 8 | 合計 | 8 | |
| 2 | ・往復はがき ・ファクシミリ ・電子申請 の3種類 | 講義講座 | 4 | 親子夏休み講座 | 10 | |
| | | 多様な主体との連携講座 | 1 | 消費者問題マスター講座 | 13 | |
| | | 消費者問題マスター講座 | 13 | 消費者問題連続講座 | 10 | |
| | | 消費者問題教員講座 | 16 | 消費者問題教員講座 | 16 | |
| | | | | 市町村共催講座 | | 21 |
| | | 合計 | 34 | 合計 | 70 | |

イ 施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組むべきもの

東京ウィメンズプラザ（以下「プラザ」という。）は、東京都土地信託共同受託者（以下「賃貸人」という。）と、コスモス青山貸室賃貸借契約を締結し、コスモス青山の地下1階、地上1階及び2階の施設において事業を運営している。

また、コスモス青山の敷地内にある看板（以下「サイン」という。）に、プラザの所在を掲示するために、賃貸人とプラザは表5の看板の掲示に関する契約を締結している。

ところで、サインの現況を見たところ、監査日（平成30年1月24日）現在、サインに掲示されている文字がかすれて見づらい状態となっていた。

このことについて、プラザに確認したところ、平成28年2月に賃貸人に正式に改善を申し入れているものの、未だに履行されていないとしているが、その後のプラザの申し入れは、賃貸人を行う年2回の定例会において口頭で伝えるにとどまっていることが認められた。

プラザは、施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組まれない。

（東京ウィメンズプラザ）

(表5) 契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 (月額) |
|--------------------------|----------------------------|--------------|
| コスモス青山看板掲示に関する契約更新に関する覚書 | 平成29. 4. 1 ～平成30. 3. 31 | 83, 160 |

(全庁重点監査事項) (歳出)

(4) 緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるよう安全対策を講じるべきもの

消費生活総合センターは、表6の契約を締結している。

仕様書の業務内容の一つとして、受託者は平日及び土曜日において緊急時の避難誘導及び消火活動を都職員と協力して行うこととされている。そこで、避難誘導及び消火活動を行うための、センターから受託者に対する指示内容を確認したところ、緊急の際に職員からその場で受託者に指示するとの理由から、あらかじめ指示を行っていないことが認められた。

仕様書では、緊急時の避難誘導及び消火活動を協力して行うこととされているにもかかわらず、事前に受託者に避難経路や消火器の位置等を周知していないのは適切でない。

センターは、緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるよう安全対策を講じられたい。

(消費生活総合センター)

(表6) 契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|-----------------------------|----------------------------|-------------|
| 電話相談等取次業務及び土曜日相談に伴う警備業務委託契約 | 平成29. 4. 1 ～平成30. 3. 31 | 3, 823, 200 |

(局別重点監査事項) (歳出)

(5) 積算を適切に行うとともに、履行確認を適正に行うべきもの

私学部は、平成16年度までに東京都育英資金の奨学生として採用された者に対する返還金に係る事務を行っている。平成17年度の新規貸付分以降は、公益財団法人東京都私学財団が実施主体として、東京都育英資金の貸付事業を行っている。

部は、奨学生に対して育英資金の返還金に係る納入通知書等を発送するため、表7の契約を締結している。

この契約の主な内容は、①納入通知書等の帳票を印刷し、②封入封緘作業（帳票出力、帳票の折込作業、封入封緘作業）等を行うものである。

ところで、積算及び履行確認に関する書類を見たところ、次のとおり、不適切な点が認められた。

ア 納入通知書等の封入封緘作業に係る予定数量は、表8のとおり、前年度の実績数量を反映させておらず合理的な数量となっていない。

イ 当該委託の積算において、帳票印刷に係る積算価格は、部が参考に徴した参考見積価格を反映させて積算したとしているが、積算価格は参考見積価格と比して価格が著しく過大であり、その差に合理的な理由がない。

また封入封緘作業に係る積算価格は、予定数量が上記アのとおりであることから、合理的な積算価格となっていない。

ウ 各種通知書等の納入（発送）状況を確認する必要があるが、監査日（平成30年1月26日）現在、納品書に履行確認を行った際の押印がなく、確認状況が明確となっていない。

部は、積算を適切に行うとともに、履行確認を適正に行われたい。

（私学部）

（表7）契約の状況

（単位：円）

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|--------------------------|------------------------|-----------|
| 電算帳票出力処理及び封入封緘作業委託（単価契約） | 平成29.4.1 ～平成30.3.31 | 1,173,096 |

（表8）封入封緘作業に係る予定数量について

（単位：枚）

| 事項 | 平成28年度 実績数量 | 平成29年度実績 (平成30年1月19日現在) | | |
|--------------------|----------------|----------------------------|-----------------------|---------------|
| | | 予定数量 | 実績数量 | 納入（発送）時期 |
| 督促状 | 1,520 | 3,200 | 677 (9月分の 実績のみ) | 9月下旬 3月中旬 |
| 口座振替通知書 | 7,890 | 15,000 | 6,283 | 7月上旬 12月上旬 |
| 納入通知書（半年賦） | 424 | 1,600 | 346 | 6月中旬 12月上旬 |
| 納入通知書（年賦） | 84 | 500 | 61 | 6月中旬 12月上旬 |
| 滞納納付書 | 1,729 | 3,200 | 1,613 | 5月中旬 11月下旬 |
| 口座振替不能納付書・ お知らせ | 1,756 | 3,200 | 1,430 | 8月下旬 1月下旬 |

(局別重点監査事項) (歳出)

(6) 精算を速やかに行うよう指導すべきもの

文化振興部は、東日本大震災で甚大な被害を受けた被災地の復興を支援するため、都が認定したヘブンアーティスト(注)を派遣するヘブンアーティスト被災地支援事業を実施している。

当事業において、部は、ヘブンアーティスト運営実行委員会(以下「委員会」という。)と役割を分担して実施しており、部がその経費を負担し、委員会に対して概算払いで負担金を支出している。

ところで、負担金の執行状況について見たところ、事業は平成29年8月中旬に実施し、表9のとおり精算金額が確定しているにもかかわらず、監査日(平成30年1月17日)現在、委員会に対し、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第83条第2項に基づき速やかに精算をさせていないのは適切でない。

部は、委員会に対し、精算を速やかに行うよう指導されたい。

(文化振興部)

(注) 都が審査によって選定したアーティストにライセンスを発行して、公共施設や民間施設等を活動の場として開放することにより、都民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供し、パフォーマンスや音楽演奏を行わせる事業である。

(表9) 被災地支援事業に係る負担金の経理状況

| 概算払金額 | 事業実施金額 | 精算金額 |
|------------|------------|---------|
| 2,000,000円 | 1,983,314円 | 16,686円 |

(局別重点監査事項) (歳出)

(7) 仕様書を適切に作成するとともに、仕様書に定めた書類を適時に提出するよう指導すべきもの
都民生活部は、表10の契約を締結している。

ところで、表10の契約の仕様書及び履行に関する書類を見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 労働者派遣契約において、「業務委託等の契約内容について」(昭和52年3月5日付51財経庶第1201号財務局通知)によると、派遣労働者の履歴書・身上書等を受託者又は本人から提出させることは、業務の履行に必要と認められる以外は、都と受託者の従業員との間に雇用関係に類する使用関係が生ずるかのようにみなされ、適切でないとしている。

しかしながら、部は、表10の両契約において、履歴書等が業務の履行に不要であるにもかかわらず、受託者に派遣労働者の略歴書を提出するよう仕様書に定め、徴している。

イ 労働者派遣法（昭和60年法律第88号）第35条第1項第4号では、派遣元は社会保険・雇用保険の資格取得の確認等の事実を派遣先に通知しなければならないと定められている。

また、部は、表10の項番1の契約の仕様書において、契約締結後に社会保険・労働保険の加入状況通知書を提出するよう定めている。

しかしながら、部は契約締結日の平成29年4月1日から10か月を経過した平成30年1月26日に受託者から加入状況の通知の提出を受けており、速やかに提出させていない。

部は、労働者派遣契約の仕様書を適切に作成するとともに、仕様書に定めた書類を適時に提出するよう指導されたい。

(都民生活部)

(表10) 契約の状況

| 項番 | 契約件名 | 契約期間 | 業務内容 |
|----|------------------------------------------|-----------------------------|-------|
| 1 | 平成29年度「地域の底力発展事業助成」の事業実施に伴う労働者派遣契約（単価契約） | 平成29. 4. 1 ～平成30. 3. 31 | 事務補助等 |
| 2 | 国際交流関係業務に係る労働者派遣契約（単価契約） | 平成29. 7. 14 ～平成30. 3. 30 | 事務補助等 |

(局別重点監査事項) (歳出)

(8) リース契約に係る積算について

リース契約の積算に当たっては、リース料は、各機器の物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出する。また、保守料は、保守が必要な各機器の物件価格と初期導入費用を明確に区分し、その物件価格のみに対して保守料率を乗じて算出する必要がある。

ところで、リース契約に係る積算について見たところ、適正でない事例が認められた。

ア 適正なリース料率及び保守料率を適用し積算すべきもの

総務部は、表11の契約を締結している。

ところで、リース料及び保守料に係る積算内訳について見たところ、昨年度の料率を適用するなど、必要な精査を行わずにリース料及び保守料を算出していることが認められた。この結果、283万2,019円（監査事務局試算）が過少に積算されている。

部は、適正なリース料率及び保守料率を適用し積算されたい。

(総務部)

(表 1 1) 契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額(総額) |
|-----------------------------------------|------------------------|------------|
| 平成29年度生活文化局用パーソナルコンピュータ等の 賃借(長期継続契約) | 平成29.4.1 ～平成33.3.31 | 10,834,560 |

イ リース契約に係る積算を適正に行うべきもの

消費生活部は、表12の契約を締結している。

(ア) 積算内訳には、物件全体に係る月額のリース料と保守料の総額が記載されているのみで、その金額の根拠となる物件ごとの積算内訳がないため、リース料及び保守料が適正に積算されているか確認できない。

(イ) IT経費適正化マニュアル(総務局作成)によれば、ケーブル、セキュリティワイヤーなどやライセンス契約に保守が含まれている市販ソフト(オフィス統合ソフト)については、保守料を算出しないこととされている。

ところで、特記仕様書に、保守対象は本仕様書で調達する全ての機器及びソフトウェアと記載されている。

その結果、仕様書の賃借機器等一覧に記載されているケーブル、セキュリティワイヤーなどや市販ソフトも保守対象として保守料が算出されており、上記(ア)のとおり、物件ごとの積算内訳は不明であるが、その分が過大積算となっている。

部は、リース契約に係る積算を適正に行われたい。

(消費生活部)

(表 1 2) 契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額(総額) |
|-------------------------|------------------------|----------|
| 画像処理用コンピュータの借入れ(長期継続契約) | 平成29.8.1 ～平成34.3.31 | 592,704 |

(その他)

(9) 図書資料室の選書の過程を記録するなど選書の考え方を明確にすべきもの

東京ウィメンズプラザは、表13のとおり、男女平等参画社会の実現をめざす研究・活動や女性に関する様々な問題に必要な図書、行政資料等を収集し、情報を提供している。

プラザは、図書資料室の運営のため、表14のとおり、委託により司書1名を含む2名を図書資料室に常駐させ、図書の管理を行わせるとともに、司書又は司書教諭の資格を取得した男女平等参画に係る専門知識を有する非常勤専門員（以下「情報担当専門員」という。）を3名配置して、新規購入図書の選定（以下「選書」という。）及びレファレンスを行っている。

プラザは、表15の基準に基づいて選書を行い、図書等選定委員会において決定しているとしている。

そこで、選書の過程を書類で確認したところ、次のとおりとなっている。

- ① 情報担当専門員が各自、選定案を作成する。
- ② ①の選定案を集約し、情報担当専門員等の合議により収集すべきでないものを除外する。
- ③ ②により作成した選定案を図書等選定委員会に付議し決定する。

平成29年度については、監査日（平成30年1月24日）現在、表16のとおり、図書等選定委員会を3回開催しており、3回とも選定案のとおり決定している。

ところで、プラザの図書資料室は特定の分野の資料を収集し都民に情報提供するもので、いわゆる「専門図書館」であり、目的に沿った資料収集を行う必要がある。

しかしながら、プラザは、選書過程の①について記録していないため、多数の該当資料から情報担当専門員が選定した過程や考え方が明らかでなく、目的に沿った資料収集を行っているか確認できない。

プラザは、図書資料室の目的に沿った選書を行っていることが確認できるよう、その過程を記録するなど選書の考え方を明確にされたい。

(東京ウィメンズプラザ)

(表13) 図書資料室の概況（平成28年度）

| 区分 | 規模 |
|------------|---------|
| 所蔵図書 | 66,031冊 |
| 利用者 | 57,439人 |
| 貸出 | 1,655冊 |
| 図書貸出登録者数 | 1,854人 |
| レファレンスサービス | 43件 |

(表14) 図書資料室の運営委託を含む業務委託契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 | うち図書資料室等受付業務 |
|-----------------------------------------|------------------------|------------|--------------|
| 東京ウィメンズプラザ受付案内・図書資料室受付等・施設管理及び使用料徴収業務委託 | 平成29.4.1 ～平成30.3.31 | 30,132,000 | 7,179,994 |

(表15) 図書資料室選書基準

| 東京ウィメンズプラザ図書等選定方針（平成16年6月24日付16生都東ウ第349号） | |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収集対象 図書等 | 図書（基礎・入門書及び専門書）、逐次刊行物、行政資料、民間団体資料、視聴覚資料、電子資料（データベースサービス）、その他 |
| 基本的な 選定方針 | <ol style="list-style-type: none"> 1 多様な対立する意見のある問題を取り扱う図書等については、それぞれの観点に立つ図書等を幅広く選定する。 2 著者の思想的・宗教的・党派的立場を理由にその著作を排除しない。 3 選定者の個人的な関心や嗜好によって選定しない。 4 男女平等参画に関する社会的動向等に十分配慮し、最新で時宜を捉えた選定に努める。 5 男女平等参画に関するテーマのうち、特に次の（1）から（5）までの領域に関するテーマを取り扱うものを重点的に選定する。 <ol style="list-style-type: none"> （1）働く場における女性の活躍 （2）女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現 （3）多様な人々の安心な暮らしに向けた支援 （4）配偶者暴力対策 （5）男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策 |
| 東京ウィメンズプラザ図書等選定委員会における選定の考え方（平成16年6月24日） | |
| 図書収集 優先項目 | <ol style="list-style-type: none"> A 東京都男女平等参画推進総合計画における領域 B 男女平等参画関係行政機関発行図書・資料 C 男女平等参画関係統計等基礎資料・図書 D 男女平等参画関係図書（男女論、女性史、家族論、福祉、健康、医療、家庭経済等） E 男女平等参画に関係する小説・随筆等の著作 F その他 |

(表16) 図書選定委員会における決定の状況

| 回数 | 選定委員会開催日 | 資料数 | 金額 |
|-----|-------------|-----|----------|
| 第1回 | 平成29年6月29日 | 55冊 | 97,225円 |
| 第2回 | 平成29年9月6日 | 47冊 | 119,360円 |
| 第3回 | 平成29年12月19日 | 54冊 | 128,045円 |

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (歳出)

(1) 共同実施事業の負担金交付について、負担金支払書類等に精算行為を明記すべきもの

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の経費については、平成29年5月31日に都、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）、国及び競技会場が所在する自治体の四者により、「東京2020大会の役割（経費）分担に関する基本的な方向について」（以下「大枠の合意」という。）が合意された。大枠の合意による経費負担金額は、表1のとおり、また、役割（経費）分担は、表2のとおりである。

この大枠の合意に基づき、組織委員会が、都及び国等で負担する資金を使用して実施する事業（以下「共同実施事業」という。）に関して、コスト管理と執行統制等の観点から都、組織委員会及び国の三者間により、共同実施事業管理委員会（以下「管理委員会」という。）が平成29年9月に設立された。

この管理委員会（下部組織の作業部会を含む。）で共同実施事業の経費等について協議を行った後に、大枠の合意に基づいた都等の負担金（注1）を組織委員会に支出するため、都と組織委員会において、実施協定及び年度協定を締結している。当該協定に基づき、組織委員会から共同実施事業の負担金交付申請が行われ、総務部はその内容を審査した上で、負担金を交付することとしている。

ところで、平成29年度の共同実施事業の負担金について、総務部は、組織委員会に対し、49億3,412万7,545円を交付している。

しかしながら、負担金支払書類のうち、交付対象事業一覧（明細）を見たところ、大枠の合意により組織委員会の負担としている会場関係のオーバーレイ（注2）について、表3のとおり、仮設インフラ及びオーバーレイの基本設計委託業務の実績経費を全て都の負担として、負担金を交付していることが認められた。

これについて、部では、基本設計時点ではオーバーレイ部分の負担割合を算出することが困難であるため、詳細が固まり次第、精算し、組織委員会の負担分を都に返金させる予定であり、そのため、年度協定の第18条の(4)で「本年度負担金の交付決定をした後に、事情の変更により特別の必要が生じたときは、都は本年度負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。」という条文を記載しているとしている。また、管理委員会の作業部会においても、精算が生じるものがあることを確認し、議事要旨にも記載しており、監査日（平成30年5月28日）現在、当該議事要旨を局のホームページで公表している。

しかしながら、平成29年度の共同実施事業の負担金として、組織委員会に交付している中に、組織委員会が負担すべき経費が含まれており、今後精算が必要であるにもかかわらず、負

担金支払書類や協定にその旨を記載していない状況となっている。

部は、共同実施事業の負担金交付について、組織委員会が負担すべき経費が含まれていることから、負担金支払書類等に精算を行うことを明記されたい。

(総務部)

(注1) 国が負担するパラリンピック経費については、都の負担分と合わせて、都が組織委員会に交付する(国は都に交付)。

(注2) 運営用のプレハブ・テント、放送用の照明などがオーバーレイである。

なお、オーバーレイのほかに「仮設インフラ」として整備するものは、観客用座席、セキュリティフェンスなどである。

(表1) 大卒の合意による経費負担金額 (単位：億円)

| 東京都 | 組織委員会 | 国 |
|-------|-------|-------|
| 6,000 | 6,000 | 1,500 |

(表2) 大卒の合意に基づく役割(経費)分担について

| 東京都 | 組織委員会 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>● 大会の開催都市としての役割を果たす。</p> <p>会場関係については、都及び都外自治体所有施設における仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。</p> | <p>● 大会運営の主体としての役割を担う。</p> <p>会場関係については、オーバーレイ並びに民間及び国所有施設における仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。なお、経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラの整備を実施する役割を担う。</p> |
| <p>大会関係については、大会時の都市活動や都民生活に与える影響を最小化するように、都内会場周辺に関わる輸送及びセキュリティ対策に係る経費を負担する。</p> | <p>大会関係については、輸送、セキュリティ及びオペレーション等に係る必要な経費を負担し、業務全般の役割を担う。</p> |
| <p>パラリンピック経費については、その四分の一相当額を負担する。</p> <p>必要な新規恒久施設の整備や都が所有する既存施設の改修を進める。</p> | <p>できる限りの増収努力を行い、所要の収入確保を目指す。</p> <p>経費の縮減・効率化を図りながら、経費全体の精査・把握に努める。</p> |

(注3) 都及び組織委員会の部分のみを抜粋

(表3) 仮設インフラ及びオーバーレイ基本設計委託業務の実績額の事例

(単位：円)

| 事業概要 (契約件名) | 東京都の負担金 | 組織委員会の負担金 |
|-------------------------------------|------------|-----------|
| 東京体育館仮設オーバーレイ整備に係る基本設計委託業務 | 13,953,600 | 0 |
| 有明テニスの森仮設オーバーレイ整備に係る基本設計委託業務 | 18,431,604 | 0 |
| 潮風公園仮設オーバーレイ整備に係る基本設計委託業務 | 34,452,000 | 0 |
| 大井ホッケー競技場仮設オーバーレイ整備に係る基本設計委託業務 | 30,456,000 | 0 |
| 海の森クロスカントリーコース仮設オーバーレイ整備に係る基本設計委託業務 | 16,956,000 | 0 |
| カヌー・スラローム会場仮設オーバーレイ整備に係る基本設計委託業務 | 30,456,000 | 0 |

(注4) オリンピック経費分のみを記載

(注5) 上記を含め同様の事例は、28件、4億8,038万1,264円となっており、上記事例は、主として金額の高いものを抜粋した。

(歳出)

(2) コピー機に係る消耗品を効率的かつ経済的に購入すべきもの

東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条では、随意契約によるときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされており、財務局長通知(平成13年3月30日付12財契総第2077号)では、予定価格が30万円未満の契約については単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとされている。

ところで、スポーツ推進部は、表4のとおり、コピー機に係る消耗品を毎回単数の見積りによって購入していることが認められた。

しかしながら、本件の消耗品はあらかじめ定期的に購入することが見込まれるものであることから、年間の単価契約として購入することなどにより、契約及び支払の事務手続が軽減できるとともに、競争契約による経済効果も期待できる。

部は、コピー機に係る消耗品を効率的かつ経済的に購入されたい。

(スポーツ推進部)

(表4) コピー機に係る消耗品の購入状況

(単位:円)

| 契約件名 | 契約金額 | 購入品目 | 契約日 | 契約の相手方 |
|------------------|-----------|----------------------------|------------|--------|
| トナーカートリッジの買入れ | 287,258 | トナーカートリッジ11個 | 平成29.5.10 | A |
| トナーカートリッジの買入れ | 287,258 | トナーカートリッジ11個 | 平成29.6.20 | |
| トナーカートリッジの買入れ | 287,258 | トナーカートリッジ11個 | 平成29.7.28 | |
| トナーカートリッジ外1点の買入れ | 293,544 | トナーカートリッジ10個 ドラムユニット3個 | 平成29.9.11 | |
| トナーカートリッジ外1点の買入れ | 293,544 | トナーカートリッジ10個 ドラムユニット3個 | 平成29.10.26 | |
| トナーカートリッジ外1点の買入れ | 299,829 | トナーカートリッジ9個 ドラムユニット6個 | 平成29.11.30 | |
| トナーカートリッジの買入れ | 287,258 | トナーカートリッジ11個 | 平成30.1.26 | |
| 合計 | 2,035,949 | トナーカートリッジ73個 ドラムユニット12個 | | |

(注) 各契約の予定価格は、30万円未満である。

(歳出)

(3) 不用となった物品を適切に処理すべきもの

スポーツ推進部は、所管している調布庁舎が東京都多摩障害者スポーツセンターの仮移転先となったことに伴い、調布庁舎で不用となったロッカーなどについて、表5の契約により、Bに処理を委託した。

当該契約における物品の処理状況について見たところ、以下のとおり適切でない点が認められた。

部は、不用となった物品を適切に処理されたい。

ア 本件の完了届に添付された処理数量の内訳書には、13回の処理の全てについて15㎡と記載されている。

そこで、処理数量の確認方法について見たところ、部は、毎回、物品が車両に積み込まれた状態を目視により確認していることが認められた。

しかしながら、不定形な多数の物品が車両に積み込まれた状態で、メジャー等を使用せず、目視のみで体積を正確に計量することは、不可能である。本件は単価契約であり、処理数量は代金算定の根拠であるにもかかわらず、毎回目視による確認だけで代金を支払っている。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の20では、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）は、産業廃棄物の種類ごとに作成して交付することとされている。

ところで、部が作成した本件のマニフェストを見たところ、表6のとおり、マニフェストの記載内容と完了届に添付された内訳書の記載内容とが異なっており、マニフェストを正しく記載していない。

ウ 本件の物品は、全て産業廃棄物として処分されている。

ところで、物品の内訳を見たところ、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）により地方公共団体の責務として再資源化の促進に努めるよう定められている扇風機、ビデオテープレコーダー及び掃除機が含まれていることが認められた。

部は、当該物品は破損状態であったため、リサイクルの用に供せないと判断し、廃棄処分にしたとしているが、小型家電リサイクル法では、小型家電から金属等（鉄、アルミニウム、金、銀、銅など）を再資源化することを努力義務として求めており、製品として再利用できなくとも、再資源化の対象とすべきである。

(スポーツ推進部)

(表5) 不用となった物品の処理に係る契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 処理品目 | 予定数量 | 契約単価 | 推定総金額 |
|-----------------------|------------------------|--------------------|-------|-----------|
| 産業廃棄物の収集運搬・処分委託（単価契約） | 金属くず | 86.1m ³ | 500 | 43,050 |
| | 混合廃棄物（金属くず、廃プラスチック類、木） | 93.9m ³ | 2,000 | 187,800 |
| | 混合廃棄物（OA機器） | 12.0m ³ | 1,000 | 12,000 |
| | 金庫 | 1台 | — | 22,000 |
| | 耐火扉 | 1枚 | — | 8,500 |
| | 収集・運搬費 | | | 752,150 |
| | 消費税等 | | | 82,040 |
| | 合 計 | | | 1,107,540 |

(表6) マニフェストの記載と完了届の記載との相違

| 処理日 | マニフェスト | | 完了届の記載内容 |
|-----------|-------------|-----------------------------|-----------------------------------------------|
| | 番 号 | 処理量等の記載内容 | |
| 平成30.3.8 | 21434108754 | 金属くず15m ³ | 金属くず9m ³ 、混合廃棄物6m ³ |
| | 21434108765 | 金属くず15m ³ | 金属くず9m ³ 、混合廃棄物6m ³ |
| | 21434108776 | 金属くず15m ³ | 金属くず9m ³ 、混合廃棄物6m ³ |
| | 21434108780 | 金属くず15m ³ | 金属くず9m ³ 、混合廃棄物6m ³ |
| | 21434108791 | 金属くず15m ³ | 金属くず9m ³ 、混合廃棄物6m ³ |
| 平成30.3.12 | 21434108695 | 金属くず15m ³ | 金属くず9m ³ 、混合廃棄物6m ³ |
| | 21434108721 | 金属くず15m ³ | 金属くず9m ³ 、混合廃棄物6m ³ |
| | 21434108732 | 金属くず15m ³ | 金属くず9m ³ 、混合廃棄物6m ³ |
| | 21434108743 | 金属くず15m ³ | 金属くず9m ³ 、混合廃棄物6m ³ |
| 平成30.3.13 | 21434106864 | 廃プラスチック、木くず15m ³ | 金属くず5.1m ³ 、混合廃棄物9.9m ³ |
| | 21434106890 | 廃プラスチック、木くず15m ³ | 混合廃棄物15m ³ |
| | 21434108684 | 廃プラスチック、木くず15m ³ | 混合廃棄物15m ³ |
| | 21434108710 | 廃プラスチック、木くず15m ³ | 混合廃棄物(OA機器)12m ³ 、金庫、耐火扉 |

都 市 整 備 局

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (歳出)

(1) 補助金の実績報告に係る様式を見直すべきもの

住宅政策推進部は、表1のとおり、「東京都相続空き家等の利活用円滑化モデル事業」を実施しており、事業者から具体的な相談及びその対応が記述されている相談事例報告書の提出を受け、表2の補助区分に応じて補助金を交付している。

そこで、事業者が提出した相談事例報告書を見たところ、相談や事業者からの提案等の内容を記述する欄にそれぞれの項目に対応した内容が記述されているものの、その記述のみからでは、適用される補助区分について明確な判断ができないものが認められた。

この原因は、部が事業者に示した相談事例報告書の様式に、補助区分を適用するに当たって重要である現地確認・調査の有無、解決策の提示の有無等を記載する欄が独立して設けられていないためであると考えられる。

部から追加で提出された資料及び聞き取りにより確認したところ、補助区分の適用が誤っているものは見受けられなかったが、補助金の交付に当たって重要となる情報が報告書に明確に記載されなければ、事業者への補助金交付が正しく行われぬおそれがあり、適切でない。

部は、補助区分の要件に合致することが明確に分かるよう、補助金の実績報告に係る様式を見直されたい。

(住宅政策推進部)

(表1) 事業の概要

| | |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名 | 東京都相続空き家等の利活用円滑化モデル事業 |
| 期間 | 平成28.12.1～平成30.3.31 |
| 事業者 | ・ A ・ B ・ C |
| 事業内容 | ・ 都は、相続等で発生した空き家の売却、賃貸、適正管理等の利活用を図るためのモデル事業者を選定 ・ モデル事業者は、ワンストップ相談窓口を設置し、相談者（空き家所有者等）に対して、専門家等と協力し具体的な手法や試算等を含めた様々な情報を提供 ・ 都は、モデル事業者に対し費用の一部を補助するとともに、モデル事業者が行った相談結果等を収集、分析し、広く都民に提供 |

(表2) 相談事例の補助区分

(単位：円)

| 補助区分 | 補助要件 | 1件当たりの補助金額 |
|------|---------------------------------------------------------------------------|------------|
| ア | 相談者からの相談に対して、現地確認・調査を行わず、解決策の提示をしたもの | 17,500 |
| イ | 相談者からの相談に対して、現地確認・調査を行い、解決策の提示をしたもの | 28,000 |
| ウ | 相談者からの相談に対して、現地確認・調査を行わず、解決策の提示後、相談者及び協力事業者等との調整等を経て解決に至ったもの | 28,000 |
| エ | 相談者からの相談に対して、現地確認・調査を行い、解決策の提示後、相談者及び協力事業者等との調整等を経て解決に至ったもの | 38,500 |
| オ | 相談者からの相談に対して、電話相談・窓口相談のみを行い、解決策の提示をしなかったもので、相談者の状況や空き家の状況が分かったもの | 5,250 |
| カ | モデル事業者が過去に行った相談事例を含めて空き家の解決に至ったものの又はそれ以外でモデル事業者が東京都に対し、特に参考となる事例として提案するもの | 10,500 |

(歳入)

(2) 使用料の徴収事務を適正に行うべきもの

第一市街地整備事務所は、所管する行政財産（土地）の使用許可及び都が施行する土地区画整理事業の施行地区内において施行者が管理する土地（以下「施行者管理地」という。）の使用承認に係る使用料の調定・徴収事務を行っている。

ところで、これらの使用料について、使用許可は「東京都行政財産使用料条例」（昭和39年東京都条例第26号）、使用承認は「施行者管理地の一時使用に関する要綱」（平成28年7月14日付28都市整区第182号）の規定により、特別の理由があると認められるときを除き、使用を許可又は承認する期間の初日までにその全額を徴収することとなっている。

しかしながら、所は、表3の使用料について、特別の理由がないにもかかわらず、使用開始日までの納入期限を設定しておらず、適正でない。

所は、使用料の徴収事務を適正に行われたい。

(第一市街地整備事務所)

(表3) 使用料の徴収状況

(単位：円)

| 項番 | 内容 | 使用許可等の期間 | 納入期限 | 納入日 | 金額 |
|----|--------------------------------|--------------------------|------------|-----------|------------|
| 1 | 土地（都市計画道路事業補助第120号線事業用地）の使用許可 | 平成30.4.1～ 平成31.3.31 | 平成30.4.13 | 平成30.4.13 | 5,000 |
| 2 | 施行者管理地（六町四丁目付近土地区画整理事業用地）の使用承認 | 平成30.4.1～ 平成31.3.31 | 平成30.4.20 | 平成30.4.5 | 10,794,744 |
| 3 | 施行者管理地（六町四丁目付近土地区画整理事業用地）の使用承認 | 平成30.4.1～ 平成30.6.30 | 平成30.4.20 | 平成30.4.6 | 104,130 |
| 4 | 施行者管理地（六町四丁目付近土地区画整理事業用地）の使用承認 | 平成30.1.1～ 平成30.3.31 | 平成30.1.19 | 平成30.1.5 | 104,130 |
| 5 | 施行者管理地（六町四丁目付近土地区画整理事業用地）の使用承認 | 平成29.10.1～ 平成29.12.31 | 平成29.10.18 | 平成29.10.5 | 104,130 |

(歳入)

(3) 都営住宅の一時使用に係る収入未済の債権管理を適切に行うべきもの

都営住宅経営部では、火災等の災害により自ら居住する住宅を焼失等し、現に住宅に困窮している者等の居所の確保のため、臨時応急措置として、都営住宅の一時使用を許可し、使用料等を徴収している。

ところで、この使用料等について見ると、監査日（平成30年4月28日）現在、1,857万5,321円が収入未済となっている。

そこで、当該債権管理の状況を確認したところ、表4のとおり、①督促の実施が確認できない、②催告等の実施が長期間にわたって確認できないものが見受けられた。

これは、東京都債権管理マニュアル（平成20年7月、平成28年3月31日改訂）に沿った事務（注）になっておらず、適切でない。

部は、都営住宅の一時使用に係る収入未済の債権管理を適切に行われたい。

(都営住宅経営部)

(注) 東京都債権管理マニュアルでは、納入すべき債権が納期限までに完納されない場合、①督促状は、原則として納期限経過後20日以内に発行すること、②催告は、督促の期限までに納付されない場合には、随時催告を行うことで納入を促すこと、としている。

また、これらを行った場合は、発行年月日等を債権管理台帳に記載することとしている。

(表4) 主な債権管理の状況

(単位：円)

| 項番 | 入居期間 | 収入未済額 | 未済発生年度 | 不適切な状況 |
|----|---------------------------|-----------|--------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1 | 平成15.2.5～ 平成19.10.31 | 1,936,414 | 平成19年度 | ① 督促の実施が確認できない。 ② 平成22年9月以降、催告等の実施が確認できない。 |
| 2 | 平成15.8.21～ 平成17.4.25 | 1,517,954 | 平成17年度 | ① 督促の実施が確認できない。 ② 平成22年9月以降、催告等の実施が確認できない。 |
| 3 | 平成26.3.7～ 平成29.6.15 | 1,480,460 | 平成29年度 | ① 納入期限（平成29.12.22）以降、督促等の実施が確認できない。 |
| 4 | 平成27.12.14～ 平成29.10.23 | 1,339,519 | 平成27年度及び 平成29年度 | ① 納入期限（平成28.1.29、平成28.4.28、 平成29.12.28）以降、督促等の実施が確認できない。 |
| 5 | 平成17.9.23～ 平成20.1.4 | 1,137,518 | 平成19年度 | ① 督促の実施が確認できない。 ② 平成22年9月以降、催告等の実施が確認できない。 |
| 6 | 平成17.10.29～ 平成18.12.1 | 176,398 | 平成17年度 | ① 督促の実施が確認できない。 ② 平成22年9月以降、催告等の実施が確認できない。 |

環 境 局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (その他)

(1) 消防用設備について更新計画を定め速やかに更新すべきもの

廃棄物埋立管理事務所は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備定期点検委託契約を表1のとおり締結している。

ところで、点検報告状況を確認したところ、所は、第三排水処理場の管理棟において、火災時における非常放送の音声警報が発報しないため、設備の更新が必要であると、前年度の点検時から4回続けて報告を受けている。

しかしながら、監査日（平成30年4月11日）現在、所は、設備の更新を行っておらず、また、具体的な更新計画も定めていないのは適切でない。

火災時における非常放送の音声警報の不具合は、避難に混乱をきたす恐れがあることから、適切な更新が必要である。

所は、消防用設備について更新計画を定め速やかに更新されたい。

(廃棄物埋立管理事務所)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|------------------------|------------------------|---------|
| 中防各施設・15号地の消防用設備定期点検委託 | 平成29.6.5 ～平成29.7.14 | 803,520 |

(局別重点監査事項) (歳出)

(2) 受託者に対し、交付要綱等の見直しを行うとともに、手続が適正に履行されるよう指導・監督すべきもの

地球環境エネルギー部は、都内の事業所における再生可能エネルギー由来水素活用設備（以下「水素活用設備」という。）の導入を促進することを目的として、公益財団法人東京都環境公社と出えん契約を締結し、表2のとおり水素活用設備に必要な経費の一部を助成する事業（以下「助成金交付事業」という。）に係る業務委託を行っている。

また、出えん契約に基づき、受託者は助成金交付事業に関する「事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）を作成し、部は、これを承認している。

交付要綱によれば、助成対象者が「助成対象事業の内容」又は「助成対象経費の内訳」を変更しようとするときは、あらかじめ「助成対象事業計画変更申請書」（以下「変更申請書」という。）を提出し、都及び受託者の承認を受けなければならない（以下、この手続を「変更申請」という。）。

ところで、実際の変更申請事例について見たところ、表3のとおり工事内容及び工事金額に変更があったにもかかわらず、助成対象者は変更申請書を事前提出していなかった。

しかしながら、変更申請が必要かどうかの明確な基準（金額の多寡等）は交付要綱や助成金申請書類作成の手引に記載がなく、事前に申請が行われなければ判断できないことから、助成事業の適正性を担保するためには、事業内容等に変更が生じるときはあらかじめ変更申請を行わせる必要がある。

部は、受託者に対し、交付要綱等の見直しを行うとともに、手続が適正に履行されるよう指導・監督されたい。

(地球環境エネルギー部)

(表2) 業務委託契約の概要

| | |
|--------|-------------------------------------------------------|
| 契約件名 | 平成 29 年度 事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業業務委託 |
| 契約期間 | 平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31 |
| 契約金額 | 4, 147, 200 円 |
| 契約相手方 | 公益財団法人東京都環境公社 |
| 主な業務内容 | 1 交付要綱等改訂業務 2 申請審査に係る業務 3 実績審査・助成金交付額確定・助成金交付業務 |

(表3) 助成対象者Aによる事業計画変更手続の経過

| 時点 | 事項 | 各時点における 助成金交付予定額 | 助成金交付予定額 の変更理由 |
|---------------------|-------------------------------------------------|------------------------|----------------------------------------|
| 平成 28. 4. 22 | (助成対象者から受託者あて) 助成金交付申請 | 307, 045, 000 円 | |
| 平成 28. 7. 11 | (受託者から助成対象者あて) 助成金交付決定 | 307, 045, 000 円 | |
| <u>平成 29. 6. 13</u> | (助成対象者) <u>工事完了</u> | | |
| <u>平成 29. 9. 22</u> | (助成対象者から受託者あて) <u>助成対象事業計画変更申請</u> | <u>240, 421, 000 円</u> | ・ <u>工事内容一部変更</u> ・ <u>見積りの過誤修正</u> |
| 平成 29. 11. 28 | (受託者から都あて) 都に対する助成対象事業計画変更申 請の承認依頼 | 240, 421, 000 円 | |
| 平成 29. 12. 21 | (都から受託者あて) 受託者による助成対象事業計画変更 申請の承認依頼に対する承認 | 240, 421, 000 円 | |
| 平成 30. 1. 19 | (受託者から都あて) 都に対する助成金交付確定額の報告 | 240, 421, 000 円 | |

(歳出)

(3) 業務委託に係る事務処理及び進行管理を適切に行うべきもの

地球環境エネルギー部は、着実かつ効果的に省エネルギー対策を進めるため、中小規模事業者に対して設備の最適化の普及啓発及び普及拡大のための仕組みを検討することを目的として、表4の契約を締結している。

ところで、当該契約について見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。

ア 積算内訳書の未作成

委託内容のうち設備の最適化の実証については、実証事業所を10件選定するとしているが、この委託料の積算について見たところ、1件当たり一式100万円で見積もっていることが認められた。

しかしながら、当該積算の内訳が不明であり、妥当性の検証ができなかった。

イ 契約変更手続等の未実施

仕様書によれば、リーフレットをモデルプラン（10種類）ごとにA4版カラー両面（2ページ）各1,000部、合計1万部作成するとしている。

ところで、履行状況について見たところ、部は、表5のとおり、仕様書で定めた内容と異なる成果物の納品を受けていることが認められた。

これについて、①書面による契約変更手続を行っていないこと、②仕様の変更に伴う契約金額の変更について検討していないこと、③納品書の記載内容と成果物が一致していないまま、検査で合格としていることが、それぞれ認められた。

ウ 実証事業所の選定不備による契約目的の未達成

仕様書によれば、受託者は、ホテル及び学校等の業種別、規模別に類型化した事業所ごとに実証事業所を選定した上で、その事業所に応じた対策項目を100項目程度抽出し、設備の最適化の対策及び基礎データの整理等を行うとしている。

また、仕様書によれば、受託者は部と協議の上、業務実施計画書の作成及び実証事業所の選定を行うとしている。

ところで、実証事業所の選定について見たところ、表6のとおり、実証事業所をホテル、学校等の業種別、規模別等に選定すべきところ、2業種のみを選定であったことから、事業所に応じた対策項目が100項目程度抽出できず、70項目となった。

また、業務実施計画書によれば、業種別にモデルプランを作成する予定であったが、業種別のモデルプランが作成できず、成果物では5実証事業所の事例解説となっている。

その結果、省エネルギー対策の効果を、多くの業種で確認し分析することにより、中小事業者の設備の最適化を促すという目的を十分に達成できていない。

これらは、一連の契約手続において、部内のチェック機能が十分働いておらず、また、当該契約の履行について、実証事業所の選定等に係る受託者からの協議の際に、部が内容を十分に検討しないままこれに応じるなど、進行管理を行っていないことによるものである。

このため、部は業務執行に当たり、組織的なチェック体制のもと、契約事務を適切に行うとともに、契約目的が十分達成されるよう、適切な進行管理を行う必要がある。

部は、業務委託に係る事務処理及び進行管理を適切に行われたい。

(地球環境エネルギー部)

(表4) エネルギー最適化プロジェクト業務委託契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 主な委託内容 | 契約金額 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------|
| 平成29年度エネルギー最適化プロジェクト業務委託 | 1 設備の最適化の実証 (実証事業所件数：10件) 2 設備の最適化の普及啓発 3 設備の最適化の対策及び省エネ効果の分析等 | 32,076,000 |

(表5) 仕様書、納品書及び現物の状況

| 項目 | 仕様書 | 納品書 | 現物 |
|----|-------------------|---------|---------|
| 仕様 | A4版カラー両面(2頁) 10種類 | リーフレット | 冊子(18頁) |
| 数量 | 各1,000部 合計10,000部 | 10,000部 | 1,000部 |

(表6) 仕様書と成果物が相違する内容

| 項目 | 仕様書 | 成果物 |
|-----------|------------------|----------------|
| 実証事業所の選定 | 10業種(ホテル、学校等) | 2業種(事務所、文化施設) |
| 対策項目の抽出 | 100項目程度 | 70項目 |
| リーフレットの作成 | 省エネ対策のモデルプラン10種類 | 5実証事業所における事例解説 |

(その他)

(4) 個人情報取扱業務において再委託に関する措置を契約書等に明記すべきもの

資源循環推進部は、表7のとおり個人情報を取り扱う業務の委託契約を締結している。

ところで、東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（通達）（平成3年3月26日付2情都個第26号）によれば、業務の一部を再委託（再々委託も含む。）する場合は、あらかじめ再委託の内容及び再委託先等について委託者の許諾を求めるなどの措置が必要であり、その旨契約書等に明記するものとされている。

しかしながら、表7の契約については、契約書等に再委託に係る許諾等の措置が明記されておらず、適切でない。

また、表7の契約は再委託を行っており、部は表8の再委託業者については再委託の事実を書面により確認していたものの、再々委託を行っていた事実については書面による確認を行っておらず、適切でない。

部は、個人情報取扱業務において再委託に関する措置を契約書等に明記されたい。

(資源循環推進部)

(表7) 契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 | 再委託の有無 | 受託者 |
|------------------|------------------------------|------------|--------|-----|
| 家庭系食品ロス発生要因等調査委託 | 平成 30. 1. 6 ～平成 30. 3. 23 | 10,260,000 | 有 | B |

(表8) 再委託の状況について

| 再委託業者 | 再委託業務の内容 | 再々委託業者 | 再々委託業務の内容 |
|-------|------------------------|--------|----------------|
| C | ダイアリー・アンケート協力者の募集、謝礼支払 | D | アンケート調査票の印刷・発送 |

福祉保健局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (歳出)

(1) 印刷物について

医療政策部、少子社会対策部及び中部総合精神保健福祉センターでは、表1のとおり、印刷物契約を締結している。これらの契約について見たところ、次のとおりであった。

ア 印刷物の仕様書を適切に定めるべきもの

項番1及び2の契約については、印刷物に古紙リサイクル適性ランクが定められた材料を使用しており、東京都グリーン購入ガイド(注)(以下「ガイド」という。)に基づき、リサイクル適性(☑)を表示すべきものであるが、仕様書にその定めがなく適切でない。

また、項番3から11までの契約については、印刷物に古紙再生紙を使用しており、「東京都印刷物取扱規程の一部改正等について」(昭和61年4月28日付61総総文第24号依命通達。該当部分について平成2年3月改正)に基づき、再生紙使用の表示をすべきものであるが、仕様書にその定めがなく適切でない。

部及びセンターは、印刷物の仕様書を適切に定められたい。

(医療政策部)

(少子社会対策部)

(中部総合精神保健福祉センター)

イ 契約の履行確認を適切に行うべきもの

項番3から5までの契約については、仕様書においてリサイクル適性の表示をするよう定めがあったが、納品物を確認したところ、表示がされておらず適切でない。

また、項番1及び2の契約については、仕様書において再生紙使用の表示をするよう定めがあったが、納品物を確認したところ、表示がされておらず適切でない。

部及びセンターは、契約の履行確認を適切に行われたい。

(少子社会対策部)

(中部総合精神保健福祉センター)

(注) グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することであり、ガイドは、東京都グリーン購入推進方針に基づき物品等を調達する際の目安である。印刷物の作成については、東京都グリーン購入推進方針の対象となり、原則としてガイドに従う。

(図) リサイクル適性表示例



(表1) 印刷物契約の概要

(単位：円)

| 項番 | 契約件名 | 契約金額 (税込) | 契約部署 | 表示が必要となる内容 | | | | |
|----|-----------------------------------------------|--------------|----------------|------------|------------|------------|------------|---------|
| | | | | リサイクル適性 | | 再生紙使用 | | |
| | | | | 仕様書の 定め | 納品物の 表示 | 仕様書の 定め | 納品物の 表示 | |
| 1 | 都民向け広報啓発用リーフレット 「災害時のこころのケア」の印刷について | 105,678 | 中部総合精神保健福祉センター | 無 | 無 | 有 | 無 | |
| 2 | 都民向け広報啓発用リーフレット 「統合失調症」外1点の印刷について | 278,100 | | | 有 | | | |
| 3 | リーフレット「復職・就労・復学就学 各コース のご案内」の印刷 | 69,120 | 中部総合精神保健福祉センター | 有 | 無 | 無 | 無 | |
| 4 | 東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT） マニュアル等のデザイン及び作成業務委託 | 1,644,300 | | | | | | 無 |
| 5 | 「養育家庭（ほっとファミリー）体験発表集 （平成28年度）」の印刷 | 449,280 | | | | | | 少子社会対策部 |
| 6 | 「児童手当等制度案内リーフレット」の印刷 | 237,600 | | | | | | |
| 7 | 妊娠相談ほっとラインリーフレットの印刷 | 248,400 | | | | | | |
| 8 | 子育て応援とうきょうパスポート事業 母子保健バッグ向けチラシの作成 | 642,060 | | | | | | |
| 9 | 子育て応援とうきょうパスポート 事業案内チラシ等の作成及び配送 | 1,677,780 | 医療政策部 | 有 | 無 | 無 | | |
| 10 | 「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」 （大人編）冊子の印刷 | 299,700 | | | | | | |
| 11 | 「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」（子 供の発熱）冊子及びリーフレットの印刷等 | 635,666 | | | | | | |

(注) 網掛け部分が指摘事項に係る内容

(全庁重点監査事項)(その他)

(2) フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の点検を適正に行うべきもの

北療育医療センターでは、表2のとおり、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第13号。以下「フロン排出抑制法」という。)の対象となる第一種特定製品を所有している。フロン排出抑制法は、平成27年4月1日以降、全ての第一種特定製品を対象に、日常的に実施する簡易点検(3か月に1回以上)を義務付けており、センターの簡易点検の実施状況を確認したところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

ア 点検についての仕様書への記載

センターの簡易点検は、表3の建物管理委託契約の受託者が行っている。

しかしながら、簡易点検については建物管理業務の一環として付随的に実施させており、当該契約の仕様書には簡易点検を実施すべき旨の明記がないことが認められた。

イ 簡易点検の点検回数

センターの簡易点検の回数は、平成27年度は0回、平成28年度は2回(7月・10月)、平成29年度は3回(4月・10月・1月)の実施となっており、点検回数が不足している。

センターは、フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の点検について、建物管理業務委託契約の仕様書に明記するなど業務上の位置付けを明確にするとともに、点検を適正に行われたい。

(北療育医療センター)

(表2) 所有する第一種特定製品

| 機器種類 | 台数 | 機器種類 | 台数 |
|--------|----|------------|----|
| 業務用冷蔵庫 | 22 | 急速冷却・凍結機 | 1 |
| 業務用冷凍庫 | 4 | エアクリーンユニット | 1 |
| 製氷機 | 4 | 業務用エアコン | 39 |
| 薬用保冷库 | 1 | チラーユニット | 1 |
| | 合計 | | 73 |

(表3) 建物管理委託の概要

(単位:円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額(税込) |
|---------------------|--------------------|------------|
| 東京都立北療育医療センター建物管理委託 | 平成29.4.1~平成30.3.31 | 99,360,000 |

(全庁重点監査事項) (その他)

(3) 災害時等の避難経路に必要な是正措置を行うべきもの

北療育医療センターの災害時等の避難経路について見たところ、監査日(平成30年5月25日)現在、次のとおり適切でない状況が認められた。

ア 出入口の表示等

センターは、非常口として使用可能な複数の出入口を有しており、それらについて見たところ、一部に、表4のとおり、館内に掲示された案内図や非常災害対策計画及び消防計画上の避難経路図(以下「案内図等」という。)上の位置付けと現場状況が整合しておらず、非常口としての運用が不明確なものがある。

イ 避難経路上の戸・門扉等の施錠

センターの避難経路上には、複数の鉄柵戸や門扉等(以下「戸・門扉等」という。)が設置され、建物内部からの避難にあたり戸・門扉等の解錠が必要となる状況である。

ところで、東京都火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第54条及び東京都火災予防条例施行規則(昭和37年東京都規則第100号)第11条の3では、防火対象物の避難口又は地上に通じる主たる通路に設ける戸は、非常の際、自動的に解錠できる装置を設置する場合等を除いて、公開時間又は従業員中は、鍵等を用いず屋内から解錠できることが必要とされており、センターの建物に設置されている戸は、これらの規定に適合していない。

また、センターの建物外の門扉についても、建物から数メートル以内の位置に設置されており、災害等の非常時に避難者が解錠手段を持っていない場合は、門の外に出られず十分に建物から距離をとることができないおそれがあり、危険な状態である。

センターは、現在の戸・門扉等の運用は、侵入者対策等の警備上の観点から行ったものであるとしているが、災害等の非常時の安全性の確保についても同時に対策が必要である。

センターは、災害時等の避難経路について必要な是正措置を行われたい。

(北療育医療センター)

(表4) センターの一部の出入口の状況

| 場所 | 案内図等での表示 | 状況 |
|---------------|----------|--------------------------------------------------------------|
| A2病棟前 | 非常口 | 避難口誘導灯が設置されておらず、周辺にストレッチャー等の障害物があるなど非常口として機能していない。 |
| 1階北側 保育室付近 | 非常口ではない | 周辺に机等の障害物があるなど実際にも非常口として機能していないが、避難口表示板が設置され、非常口と誤認される恐れがある。 |

(全庁重点監査事項) (その他)

(4) 園の遊具について必要な点検や改修・更新等を適切に行うべきもの

北療育医療センター城南分園では、運動発達の遅れや身体に不自由のある就学前児童のための通園事業及び在宅の重症心身障害者のための通所事業等を実施しており、園内の園庭に、児童が使用するための遊具を設置している。

ところで、園の遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」(平成20年8月29日厚生労働省通知)に基づき、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(平成26年6月改定第2版、国土交通省。以下「指針」という。)を活用して、事故防止対策をすることとされている。

指針では、日常点検(注1)に加え、年1回以上の定期点検(注2)を行うこと、日常点検や定期点検時に変形や異常等が発見された場合には、遊具の使用中止措置を講じるとともに、必要に応じて専門技術者による精密点検を行うこととされている。また、標準使用期間(鉄製の場合には15年)を考慮して遊具の改修・更新を行う必要があるとされている。

しかしながら、園の遊具について確認したところ、職員が日常的な目視点検等を行っているものの、平成6年の設置以来、定期点検をはじめ、専門技術者による精密点検や遊具の改修・更新等は実施されていないことが認められた。また、遊具のうちブランコについては、持ち手部分の鉄骨をはじめ全体的に錆びが進行しているほか、吊り部分は持ち上げるとフックが抜けるタイプの造りであり、多摩療育園で専門技術者が実施した点検結果において使用中止の判断が出た状況と類似していることが認められた。

こうした状況において、園が遊具の定期点検等を行っていないことは適切でない。

園は、施設の利用者である児童及び保護者が安全に遊具を使用するため、園の遊具について必要な点検や改修・更新等を適切に行われたい。

(北療育医療センター城南分園)

(注1) 公園管理者が、主として目視、触診、聴診などにより、施設の変形や異常の有無を調べるために日常業務の中で行う点検。

(注2) 公園管理者が、必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間ごとに行う日常点検より詳細な点検。日常点検の点検内容に加えて、用具を使用して行う点検、通常外観から確認できない部位・部材の点検、部材の疲労などの異常に関する点検が加わる。

(全庁重点監査事項) (その他)

(5) 消防用設備点検結果の報告を適正に行うとともに、点検結果への対応を適切に行うべきもの

北療育医療センター城北分園は、消防法（昭和23年法律第168号）に基づく特定防火対象物に位置付けられており、園が有する消防用設備については、毎年、定期点検を行うとともに点検結果について消防署への報告を行うことが必要である。

しかしながら、園の消防用設備点検について確認したところ、平成27年度以降、消防署への点検結果の報告が行われていないことが認められた。

また、平成29年度に行われた点検結果を見たところ、表5のとおり、平成25年度以降に点検業者から不備を指摘された項目の一部について、監査日（平成30年5月29日）現在、改善が行われず、繰り返し指摘されていることが認められた。

消防設備の不備は、火災等の災害時に被害を拡大させる可能性があり、施設利用者の安全を確保する上で適切でない。

園は、消防用設備点検結果の報告を適正に行うとともに、点検結果への対応を適切に行われたい。

(北療育医療センター城北分園)

(表5) 監査日現在までに改善されていない設備

| 設備名 | 所在 | 件数 | 点検結果 | 不備指摘年度 |
|-----------|------------|----|-------------------|--------|
| スプリンクラー設備 | 1階生活指導室 | 2 | カーテン、荷物、ロッ | 平成25年度 |
| | 1階クッション制作室 | 1 | カー等による散水障害 | 平成27年度 |
| 自動火災報知設備 | 1階幼児用トイレ | 2 | カーテン間仕切りによる感知器未警戒 | 平成29年度 |
| | 1階多目的室倉庫 | 1 | | 平成28年度 |
| 避難器具 | 2階避難口 | 1 | 緩降機使用説明板破損 | 平成28年度 |

(全庁重点監査事項) (その他)

(6) 建築基準法に基づく点検を適正に行うべきもの

中部総合精神保健福祉センターは、表6のとおり、建築物を保有している。

ところで、当該建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項に基づき、その敷地及び構造について3年に1回、一級建築士、建築物調査員等に、損傷、腐食その他の劣化状況の点検をさせなければならないとされている（注）。

しかしながら、監査日（平成30年6月1日）現在、センターはこの点検を行っていないことが認められた。

センターは、建築基準法に基づく点検を適正に行われたい。

(中部総合精神保健福祉センター)

(注) 劇場、病院、学校、百貨店等の用途の建築物のうち、規模や階数がそれぞれ定められた水準以上のものについて点検が必要となる。従来民間の建築物を対象としていたが、平成16年の法改正(平成17年6月施行)により、都の建築物においても点検することが義務付けられた。

(表6) 建築物の概要

(単位：㎡)

| 構造 | 敷地面積 | 延床面積 | 建築年度 | |
|-----------------------------|----------|----------|-------|--------|
| 鉄筋コンクリート造 本館2階建、リハビリ棟5階建 | 6,943.59 | 5,605.64 | 本館 | 昭和47年度 |
| | | | リハビリ棟 | 昭和60年度 |

(局別重点監査事項)(歳入)

(7) 債権管理を適切に行うべきもの

少子社会対策部は、母子及び父子福祉資金貸付金(注)について、都外に転出した借受者からの償還債権の管理を行っている。

また、債権管理に当たっては、表7のとおり、滞納整理業務委託契約(以下「契約」という。)を締結し、滞納者への電話や手紙による催告等を委託している。

これらの事務について見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。

ア 債権管理上必要となる情報の記録管理

福祉保健局の所管する債権の管理について統一的な事務処理基準を定めた福祉保健局債権管理事務処理要綱(平成19年4月1日付18福保総計第440号)では、債務者ごとに、督促・催告の履歴・内容や状況調査の結果について記録することが定められており、本契約で行われた滞納者への催告等の内容についても適切な記録管理が必要である。

しかしながら、次のとおり、部の記録管理は適切でない。

(ア) 受託者が滞納者に送付した催告書等の文面について、部はその内容を把握していない。

(イ) 受託者が作成した催告等の記録には受託者が定めた略語等が頻出するが、部はそれらの意味を把握していない。

(ウ) 受託者が滞納者と折衝ができた場合の内容について、部は把握していない。

イ 契約の履行確認

次のとおり、契約の履行確認が適切でない。

(ア) 契約の仕様書には、部が受託者に委託対象案件を提示した後、受託者は債権回収計画を速やかに作成するとあるが、受託者は契約期間終了まで債権回収計画を作成していなかった。

(イ) 契約の仕様書には、連絡がとれない滞納者に対しては、時間帯を変えて5回以上電話をすることとあるが、受託者の作成した催告等の記録には、電話をかけた時刻が記載されていない事例があり、仕様書どおりの履行がされているか確認できない。

ウ 受託者への記録の提供

本契約の契約期間以前の滞納者との交渉等の記録については、本契約の履行にあたり、行き違いや同内容の作業の繰り返しを防ぎ、催告等を効率的に行うために有用な情報である。

しかしながら、部は、平成28年度以前の各滞納者との交渉等の記録について、受託者に提供していない。

部は、債権管理を適切に行われたい。

(少子社会対策部)

(注) 配偶者のいない女子又は男子で現に児童を扶養しているもの(母子家庭の母や父子家庭の父等)又はその扶養している児童に対し、経済的自立の助成や扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行っている。

(表7) 滞納金回収等業務委託の概要

(単位:円)

| 契約件名 | 契約期間 | 推定総金額 | 報酬額(注) |
|-------------------------------------------|------------------------|-----------|-----------|
| 平成29年度東京都母子及び父子福祉資金貸付金に係る滞納金回収等業務委託(単価契約) | 平成29.4.1～ 平成30.3.31 | 2,235,794 | 1,086,646 |

(注) 回収された債権額と契約時に定めた報酬率に応じて、受託者に支払われる。

(局別重点監査事項)(歳入)

(8) 債権管理を適切に行うべきもの

高齢社会対策部は、表8のとおり、閉鎖した都立施設の未収金の債権管理を行っている。

このうち、項番1の施設の未収金については未収金額上位5件、項番2の施設の未収金については全3件の債権管理台帳を確認したところ、監査日(平成30年6月5日)現在、表9のとおり、長期間、催告や現場調査等の対応が行われていないことが認められた。

部は、債権管理を適切に行われたい。

(高齢社会対策部)

(表8) 閉鎖施設の概要

| 項番 | 施設名 | 閉鎖年月日 | 未収件数・金額 (監査日現在) | 未収件数・金額 (施設閉鎖時点) |
|----|------------|-----------|--------------------|---------------------|
| 1 | 多摩老人医療センター | 平成17.3.31 | 29件 618,260円 | 144件 6,661,275円 |
| 2 | 板橋ナーシングホーム | 平成27.3.31 | 3件 483,599円 | 同左 |

(表9) 長期間対応が行われていない事例

(単位：円)

| 施設名 | 項番 | 未収金発生年月 | 金額 | 最終対応日 |
|----------------|-----|-----------------|---------|------------|
| 多摩老人 医療センター | 1-1 | 平成13年11月 | 150,350 | 平成28.3.3 |
| | 1-2 | 平成14年9月 | 72,480 | |
| | 1-3 | 平成15年8月 | 63,080 | |
| | 1-4 | 平成17年3月 | 48,230 | |
| | 1-5 | 平成16年7月 | 40,200 | |
| 板橋ナーシング ホーム | 2-1 | 平成14年7月～平成15年1月 | 314,639 | 平成27.3.26 |
| | 2-2 | 平成18年9～11月 | 158,960 | 平成26.12.16 |
| | 2-3 | 平成21年2～3月 | 10,000 | |

(歳出)

(9) 清掃業務の履行確認を適切に行うとともに、清掃の実施頻度を精査すべきもの

北療育医療センターは、表10の契約を締結し、センター内の清掃業務等を委託している。

ところで、契約の仕様書で毎日(土日祝日を含む)清掃を行うこととしている箇所について、受託者が作成した清掃業務日報を見たところ、平成29年8月以降、主に表11の箇所について、表12の例のとおり、土日祝日を中心に清掃が行われていない日があることが認められた。

センターは、この状況にもかかわらず、本契約について検査合格としており、適切でない。

また、今回履行がされていない箇所は、主に土日祝日に利用者及び職員が使用していないエリアである。使用していない箇所について、土日祝日に清掃に入る必要があるかについては、検討の余地があり、清掃の実施頻度を精査すれば、費用の節減が期待できる。

センターは清掃業務の履行確認を適切に行うとともに、清掃の実施頻度を精査されたい。

(北療育医療センター)

(表10) 建物管理業務委託の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額(税込) |
|---------------------|--------------------|------------|
| 東京都立北療育医療センター建物管理委託 | 平成29.4.1～平成30.3.31 | 99,360,000 |

(表 1 1) 主な清掃未履行箇所の概要

(単位：㎡)

| 区分 | 清掃箇所 | 面積 |
|-----|----------------------------|----------|
| A | 玄関ホール、大訓練室、通園室、保育室等 | 394.67 |
| B | 調剤室、検査室、CT撮影室、X線撮影室等 | 305.1 |
| C | 中央滅菌材料室、手術室、更衣室、トイレ、シャワー室等 | 340.63 |
| D | 活動室、トイレ、プラットホーム等 | 819.3 |
| E | プレイルーム、児童図書室、保育室、トイレ等 | 224.06 |
| F | 大訓練室、個別訓練室、OT訓練室、トイレ等 | 614.58 |
| 合 計 | | 2,698.34 |

(注) 毎日(土日祝日を含む。)行うこととなっている面積の合計7,369.82㎡

(表 1 2) 未履行の状況(平成30年3月の例)

| 区分 | | A | B | C | D | E | F |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|
| 日付 | | | | | | | |
| 3月1日 | 木 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月2日 | 金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月3日 | 土 | × | × | ○ | × | △ | × |
| 3月4日 | 日 | × | × | × | × | × | ○ |
| 3月5日 | 月 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | △ |
| 3月6日 | 火 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月7日 | 水 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月8日 | 木 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月9日 | 金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月10日 | 土 | × | × | ○ | × | × | ○ |
| 3月11日 | 日 | × | × | × | △ | × | × |
| 3月12日 | 月 | ○ | ○ | × | × | ○ | × |
| 3月13日 | 火 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月14日 | 水 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月15日 | 木 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月16日 | 金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月17日 | 土 | × | × | ○ | × | × | × |
| 3月18日 | 日 | × | × | × | × | × | ○ |
| 3月19日 | 月 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × |
| 3月20日 | 火 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月21日 | 祝 | × | × | ○ | × | × | △ |
| 3月22日 | 木 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | △ |
| 3月23日 | 金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月24日 | 土 | × | × | ○ | △ | × | × |
| 3月25日 | 日 | × | × | × | × | × | ○ |
| 3月26日 | 月 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × |
| 3月27日 | 火 | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月28日 | 水 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月29日 | 木 | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| 3月30日 | 金 | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| 3月31日 | 土 | × | × | × | × | △ | × |

(注) ○は履行、×は未履行、△は一部のみ行っている。

(歳出)

(10) 契約の仕様を適切に定めるべきもの

北療育医療センター城北分園では、表13の契約により温冷配膳車を購入している。

ところで、この契約について見たところ、温冷配膳車の新規購入と同時に、契約の相手方に既存の温冷配膳車（以下「既存品」という。）の引取りを行わせているにもかかわらず、その引取りについて契約の仕様に定めがないことが認められた。

この結果、次のとおり適切でない状況となっている。

- ① 表13のとおり、契約金額の内訳に引取りに要する費用が記載されておらず、既存品の引取りが有償・無償のどちらで行われているかが不明確となっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく処理が必要となるかどうか、確認できない（注）。
- ② 既存品は冷媒にフロン類を使用しており、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づき、廃棄の際、使用者が自ら第一種フロン類充填回収業者（以下「回収業者」という。）に引き渡すか、回収業者への引渡しを他者に委託し、適正な処理がなされたことの証明書の回付を受ける必要がある。

しかしながら、本契約では、仕様に回収業者への引渡しや証明書の回付についての定めがない上、受託者も回収業者ではなく、実際に証明書の回付もされなかったため、フロン類が最終的に適正に処分されたか確認できない。

園は、契約の仕様を適切に定められたい。

(北療育医療センター城北分園)

(注) 既存品の廃棄を有償で委託する場合は、既存品は廃棄物処理法に基づく産業廃棄物としての取扱いが必要となる。一方、環境省通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」（平成25年3月29日環廃産発第13032910号）では、既存品の引取りが「新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為」に該当する場合は、産業廃棄物としての取扱いは不要とされている。

(表13) 温冷配膳車の購入契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|-----------|----------------------|---------------------|
| 温冷配膳車の買入れ | 平成29.12.20～平成30.3.30 | 1,485,000 |
| | | (内訳) |
| | | 温冷配膳車（一台） 1,300,000 |
| | | 諸経費（一式） 75,000 |
| | | 消費税及び地方消費税 110,000 |

(歳出)

(11) 排水の水質分析を適正に行うべきもの

市場衛生検査所及び大田出張所では、所で残留農薬等の検査を行う際、試薬や有機溶剤等（以下「試薬等」という。）を使用している。このため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）上の特定施設として下水道法（昭和33年法律第79号）上の下水排除基準を満たすことを確認する必要があり、表14のとおり委託契約を締結して、排水の水質分析を行っている。

しかしながら、この業務について確認したところ、表15のとおり、分析すべき項目（注）と、仕様書で指示した分析項目が対応しておらず、水質分析が適正に実施されていないことが認められた。

所は、排水の水質分析を適正に行われたい。

(市場衛生検査所)

(注) 各施設で使用又は使用する可能性のある試薬等に応じて定める。

(表14) 委託契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額（税込） |
|----------|--------------------|----------|
| 排水分析業務委託 | 平成29.4.1～平成30.3.31 | 304,128 |

(表15) 検査対象項目

| 対象物質等 | 市場衛生検査所 | | 大田出張所 | |
|-------------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 分析すべき項目 | 分析を指示した項目 | 分析すべき項目 | 分析を指示した項目 |
| カドミウム | | ○ | ○ | |
| 有機りん | ○ | | ○ | |
| 鉛 | | ○ | | |
| ポリ塩化ビフェニル | ○ | | | |
| ジクロロメタン | | | | ○ |
| チオベンカルブ | ○ | | ○ | |
| ベンゼン | | ○ | | ○ |
| ほう素 | | | ○ | |
| 銅 | | ○ | | |
| 亜鉛 | | ○ | | |
| 溶解性鉄 | | ○ | | |
| 溶解性マンガン | | ○ | | |
| 水素イオン濃度（pH） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 温度 | | ○ | | ○ |

(歳出)

(12) 試薬等の購入手続を適正に行うべきもの

芝浦食肉衛生検査所では、残留農薬の検査等を行うため、検査に用いる試薬や機器の洗浄に用いる有機溶剤等（以下「試薬等」という。）を保管している。保管に当たっては、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）及び所が作成した医薬用外毒劇物危害防止規程（平成16年2月19日付15芝食管第976号）に基づき、毒物劇物管理簿（以下「管理簿」という。）を作成している。

ところで、表16の契約により買い入れた試薬等について、管理簿上の記録を確認したところ、表17のとおり、契約締結日以前の受入れが記録されていた。

これは、契約手続に先立って試薬等の発注・受入れを行ったためであり、適正でない。

所は、試薬等の購入手続を適正に行われたい。

(芝浦食肉衛生検査所)

(表16) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約締結日 | 契約金額（税込） |
|-----------------------------|----------|----------|
| ヘキサシ300 残留農薬・PCB試験用外20点の買入れ | 平成30.2.1 | 295,650 |

(表17) 管理簿の状況

| 納品物 | 数量 | 管理簿上の受入日 |
|-------------------------------|----|-------------|
| ヘキサシ300残留農薬・PCB試験用 | 3本 | 平成29年9月27日 |
| メタノール LC/MS用 | 4缶 | |
| アセトニトリル LC/MS用 | 6本 | 平成29年11月29日 |
| クロロホルム試薬特級 | 5本 | |
| 迅速固定液ユニフィックス（ホルムアルデヒド18.5%含有） | 3缶 | |

(歳出)

(13) 補助金の交付額の確定事務を適切に行うべきもの

健康安全部は、Gが実施する薬学技術振興事業（薬学講習会等の開催事業）について、薬学技術振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を定め、補助金を支出している。

平成29年度は、要綱に基づき、Gが実施した第50回日本薬剤師会学術大会の開催経費及び薬学講習会の開催経費について補助金を支出しており、その内容は表18のとおりである。

ところで、要綱では、補助金の交付額は区分ごとに、①補助基準額、②補助対象経費の実支出額、③各区分の総事業費から当該区分に係る寄付金その他の収入額を控除した額、のうち最も少ない額に、補助率（2分の1）を乗じて得た額とすることが定められていた。

しかしながら、部の補助金交付額の確定事務について見たところ、決定文書に、③の額の記載や、その内訳を示す書類の添付がないことが認められた。

部は、③の額及びその内訳を示す書類については交付額の確定に当たりGから別途提出を受け確認をしたとしているが、決定文書の書面上は、要綱が定めるとおり①、②及び③の額を比較して補助金交付額を算定したかが確認できない状況となっており、適切でない。

部は、補助金の交付額の確定事務を適切に行われたい。

(健康安全部)

(表18) 薬学技術振興事業補助金の概要

(単位：円)

| 区分 | 補助基準額 (①) | 補助対象経費 | 総事業費から収入額を控除した額 (③) | 補助率 | 補助金 確定額 |
|-------------|--------------|------------------------------------------------|------------------------|-----|---------------------|
| | | 実支出額 (②) | | | |
| 薬学学術大会の開催事業 | 15,000,000 | 都内で従事する薬剤師の資質向上及び都民の健康増進に寄与する学術大会の開催に必要な経費(注1) | 決定文書に添付なし (注2) | 1/2 | ①×1/2= 7,500,000 |
| | | 実支出額： 17,786,094 | | | |
| 薬学講習会等の開催事業 | 3,000,000 | 薬学、薬務行政に関する講習会等の開催に必要な経費(注1) | | | ①×1/2= 1,500,000 |
| | | 実支出額： 3,118,495 | | | |

(注1) 報償費・印刷製本費・通信費・会場使用料・消耗品費

(注2) 部がGから別途提出を受けたとする書類では、③の額は薬学学術大会の開催事業については1,550万円、薬学講習会等の開催事業については②と同額となる。

(財産)

(14) 保護具の管理を適正に行うべきもの

健康安全研究センター及び動物愛護相談センターでは、両センターで使用する労働安全衛生保護具（以下「保護具」という。）（注）を管理している。管理に当たっては、東京都労働安全衛生保護具措置規程（昭和55年東京都訓令第46号）により、保護具台帳を備え、必要な記録管理を行わなければならない、記録に当たっては、東京都主任安全衛生管理者が定めた様式を使用した個人単位の保護具の管理が必要となっている。

しかしながら、保護具の管理状況を見たところ、健康安全研究センターでは、平成29年4月1日以降、保護具の記録管理を行っておらず、在庫状況を把握していないことが認められた。

また、動物愛護相談センターでは、センターの保護具の総数の記録管理は行っていたものの、個人単位での記録管理を行っていないことが認められた。

両センターは保護具の管理を適正に行われたい。

(健康安全研究センター)

(動物愛護相談センター)

(注) 防塵・防毒マスクや保護眼鏡等、職員を危険又は健康障害を及ぼすおそれのある作業に従事させる際、職員の身体及び生命を保護するため、身体に着用の上、使用させるもの。

2 意見・要望事項

(全庁重点監査事項) (その他)

(1) 東京都障害者休養ホーム事業の受付手続について

障害者施策推進部では、障害者の保養等を目的として、東京都障害者休養ホーム事業（以下「事業」という。）を行っている。この事業は、指定宿泊施設を利用する障害者及び付添者の宿泊費の一部を助成するもので、助成申請受付等の事務は、表18の契約により委託している。

ところで、部はこの事業について、①宿泊施設に必ず直接電話して予約すること、②複写式の利用申込書に記入し受託者に必ず郵送によって送付すること等の受付手続を必要としている。これらの手続は聴覚や視覚、発話等に障害を持つ都民にとって困難を伴うものであるが、利用者から障害等の事情で手続が困難であるとの相談があった場合は、代理人により上記の手続をとるよう依頼しているとのことであった。

しかしながら、この事業が障害者及び付添者を対象としたものであること、また「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）（注）の趣旨を考慮すれば、受付手続について、電話や郵送による手続以外の手段を原則として認めていない現状は、改善の余地がある。

部は、事業のより効果的な実施に向け、事業の受付手続について検討することが望まれる。

(障害者施策推進部)

(注) 第5条において、行政機関等は、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」としている。

(表18) 事業の事務を委託する契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|--------------------------------|----------------------------|------------------------------------|
| 平成29年度東京都障害者休養ホーム事業の業務委託に関する契約 | 平成29. 4. 1 ～平成30. 3. 31 | 概算払 124, 455, 000 (助成に係る費用を含む。) |

(その他)

(2) 防災訓練の事後検証について

北療育医療センターは、表19のとおり総合防災訓練を実施している。

ところで、これらの訓練の事後検証の状況を見たところ、次の状況が認められた。

- ① 表19のいずれの訓練も、1名又は2名の観察記録者を置いているものの、その他の数十名の参加職員等は参加記録等を作成していない。
- ② 項番1及び3の訓練については、訓練終了後から事後検証の会議の実施まで、3か月以上、かつ、年度末を経過している。

センターは、肢体不自由児や重症心身障害児・者が利用する施設であり、災害時等の避難の際は、車いす等の使用など障害の程度等に応じ様々な配慮が必要となる。そのため、訓練の効果を最大限発揮するためには、訓練の過程で個々の参加者が実際に体感し気づいた点を可能な限り広く集め、次回の訓練に向けた提案・改善要望等として活用していくことが有効である。

また、項番2の実際の訓練参加者からも、「各職員が適切に対応できたかのチェックリストを作り、終了後に提出してもらおうなどにより、全員参加型訓練になるのではないか。」との意見も挙げられている。

センターは、防災訓練の効果を最大限発揮するため、訓練の事後検証の方法について検討することが望まれる。

(北療育医療センター)

(表19) 総合防災訓練実施状況

| 項番 | 名称 | 実施日 | 事後検証の会議の実施日 |
|----|--------------------|--------------|-------------------------|
| 1 | 平成28年度第2回総合防災訓練 | 平成29. 2. 16 | 平成29. 7. 27 |
| 2 | 平成29年度三者合同防災訓練 (注) | 平成29. 10. 31 | 平成29. 12. 11 |
| 3 | 平成29年度第2回総合防災訓練 | 平成30. 2. 7 | 監査日 (平成30. 5. 25) 現在未実施 |

(注) 東京都立北特別支援学校及び東京都障害者総合スポーツセンターとの合同訓練

病院経営本部

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (その他)

(1) ホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行うべきもの

都立病院のホームページは、病院ごとに開設しており、各病院で掲載内容を管理し、更新を行っている。

松沢病院のホームページについて、利用者に対し適切に情報を提供しているか確認したところ、監査日（平成30年5月8日）現在、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 病院は、運営理念、外来診療の受診方法等を説明する病院案内パンフレットを平成27年度に発行し、ホームページにも電子データ版を掲載している。

ところで、ホームページに掲載されている病院案内パンフレットを見たところ、病院は予約制のため受診予約する必要があるが、その予約センターの電話番号が誤っていることが認められた。

イ ホームページの各診療科の案内には、科の診療内容、特色及び担当医師が掲載され、利用者に対し、医療の内容についての情報を提供している。

しかしながら、眼科については診療の案内が掲載されていないことが認められた。

ウ ホームページの病院概要のうち経営指標（決算情報、経営指標グラフ）を見たところ、他の病院では平成28年度の最新情報が掲載されているにもかかわらず、松沢病院は、平成27年度の情報が掲載されていることが認められた。

これらは、病院がホームページに掲載された内容の整合性等を確認する際、実際は業務運営上必要のなくなった過去の記事の削除等にとどまり、実質的な内容の確認までは及ばなかったことによるものである。

病院は、利用者に対し、適切に情報を提供できるようホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行われたい。

(松沢病院)

(全庁重点監査事項) (その他)

(2) 消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの

消防用設備については、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく点検を行い、その結果を消防署に報告しなければならないとされている。

広尾病院及び大塚病院において、平成29年度に行われた消防用設備点検の結果報告書を見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 広尾病院において、平成29年12月に実施した消防用設備点検で不備を指摘された項目について、表1のとおり、監査日（平成30年5月16日）現在、改善が行われていないことが認められた。

イ 大塚病院において、平成29年5月に実施した消防用設備点検で不備を指摘された項目について、表2のとおり、監査日（平成30年5月11日）現在、改善が行われていないことが認められた。

病院は年中休みなく医療を提供しており、改善工事を実施するには、病院運営への影響を最小限に抑えるために様々な対応や調整が必要であるが、消防用設備の不備は、火災等の災害時に被害を拡大させる可能性があり、改善を先送りすることは病院利用者の安全を確保する上で適切でない。

両病院は、消防用設備について具体的な改善計画を検討の上、速やかな改善措置を講じられたい。

(広尾病院)

(大塚病院)

(表1) 広尾病院において監査日現在までに改善されていない設備

| 場所 | 設備名 | 所在 | 件数 | 点検結果 | 不備指摘年度 |
|------|--------------------------|------|---------|----------|---------|
| 病院本館 | ハロゲン化物消火設備 (ダンパー (注)) | 9階 | 1 | 作動せず | 平成25年度 |
| | 排煙設備 (排煙口) | 地下1階 | 1 | 開口せず | 平成19年度等 |
| | | 1階 | 1 | | |
| | | 2階 | 2 | | |
| | | 地下1階 | 1 | 開口困難 | 平成22年度 |
| | | 地下1階 | 1 | 完全開口せず | 平成29年度 |
| | 防火設備 (ダンパー) | 地下2階 | 1 | 手動開放装置不良 | 平成25年度 |
| | | 2階 | 5 | 作動せず | 平成22年度 |
| | | 6階 | 1 | | |
| | | 8階 | 1 | 作動せず | 平成25年度 |
| | | 2階 | 2 | 全閉せず | 平成22年度 |
| | 3 | 作動せず | 平成27年度 | | |
| | 地下1階 | 1 | ダクト本体腐食 | 平成29年度 | |

(注) ダクトに取り付けられる空調装置。通常時は開放しているが、熱を感知すると閉塞し煙や炎の拡大を防ぐことができる。

(表2) 大塚病院において監査日現在までに改善されていない設備

| 場所 | 設備名 | 所在 | 件数 | 点検結果 | 不備指摘年度 | | | | |
|-----------|---------------------|-------|----------------------|----------------------------------|---------|------------|--------|-------------|--------|
| 病院 本館 | スプリンクラー設備 | 地下2階 | 1 | 呼水槽ボルトタップ機能不良 | 平成29年度 | | | | |
| | 泡消火設備 | 地下駐車場 | 1 | 泡消火薬剤の劣化 | 平成27年度 | | | | |
| | 非常放送設備 | 2階 | 1 | スピーカー不鳴動 | 平成28年度 | | | | |
| | ガス漏れ 火災警報設備 | 地下1階 | 1 | 受信機の表示不良 | 平成28年度 | | | | |
| | | | 1 | 有効期限切れ | 平成28年度 | | | | |
| | 排煙設備 | 地下2階 | 3 | 排煙口手動装置 (手引きワイヤー) 手引きのきつい場所あり | 平成28年度 | | | | |
| | | | | | | 地下1階 2階 | 1 1 | 排煙口自動開閉装置不良 | 平成28年度 |
| | | | | | | | | | |
| 防火防災設備 | 地下2階、地下1階、1階、3階～5階 | 16 | 防火戸・防火シャッター・防火ダンパー不良 | 平成27年度等 | | | | | |
| 誘導灯及び誘導標識 | 地下2階から屋上階までの各階及び階段室 | 63 | 誘導灯不具合(バッテリー不良を含む) | 平成27年度等 | | | | | |
| 外来別館 | 消火器具 | 1階 | 1 | 10年経過による耐圧試験の必要もしくは本体交換 | 平成29年度 | | | | |
| | 誘導灯及び誘導標識 | 2階 | 1 | 非常時切替不良 | 平成25年度 | | | | |
| 看護 宿舎 | 誘導灯及び誘導標識 | 1階 | 5 | 非常時切替不良 | 平成26年度等 | | | | |

(支出)

(3) 契約事務を適切に行うべきもの

東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条の2により、財産の買入に当たっては、予定価格の額が160万円以下の場合には、随意契約によることができると定めている。

ところで、駒込病院では、医師の研究に必要なパーソナルコンピュータ等を購入しているが、病院が平成29年10月及び平成30年1月に締結した契約について見たところ、表3のとおり、近接した時期に複数の随意契約により分割発注し、契約を締結している事例が認められた。

物品の購入が計画的に行われないことは効率的でなく、公平性、競争性、透明性の観点からも、適切ではない。

病院は、同種の物品の買入に当たり、一定期間分をとりまとめて競争入札により契約を行うなど、契約事務を適切に行われたい。

サービス推進部は、平成25年及び平成27年の定例監査において、別の病院でも同様の指摘を受けていることから、各病院に対する指導を徹底されたい。

(駒込病院)

(サービス推進部)

(表3) 近接した時期に同種の物品に係る随意契約を締結しているもの

(単位：円)

| 件名 | 契約金額 (注2) | 契約 締結日 | 履行期限 | 見積者 | 契約 相手方 |
|------------------------|--------------|------------|------------|--------------|-----------|
| ノートパソコン外2点の買入れ | 744,120 | 平成29.10.6 | 平成29.11.2 | A B K | A |
| 翻訳ソフト外5点の買入れ (注1) | 1,094,040 | 平成29.10.7 | 平成29.11.16 | C E F | C |
| デスクトップパソコン外2点 の買入れ | 888,840 | 平成29.10.16 | 平成29.11.10 | C E G | C |
| デスクトップパソコンの買入れ | 1,486,080 | 平成29.10.16 | 平成29.11.27 | D H I | D |
| デスクトップパソコン外2点 の買入れ | 1,042,200 | 平成29.10.17 | 平成29.11.17 | A B C | A |
| 業務用ノートパソコンの買入れ | 1,443,312 | 平成29.10.20 | 平成29.11.17 | B J K | B |
| デスクトップパソコン外2点 の買入れ | 1,450,440 | 平成29.10.23 | 平成29.11.22 | B C E F L | C |
| プロジェクター外1点の買入れ (注1) | 1,458,000 | 平成29.10.23 | 平成29.12.5 | D M N | D |
| デスクトップパソコン外2点 の買入れ | 952,560 | 平成29.10.25 | 平成29.11.30 | B E J | B |
| デスクトップパソコンの買入れ | 791,100 | 平成29.10.26 | 平成29.11.29 | B C K | C |
| デスクトップパソコン外4点 の買入れ | 1,005,480 | 平成30.1.15 | 平成30.2.9 | B C E | B |
| デスクトップパソコンの買入れ | 557,280 | 平成30.1.16 | 平成30.2.6 | C E | C |
| ノートパソコン外2点の買入れ | 673,920 | 平成30.1.17 | 平成30.2.2 | B J | B |
| デスクトップパソコン外1点 の買入れ | 1,047,600 | 平成30.1.22 | 平成30.2.19 | A C O | C |
| ノートパソコン外2点の買入れ | 898,560 | 平成30.1.22 | 平成30.2.26 | A B E | A |
| デジタルカメラ外1点の買入れ (注1) | 671,760 | 平成30.1.24 | 平成30.2.9 | C G L | C |
| ノートパソコンの買入れ | 1,371,600 | 平成30.1.24 | 平成30.2.14 | D M N | D |
| デスクトップパソコン外1点 の買入れ | 788,400 | 平成30.1.25 | 平成30.2.16 | A B G | A |
| タブレット端末の買入れ | 648,000 | 平成30.1.26 | 平成30.2.20 | D M | D |

(注1)「外」は、全てデスクトップパソコン又はノートパソコンであった。

(注2) 予定価格は非公表のため、契約金額を掲載している。なお、予定価格は全て160万円以下であった。

(その他)

(4) 災害拠点病院として備蓄している医薬品等の管理を適切に行うべきもの

駒込病院、多摩総合医療センター及び松沢病院（以下「病院等」という。）は、災害拠点病院（注1）に指定され、災害時に医療救護のために使用する医薬品、診療材料及び応急用資器材を病院敷地内の倉庫に保管している。

ところで、医薬品等の管理状況を見たところ、監査日(平成30年5月16日)現在、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 駒込病院において、表4のとおり、有効期限（注2）を過ぎている上、新規補充を行っていない状況が認められた。

イ 病院等において、表5のとおり、新規補充は行っており、有効期限を過ぎている医薬品等が新規のものや期限内のものと混在して保管されている状況が認められた。

このような保管状況では、災害時に誤って使用する恐れがあり、有効期限を過ぎている医薬品等を速やかに分別し廃棄する必要がある。

これは、病院等において、災害拠点病院として備蓄している医薬品等について、有効期限の点検が不十分であったためである。

病院等は、災害拠点病院として備蓄している医薬品等の管理を適切に行われたい。

(駒込病院)

(多摩総合医療センター)

(松沢病院)

(注1) 災害時における東京都の医療救護活動の拠点となる病院として都知事が指定した病院

(注2) 診療材料について、一般的には、滅菌処理が施されており、その有効期限が決められている。

(表4) 有効期限を過ぎている上、新規補充を行っていない医薬品等の例

| 病院名 | 区分 | 品名 | 数量 | 有効期限 |
|-----------|------|-------------------------------|-----|----------|
| 駒込病院 | 医薬品 | ブスコパン注（鎮痙 ^{けい} 剤注射液） | 5箱 | 平成30年2月 |
| | | KN補液3B（輸液） | 2本 | 平成27年11月 |
| | 診療材料 | メス | 12本 | 平成29年3月 |
| | | 扁平 ^{へんぺいこう} 鉤（手術器具） | 6組 | 平成29年3月 |
| など 計 35品目 | | | | |

(表5) 期限内の医薬品等と混在している有効期限を過ぎている医薬品等の例

| 病院名 | 区 分 | 品 名 | 数 量 | 有効期限 |
|----------------|------|---------------------------------|------|----------|
| 駒込病院 | 医薬品 | ソフラチュール（抗生物質貼付剤） | 5箱 | 平成29年11月 |
| | | 生理食塩水 | 50本 | 平成28年12月 |
| | | スワブスティックヘキシジン （創傷用殺菌消毒剤） | 120包 | 平成28年9月 |
| | 診療材料 | 血液型判定用抗血清 | 4本 | 平成26年3月 |
| など 計 22品目 | | | | |
| 多摩総合医療 センター | 診療材料 | 経口エアウェイ（気道確保用の器具） | 4本 | 平成29年8月 |
| | | 中心静脈 ^{せんじ} 穿刺セット | 10個 | 平成29年12月 |
| | | 縫合針 | 30袋 | 平成29年11月 |
| など 計 13品目 | | | | |
| 松沢病院 | 医薬品 | 静注用ホスミシンS（抗生物質注射 薬） | 5箱 | 平成29年9月 |
| | | バラマイシン ^{こう} 軟膏（抗生物質製剤） | 1本 | 平成29年8月 |
| など 計 10品目 | | | | |

(注) 医薬品等については、新規補充された同数の同医薬品等が保管されており、保管すべき数量は満たしている。

2 意見・要望事項

(全庁重点監査事項)(その他)

(1) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設について

松沢病院は、精神科を専門とする都立病院であるが、内科や外科、眼科等も設置しており、多くの利用者が来訪する施設である。

病院において、利用者の利便に供しているかの観点から敷地内の視覚障害者誘導用ブロック(以下「ブロック」という。)の敷設状況を確認したところ、図のとおり、歩行者出入口である西門から本館診療棟内の総合案内所までの約200mの経路には、歩道と車両の進入路とが交差する約14mを除き、ブロックが敷設されていない状況が認められた。

病院の敷地内経路は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)による基準(注)には、西門守衛詰所を案内所としており、守衛が出入口を容易に視認できることにより、適合している。

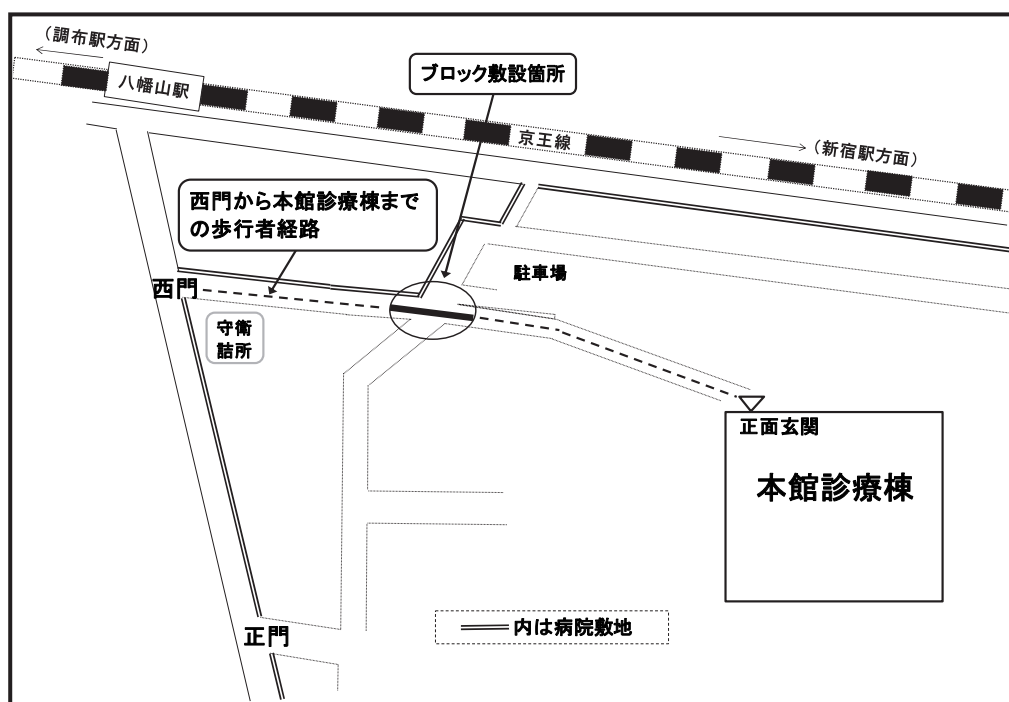
しかしながら、医療施設であるのみならず都立施設という性格上、一般の施設以上に来院者への配慮が求められている。また、ブロックがあれば、視覚障害者は、一人で安全に西門から本館診療棟まで移動することができ、利用者利便の向上に繋がる。

病院は、西門から本館診療棟までの経路について、ブロックの敷設が望まれる。

(松沢病院)

(注) 道路から案内所など案内設備までの経路には、視覚障害者の誘導のためにブロックの敷設等を行わなければならない。ただし、案内所より出入口を容易に視認できる場合は、この限りではない。

(図) 西門から本館診療棟までの経路



産 業 労 働 局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (歳出)

(1) 自家用電気工作物定期点検保守委託の履行確認を適正に行うべきもの

森林事務所は、青梅合同庁舎における自家用電気工作物の定期点検を行うため、表1の契約を締結している。当該契約において、受託者は、契約締結後、点検実施計画書を提出し、点検作業完了後には、点検報告書を提出することを定めている。

ところで、電気工作物のうち、非常用予備発電装置に係る点検の実施について見たところ、仕様書では、原動機の始動試験を毎月実施するとしているが、5月及び6月実施分の点検報告書では、原動機の始動試験は未実施となっていた。また、受託者提出の点検実施計画書では、原動機の始動試験は、年1回11月の実施と記載され、仕様書の内容と相違していた。

このように、受託者の履行内容が不十分な状況にありながら、その理由を確認せず、履行完了としていることは適正でない。

所は、自家用電気工作物定期点検保守委託の履行確認を適正に行われたい。

(森林事務所)

(表1) 契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|------------------------|------------------------------|----------|
| 青梅合同庁舎自家用電気工作物定期点検保守委託 | 平成 29. 4. 1～ 平成 30. 3. 31 | 431, 568 |

(全庁重点監査事項) (歳出)

(2) 庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を見直すべきもの

地方公共団体の契約は、原則、一般競争入札の方法によるものとされ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に該当する場合に限り随意契約によることができるとされている。

都では、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の2により、委託契約の場合、予定価格が100万円を超えないときは随意契約によることができると定めている。

ところで、城東職業能力開発センター江戸川校では、庁舎内の排水設備等の清掃について、表2の契約を締結している。

しかしながら、これらの契約は、実施時期を仕様書に定める等により、年間でまとめることが可能であり、競争入札によらず随意契約としていることは適切でない。

校は、庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を見直されたい。

(城東職業能力開発センター江戸川校)

(表2) 契約の状況

(単位：円)

| 項番 | 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 | 受託者 |
|----|---------------------------------|-------------------------------|----------|-----|
| 1 | 汚雑排水管、排水ドレン及び雨水管 清掃委託 | 平成 29. 5. 2 ～平成 29. 5. 31 | 873, 990 | A |
| 2 | 排水口外 6 点の清掃委託 | 平成 29. 12. 4 ～平成 30. 1. 19 | 783, 324 | |
| 3 | 集水桝・グレーチング及び埋設排水 管外 1 点の清掃委託 | 平成 30. 2. 26 ～平成 30. 3. 31 | 972, 000 | |

(歳入)

(3) 行政財産の使用許可に係る使用料の徴収手続について

東京都行政財産使用料条例（昭和 39 年東京都条例第 26 号）第 6 条では、「使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、納付させることができる」と規定されている。

ところで、森林事務所及び雇用就業部における行政財産の使用許可に係る手続について見たところ、次の事例が見受けられた。

ア 使用料の徴収事務を適正に行うべきもの

森林事務所は、表 3 のとおり、B に対し、行政財産の使用許可を行い、使用料を徴収している。

しかしながら、所は、使用料について、特別の理由がないにもかかわらず、使用開始日までの納入期限を設定しておらず、適正でない。

所は、使用料の徴収事務を適正に行われたい。

(森林事務所)

(表3) 使用許可の状況

(単位：円)

| 相手方 | 対象 | 使用期間 | 納入期限 | 納入日 | 使用料 |
|-----|--------------------|------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| B | 青梅合同庁舎 1 階フロア一部 | 平成 29. 4. 1～ 平成 30. 3. 31 | 平成 29. 5. 9 | 平成 29. 5. 9 | 1, 402, 692 |

イ 使用料の徴収事務を適切に行うべきもの

雇用就業部は、公益財団法人東京しごと財団に対し、表4のとおり、行政財産の使用許可を行い、使用料を徴収している。また、その使用料相当額は、都から補助され、部は、財団からの後納申請に対し、補助金の交付後速やかに、別途通知する期日までに使用料を納入することを条件に、その承認を行っている。

ところで、本件使用料の徴収手続を見たところ、部は、財団に対して、補助金の交付日（平成29年4月13日）から2か月以上経過した日を使用料の納入期限（平成29年6月30日）として指定している。

これは、部における行政財産の使用許可の担当者と補助金交付に係る担当者間の連絡調整が適切に行われていないことによるものである。

部は、使用料の徴収事務を適切に行われたい。

（雇用就業部）

（表4）使用許可の状況

（単位：円）

| 相手方 | 対象 | 使用期間 | 補助金 交付日 | 納入期限 | 納入日 | 使用料 |
|-------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 公益財団法人 東京しごと財団 | 東京都しごと センター 建物2階、 5階及び8階 | 平成 29. 4. 1 ～ 平成 30. 3. 31 | 平成 29. 4. 13 | 平成 29. 6. 30 | 平成 29. 6. 19 | 10, 222, 428 |

(歳入)

(4) 遅延違約金の算出を適正に行うべきもの

森林事務所は、治山工事及び林道開設工事について、表5のとおり契約を締結し、実施しているところ、契約約款第42条第1項により、受注者から遅延違約金を徴収して工期を延長している。

契約約款第42条第2項では、「遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、年5パーセントの割合（年当たりの割合は、^{うるう}年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額」としており、土日を含めて計算することとなっている。

しかしながら、本件における遅延違約金の算定を見たところ、遅延日数を土日を除いた日数で算出したため、表6のとおり合計で14万700円過少となっており、適正でない。

所は、遅延違約金の算出を適正に行われたい。

(森林事務所)

(表5) 契約の状況

(単位：円)

| 項番 | 契約件名 | 契約期間（変更後） | 契約金額 | 受注者 |
|----|-------------|--------------------------------|------------|-----|
| 1 | 大岳（鍾乳洞）治山工事 | 平成 29. 12. 12 ～平成 30. 4. 27 | 80,764,257 | C |
| 2 | 西沢入林道開設工事 | 平成 29. 11. 10 ～平成 30. 6. 15 | 37,026,000 | D |

(表6) 遅延違約金の算出状況

| 1 | 区分 | 契約金額（円） (a) | 違約金率（%） (b) | 遅延日数（日） (c) | 遅延違約金（円） $a \times b \times c / 365$ |
|----|------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------------------|
| | 正 | 80,764,257 | 5.00 | 15 | 165,900 |
| 誤 | 80,764,257 | 5.00 | 11 | 121,600 | |
| 差額 | | | | | 44,300 |
| 2 | 区分 | 契約金額（円） (a) | 違約金率（%） (b) | 遅延日数（日） (c) | 遅延違約金（円） $a \times b \times c / 365$ |
| | 正 | 37,026,000 | 5.00 | 60 | 304,300 |
| 誤 | 37,026,000 | 5.00 | 41 | 207,900 | |
| 差額 | | | | | 96,400 |
| 合計 | | | | | 140,700 |

(注) 遅延違約金は100円未満を切捨て

中央卸売市場

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (支出)

(1) 自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの

市場は、卸売業者・仲卸業者・関連事業者等の許可事業者だけでなく、産地からの運送に携わる者や仕入れに訪れる者など多くの方が働き行き交う施設であり、場内には取引を待つ生鮮食料品等も多量に搬出入されている。

このため、中央卸売市場では、建築物、建築設備、消防用設備等の保全業務により、安全安心な市場取引の場の提供に努めているところである。

しかしながら、築地市場、食肉市場及び大田市場（以下「各場」という。）で実施している表1から表4までの契約において、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火設備及び消火設備等に対する点検を実施しているにもかかわらず、次のとおり、自動火災報知設備等の点検不良等について速やかに対応していない状況が見受けられた。

(表1) 築地市場における自動火災報知設備等に係る点検契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|------------------------|------------------------|-----------|
| 築地市場自動火災報知設備ほか定期点検保守委託 | 平成29.4.1 ～平成30.3.31 | 5,616,000 |

(表2) 食肉市場における自動火災報知設備等に係る点検契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|-----------------------|------------------------|-----------|
| 食肉市場自動火災報知設備等定期点検保守委託 | 平成29.4.1 ～平成30.3.31 | 1,641,600 |

(表3) 食肉市場における消防用設備に係る点検契約の概要

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|---------------|------------------------|-----------|
| 食肉市場消防用設備点検委託 | 平成29.4.1 ～平成30.3.31 | 2,319,840 |

(表4) 大田市場における自動火災報知設備等に係る点検契約の概要

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|-----------------------|------------------------|-----------|
| 大田市場自動火災報知設備等定期点検保守委託 | 平成29.4.1 ～平成30.3.31 | 7,430,400 |

ア 築地市場は、表1の委託契約により、自動火災報知設備等の点検を実施している。

この契約に基づき平成29年7月3日から同月13日までに実施された機器点検の結果報告書を確認したところ、監査日（平成30年1月15日）現在、次のとおり、適切でない点が認められた。

- ① 室内に間仕切り等の造作が加えられたこと等により、感知器による警戒が行われなくなった場所が表5のとおり17か所あった。これらの箇所について、場は、造作を行った施設使用者に対して感知器を設置するよう指導するか、又は、新たに感知器を設置すべきであるが、それを行っていない。
- ② 天井に鳥除けネットや天板等が設置されていること等により、感知器の点検を行っていない場所が表5のとおり184か所あった。
- ③ 防火設備について、表5のとおりシャッターが降下しない等、設備の使用に支障をきたす不良箇所について、修繕等の対応をとっていない場所が21か所あった。

これらの不良箇所は、前回（平成28年7月4日から同月14日まで）の機器点検・総合点検においても同様の点検結果であり、場は、点検結果を認識しているにもかかわらず、何ら対応を行っていなかったのは、適切でない。

（表5）監査日現在までに改善されていない設備

| 区分 | 設備名 | 点検場所 | 点検結果 | 不良箇所数 |
|----|-------------------|--------------|-------------|-------|
| ① | 自動火災報知設備 (感知器) | 関連事業者営業所 | 未警戒 | 4 |
| | | 青果部A棟・B棟駐車場 | | 7 |
| | | 水産物部本館 | | 1 |
| | | 仮設卸売場B棟 | | 5 |
| | | 小計 | | |
| ② | | 青果部A棟・B棟駐車場 | 未点検 | 96 |
| | | 青果部本館 | | 88 |
| | | 小計 | | |
| ③ | 防火設備 | 水産物部遠海せり場 | 防火戸が閉鎖しない | 1 |
| | | 仮設卸売場A1棟・A2棟 | 防火戸の扉が動かない | 4 |
| | | 青果部A棟・B棟駐車場 | シャッターが降下しない | 2 |
| | | 勝どき門駐車場 | 防火戸が閉鎖しない | 1 |
| | | | シャッターが降下しない | 4 |
| | | | ダンパー不作動 | 8 |
| | | | ダンパー未点検 | 1 |
| 小計 | | | 21 | |
| 合計 | | | | 222 |

（注）表中の①、②及び③は、本文中の①、②及び③に対応している。

イ 食肉市場は、表2及び表3の委託契約により、自動火災報知設備及び消防設備等の点検を実施している。

両契約にて平成29年6月又は同年8月に実施された機器点検の結果報告書等において「不良」と判定された設備について確認したところ、修繕等が行われていないものが認められた。

これらの設備のうち特に表6の19か所は、平成27年6月又は同年8月に実施した機器点検においても「不良」と判定されているにもかかわらず、監査日（平成30年1月15日）現在、改善されていない状態が継続しているのは、適切でない。

(表6) 平成27年6月又は同年8月の機器点検以降、監査日現在までに改善されていない設備

| 区分 | 設備名 | 点検場所 | 点検結果 | 不良箇所数 |
|----------|------------------|---------------|---------------|-------|
| 表2 契約 | 自動火災報知設備 | 大動物棟 | 感知器不作動等 | 5 |
| | | センタービル | 障害マスク | 2 |
| | 防排煙制御設備 (防火戸) | 大動物棟 | 防火戸閉鎖不良 | 1 |
| | | | 防火戸閉鎖障害 | 1 |
| | | 小動物棟 | シャッター不作動・降下障害 | 1 |
| | | | 防火引き戸閉鎖不良 | 2 |
| | | | 防火戸閉鎖不良 | 2 |
| | | | シャッター降下障害 | 1 |
| | | | 防火戸閉鎖障害 | 1 |
| | | シャッター不作動・閉鎖障害 | 1 | |
| | 大動物Cライン | 防火戸閉鎖不良 | 1 | |
| 小計 | | | 18 | |
| 表3 契約 | スプリンクラー設備 | センタービル | 散水障害 | 1 |
| | 小計 | | | 1 |
| 合計 | | | | 19 |

(注) 表2契約の点検は平成29年6月、表3契約の点検は同年8月

ウ 大田市場は、表4の委託契約により、自動火災報知設備等の点検を実施している。

この契約に基づき平成29年7月18日から同年8月31日までに実施された機器点検の結果報告書を確認したところ、場内の青果棟・水産棟・関連棟の各店舗において、店舗使用者により防火戸の可動範囲内に荷物や棚等が置かれることで、防火戸の閉鎖障害が指摘されていた。

監査日（平成30年1月15日）現在、多くの閉鎖障害があり、場に確認したところ、場は、店舗使用者に対して口頭指導を行い、閉鎖障害の解消に努めているものの、店舗内スペースが狭いこともあり、防火戸の範囲内に再び荷物、棚その他障害物が置かれるため、閉鎖障害が再発してしまうとしている。

しかしながら、平成29年1月10日から同年2月10日までの間に実施された前回の消火点検でも同様に指摘を受けているところであり、改善に向けた対応方針を定めずに、従来どおりの口頭指導にとどめているのは、適切でない。

自動火災報知設備等は、火災の警戒や火災時の被害拡大の防止等、重要な役割を果たす設備であり、利用者の安全を確保するため、不良箇所については早期に対応を行う必要がある。

市場取引や搬出入等が昼夜問わず行われる大規模な施設にあつて工事調整等に困難は伴うとしても、市場施設の安全安心を早期に実現するため、各場は、建築、電気、設備の技術部門と管理部門とが連携し、施設使用者の理解と協力を求め、より一層精力的に改善に取り組まなくてはならない。

各場は、自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行われたい。

また、自動火災報知設備等の日常的な保全業務は各場が実施するものとしても、事業部は、市場全体の保全業務を総括できる立場にある。

部は、安全安心の観点から各場の保全業務が適切になされるよう助言指導されたい。

(築地市場)

(食肉市場)

(大田市場)

(事業部)

(局別重点監査事項) (収入)

(2) 施設使用料の徴収を適正に行うべきもの

多摩ニュータウン市場が東京都中央卸売市場条例(昭和46年東京都条例第144号)に基づき行っている市場施設の使用許可の状況について見たところ、使用許可面積を8.0㎡超えて市場施設が使用されている事例が認められた。

このため、表7のとおり、監査日(平成30年1月16日)現在、施設使用料4万8,950円が徴収不足となっている。

場は、施設使用料の徴収を適正に行われたい。

(多摩ニュータウン市場)

(表7) 使用許可面積を超えて市場施設が使用されている状況 (単位:円/㎡・月、㎡、円)

| 使用施設名 | 監査日までの 使用期間 | 適用使用料 | | 誤 | | 正 | | 徴収 不足額 |
|-------|----------------|-------|-------|------|---------|------|---------|-----------|
| | | 名称 | 単価 | 面積 | 使用料 | 面積 | 使用料 | |
| 清掃員詰所 | 9 か月 16 日 | 事務室 | 2,211 | 38.0 | 799,526 | 38.0 | 799,526 | |
| | | 倉庫 | 643 | - | - | 8.0 | 48,950 | |
| 合計 | | | | 38.0 | 799,526 | 46.0 | 848,476 | 48,950 |

(局別重点監査事項) (収入)

(3) 市場施設の使用許可手続を適正に求めるべきもの

食肉市場が、Aに対して使用許可している表8の市場施設の状況について見たところ、Bが同じ箇所に所在地を置き、共同で使用していることが認められた。

AとBの構成員は完全に一致しており、役員は二つの法人の役員を兼務しているが、AとBとは、それぞれ独立した法人(注)であり、Aだけが使用許可を受けている状態で、Bが当該施設を共同使用することは手続を欠いている。

場が、当該市場施設におけるBの所在を認めるならば、A及びBの双方に対して使用許可の手続を行うよう求めるべきである。

場は、共同使用者に対して、市場施設の使用許可手続を適正に求められたい。

(食肉市場)

(注) Aは中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき、Bは生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に基づき、それぞれ設立された法人である。

(表8) Aに使用許可されている市場施設の概要

(単位：円／㎡・月、㎡、円)

| 使用施設名 | 適用使用料 | | 面積 (B) | 月額使用料 (A×B) |
|----------------|-------|--------|--------|----------------|
| | 名称 | 単価 (A) | | |
| センタービル 8 階 事務室 | 事務室 | 2,211 | 134.5 | 297,379 |
| センタービル 8 階 倉庫 | 倉庫 | 643 | 8.0 | 5,144 |
| センタービル 4 階 倉庫 | 倉庫 | 643 | 20.1 | 12,924 |
| 合計 | | | 162.6 | 315,447 |

(局別重点監査事項) (その他)

(4) 台帳の点検や台帳に基づく現況確認を行うよう各場を指導すべきもの

中央卸売市場では、使用許可(注1)を行った市場施設(注2)ごとに、使用者、許可年月日、使用目的、面積、承認した造作物等を記載した台帳を作成し、更新や変更については処理経過を記載することとしている。

ところで、台帳及び使用状況について確認したところ、一部において、設備機器(造作物)の更新が行われていたにもかかわらず台帳の記載に変更がないもの、年月の経過により台帳と現況との整合について十分に把握できていないものなどが見受けられた。

管理部は、各場に対して、施設巡回を強化して使用状況の把握に努め、市場施設が許可条件どおり使用されるよう適正管理を求めているところであるが、台帳に基づく点検の実施については求めている。

しかしながら、適正管理のためには、台帳の点検、台帳と現況の照合、台帳に基づく使用状況のヒアリングなどを行うことが必要である。

部は、市場施設の一層の適正管理を期すため、通常の施設巡回だけでは確認が困難なものについて、台帳の点検や台帳に基づく現況確認を行うよう各場を指導されたい。

(管理部)

(注1) 業務許可を受けた卸売業者等が使用する市場施設については、使用指定と呼んでいる。

(注2) 卸売業者売場、仲卸業者売場、関連事業者営業所、事務室、荷さばき場、倉庫、買荷保管所、冷蔵庫、車両置場、市場用地(建物又は工作物の敷地等)など

建設局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (歳入)

(1) 占用料等の徴収に伴う調定額の登録を遅滞なく行うべきもの

東部公園緑地事務所は、管轄する48か所の公園・庭園内における占用許可に伴う占用料及び有料施設に係る使用料の徴収について、指定管理者等に委託をしている。

徴収事務は、局が作成した「指定管理者の手引き」に基づき行うものとされ、所は、指定管理者等から提出された1か月分の徴収額報告書に基づいて、財務会計システムに調定額の登録を行うこととなっている。

ところで、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号。以下「規則」という。）第23条第1項では、歳入の徴収事務の委託等に係る収入については、当月の初日から末日までの収入を取りまとめ、翌月の初日から5日以内に調定額の登録を行うことと定めている。

しかしながら、所は、表1のとおり、調定額の登録を規則で定められた期限内に行っておらず、適正でない。

所は、調定額の登録を遅滞なく行われたい。

(東部公園緑地事務所)

(表1) 調定額の登録状況 (平成29年度)

| 徴収月 | 規則上の登録期限 | 登録日 |
|------|-----------|------------|
| 4月分 | 平成29.5.10 | 平成29.6.2 |
| 5月分 | 平成29.6.7 | 平成29.6.26 |
| 6月分 | 平成29.7.7 | 平成29.7.28 |
| 7月分 | 平成29.8.7 | 平成29.8.31 |
| 8月分 | 平成29.9.7 | 平成29.10.5 |
| 9月分 | 平成29.10.6 | 平成29.10.27 |
| 10月分 | 平成29.11.8 | 平成29.11.27 |
| 11月分 | 平成29.12.7 | 平成30.1.11 |
| 12月分 | 平成30.1.11 | 平成30.2.6 |
| 1月分 | 平成30.2.7 | 平成30.2.20 |

(全庁重点監査事項) (その他)

(2) 公園施設の設置許可について

公園緑地部及び西部公園緑地事務所は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第2項に基づき、公園利用者の利便を図ることを目的として、井の頭恩賜公園内に10件の施設（飲食店）の設置を許可している。

当該施設に係る事務を確認したところ、次のとおり、不適切な点が認められた。

ア 設置許可に当たり必要な書類により審査を行うべきもの

東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号。以下「条例」という。）第6条では、事業者が、公園内に施設を設けようとするときの申請書の記載事項を定めている。

しかしながら、所が設置許可を行った5件について、条例で規定する「経理計画」の提出がないまま設置許可の決定を行っていることが認められた。

また、設置許可の審査に当たっては、設置の目的である公園利用者の利便を図る施設であることを確認するために、販売品目や営業日等を確認する必要がある。

しかしながら、所が設置許可を行った4件について、これらが分かる書類の提出を受けないまま設置許可をしており、何をもって設置の目的に沿った施設であるかを判断したのかが、不明確な状況となっている。

所は、設置許可に当たり必要な書類により審査を行われたい。

(西部公園緑地事務所)

イ 施設の経営状況の報告を確認すべきもの

東京都公園緑地事務所長等委任規則の施行について（昭和47年6月29日付47建公管第160号）では、施設の運営状況を確認し、公園の適切な管理に資するため、設置許可の条件の一つとして、設置者に対し、前年度の公園施設の経営状況について、4月中に所へ報告しなければならないとされている。

しかしながら、所は、設置許可を行った全ての施設について、経営状況の報告を受けておらず、適切でない。

所は、施設の経営状況の報告を確認されたい。

(西部公園緑地事務所)

(歳出)

(3) 「立ちのき補償契約」の補償額の算定を適切に行うべきもの

第六建設事務所は、事業用地の取得に伴い、権利者と「立ちのき補償契約」を締結しており、その補償に係る算定は、補償算定要領（平成28年7月、用地部。以下「要領」という。）等に基づいて行うこととされている。

ところで、本契約に係る営業休止に伴う経費の算定について見たところ、所は、従業員に対する休業手当相当額（注）を、表2のとおり、権利者から提出された従業員給料申告書に基づき月額30万4,000円と認定している。しかし、別途権利者から提出された税務書類を元に計算すると、一月当たり23万666円となり、所が認定した補償期間（6か月）分の休業手当相当額に係る補償額とは、44万4千円の差があることが認められた。

要領では、権利者から提出された申告書と、税務申告書が異なる場合には、差異が生じた理由及び数値を是認した裏付資料を添付することとされているが、所は、申告書記載数値の妥当性を証明する書類を徴取しておらず、認定額が妥当であるか確認できない。

所は、「立ちのき補償契約」の補償額の算定を適切に行われたい。

(第六建設事務所)

(注) 休業期間に対応する従業員（一時限りの臨時雇用の場合等を除く。）の平均賃金（直近3か月間にその従業員に支払った賃金の総額をその期間の総日数で除した金額）に100分の80を標準とする一定割合を乗じた額

(表2) 従業員に対する休業手当相当額、同相当分補償額の算定過程 (単位：円)

| 区分 | 従業員給料申告書に基づく算定 (認定) (A) | 税務書類上の人件費による算定 | | 差額 (A) - (C) |
|-------------|----------------------------|----------------|--------------|-----------------|
| | | 年額 (B) | 月額(C)=(B)/12 | |
| 従業員① | 300,000 | 2,500,000 | 208,333 | 91,667 |
| 従業員② | 80,000 | 960,000 | 80,000 | 0 |
| 小計 | 380,000 | 3,460,000 | 288,333 | 91,667 |
| 乗数 | 0.8 | - | 0.8 | - |
| 1か月の休業手当相当額 | 304,000 | - | 230,666 | 73,334 |
| 補償月数 | 6.0月 | - | 6.0月 | - |
| 休業手当相当分補償額 | 1,824,000 | - | 1,383,996 | 440,004 |

(歳出)

(4) 土地の管理及び造成等委託を適切に行うべきもの

用地部は、表3のとおり、「土地の管理及び造成等委託協定書」(以下「協定書」という。)に基づき、所有する先行取得用地及び事業用代替地の管理・造成等の業務を公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している。

協定書では、管理対象地における不法投棄、不法占用、事故の発生等を防止するため、原則として月1回巡回するものとしているところ、第三者に一時貸付又は一時使用させている土地(5件)については、3か月に1回巡回していることが認められた。

部は、一時貸付等を行っている土地の巡回頻度について、口頭により指示をしているとしているが、協定書の頻度によらない場合は、書面による指示を行うべきであり、適切でない。

また、南多摩東部建設事務所が工事用資材置き場として使用している土地が、管理対象地に含まれていることが認められ、公社に巡回させる必要性がない土地を含めて委託していることは適切でない。

部は、土地の管理及び造成等委託を適切に行われたい。

(用地部)

(表3) 委託協定の概要

| | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協定名 | 土地の管理及び造成等委託協定書 |
| 期間 | 平成29. 4. 1～平成30. 3. 31 |
| 概算委託額 | 171, 417, 000円 |
| 受託者 | 公益財団法人東京都道路整備保全公社 |
| 管理対象地 (平成29年4月1日現在) | 先行取得用地 11件 4, 899. 17㎡ 事業用代替地 108件 33, 703. 24㎡ |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 管理対象地の巡回管理・ 管理対象地の草刈、柵等設置、埋蔵物等調査、宅地造成等工事・ 管理対象地の財産台帳管理・ 関係機関等との連絡調整・ 苦情・要望等の住民対応 |

(歳出)

(5) 事業地管理工事契約の積算の確認及び指示記録簿の作成を適正に行うべきもの

三環状道路整備推進部は、取得した事業用地の管理工事等について、表4のとおり契約を締結している。

本契約について見たところ、次の状況が認められた。

ア 積算の誤り

国土交通省「土木工事積算基準」の改正により、局の積算基準が改定され、平成28年6月1日以降の起工案件から、交通誘導警備員費の計上は、共通仮設費から直接工事費に変更されている。

そこで、本契約の交通誘導警備員の単価について見たところ、共通仮設費として積算されていることが認められた。

この発生原因は、起工書の決定に当たり、確認が不十分なためであるが、とりわけ積算基準の改定が行われた場合は、その改定内容が正しくなされているか確実に確認する必要がある。

イ 指示記録簿の不備

本契約において、監督員が指示を行った場合、監督員は、指示の箇所・概要・期限等の内容を指示記録簿に記載するとともに、受注者に指示内容を説明し、指示記録簿に受注者から確認のサインをもらうこととなっている。

しかしながら、本契約の指示記録簿を確認したところ、①指示日が前後している、②受注者から確認のサインを一部もらっていない、③記載がパソコンによる出力である等、指示記録簿がまとめて作成されており、指示の都度適正に作成されたものではないことが認められた。

指示記録簿は、監督員が指示を行った根拠となる書類であり、適正に作成する必要がある。

部は、事業地管理工事契約の積算の確認及び指示記録簿の作成を適正に行われたい。

(三環状道路整備推進部)

(表4) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 発注限度額 |
|---------------|--------------------|------------|
| 事業地管理工事（単価契約） | 平成29.4.1～平成30.3.31 | 31,000,000 |

(その他)

(6) 記念品の選定及び配布を適切に行うべきもの

西部公園緑地事務所は、井の頭恩賜公園の開園100周年に際し、100年記念式典をはじめとする井の頭恩賜公園100歳記念ウィークの行事を円滑に実施するため、表5の契約を締結している。

この契約について見たところ、100年記念式典の参加者等に配布する記念品として、表6のとおり記念切手等を購入し、それを所が都職員を含めて配布していることが認められた。

所は、本記念品の選定に当たっては、地元郵便局及び鉄道会社からの提案を踏まえて選定したものであるとしているが、換金性のある記念切手等を都の行事の記念品とすることは、必ずしも相応しいとはいえない。

また、そのような性質がある記念品を都職員に配布するのは適切でない。

所は、記念品の選定及び配布を適切に行われたい。

(西部公園緑地事務所)

(表5) 契約の概要

| | |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約件名 | 都立公園展示施設検討委託 |
| 契約期間 | 平成29.4.1～平成29.5.31 |
| 契約金額 | 9,815,040円 |
| 契約内容 | <ul style="list-style-type: none">井の頭恩賜公園100歳記念ウィークの行事全体の運営管理所が別途委託する会場の設営業者及び装飾業者の指揮監督 |

(表6) 記念品の内訳

(単位：組、円)

| 項目 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------|-----|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 記念切手 | 400 | 1,500 | 600,000 | <ul style="list-style-type: none">82円切手×10枚井の頭恩賜公園の風景等をデザインしたもの |
| 記念入場券 | 400 | 500 | 200,000 | <ul style="list-style-type: none">140円(大人)×2枚、70円(小人)×2枚井の頭恩賜公園の概要を描いた台紙に、吉祥寺駅、三鷹駅の入場券を貼付したもの (平成29年5月31日までの1回限り有効) |

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (歳出)

(1) 東京港国際埠頭施設等の警備に係る指示及び記録を適切に行うべきもの

東京港管理事務所は、東京港国際埠頭施設及び東京港内港湾施設等における、事件事故の抑止、港湾使用上の支障や損害の未然防止等、東京港の水際を脅かす危機に的確に対処することを目的に当該施設の巡回及び外観点検業務を実施するため、表1のとおり、東京港国際埠頭施設等の警備委託契約を締結している。

本件契約において、受託者は、巡回業務に係る「港湾施設等巡回日報」を管理事務所へ、外観点検業務に係る「点検報告書」を管理事務所の出先事務所である地区事務所へ報告することとされ、巡回又は点検業務において問題が発見された場合には、別途、写真などを添付した報告書（以下「別途報告書」という。）を作成し、管理事務所及び地区事務所へ提出することとなっている。

そこで、巡回業務及び外観点検業務に係る日報等を見たところ、表2のとおり適切でない事例が見受けられた。

ア 原因者調査の記録 (項番1・8)

東京都港湾管理条例（平成16年東京都条例第93号）第26条では、港湾を利用する者が、港湾施設をき損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならないと定めている。

ところで、項番1及び8については、第三者により港湾施設がき損されたことが、受託者から両所に報告され、地区事務所は、き損の原因者調査を行っているが、いつ、誰が、何を、どのように調査したかの記録がないため、調査の進捗状況やてん末が確認できない。また、記録に基づいた情報共有がなされていない。

イ 警備に係る問題点の把握 (項番2・3・4・6・7)

項番2・3・4・6・7の日報等では、別途報告書として、場所を示した図や写真が添付されているものの、問題点が記載されておらず、日報等から問題点を適切に把握できない。

ウ 指示書による指示 (項番5)

仕様では、委託者は、指示書により、指定した場所の現況確認の依頼ができることとなっている。

項番5について、管理事務所は、休日・夜間の管理を行っている指令センターからの指示に対する報告であるとしているが、指示書が作成されていない。

エ 破損状況の適切な把握（項番 9）

受託者は、平成 30 年 2 月、港湾施設が経年劣化等により破損していることを報告しているが、この報告の中で、当該破損は過去にも報告した箇所であると記載されている。

当該破損箇所周辺では、平成 29 年 8 月に港湾施設の修繕工事を実施しており、当該破損を管理事務所が適切に把握していれば、効率的・経済的に修繕が可能であったと考えられる。

これらは、巡回業務及び外観点検業務における日報等及び調査に係る不適切な事例であるが、本件契約の目的である東京港の水際を脅かす危機に的確に対処することを阻害する原因となり得ることから、リスクを低減するためにも、管理事務所は、東京港国際埠頭施設等の警備に係る指示及び記録を適切に行われたい。

（東京港管理事務所）

（表 1）契約の概要

（単位：円）

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|-----------------|--------------------------|---------------|
| 東京港国際埠頭施設等の警備委託 | 平成27. 4. 1. ～平成30. 3. 31 | 628, 560, 000 |

（表 2）適切でない報告事例

| 項番 | 日付 | 発生場所 | 状況 | 区分 |
|----|-------------|---------|---------------|----|
| 1 | 平成29年 4月 3日 | 大井食品ふ頭 | フェンス破損 | ア |
| 2 | 平成29年 4月18日 | 芝浦ふ頭 | フェンス破損 | イ |
| 3 | 平成29年 5月30日 | 大井ふ頭 | 雑草繁茂 | イ |
| 4 | 平成29年 9月18日 | 芝浦地区物揚場 | 船沈没 | イ |
| 5 | 平成29年10月11日 | 大井ふ頭 | アリ調査依頼 | ウ |
| 6 | 平成29年12月28日 | 芝浦地区物揚場 | 船沈没 | イ |
| 7 | 平成30年 1月22日 | 大井ふ頭 | 降雪時の倒木による車の破損 | イ |
| 8 | 平成30年 1月24日 | 大井ふ頭 | ガードレール破損 | ア |
| 9 | 平成30年 2月 2日 | 芝浦ふ頭 | グレーチング破損 | エ |

（全庁重点監査事項）（歳出）

（2）機械警備委託契約に係る契約手続を適正に行うべきもの

特命随意契約は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項各号の規定に該当する場合に限定されている。

ところで、東京港建設事務所は、平日の夜間及び休日の警備について、表 3 の機械警備委託契約を締結している。本契約は、機械警備に必要な機器類を設置したことなどを理由に受託者以外に契約目的の履行ができないとして、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、特命

随意契約を締結している。

しかしながら、所は、契約の相手方とそれ以外の事業者について、必要条件の比較検証を行っておらず、契約の相手方が、施行令第167条の2第1項第2号に該当するとは認められない。

所は、機械警備委託契約に係る契約手続を適正に行われたい。

(東京港建設事務所)

(表3) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|----------------------------------|------------------------|-----------|
| 平成29年度東京港管理事務所及び東京港建設事務所庁舎機械警備委託 | 平成29.4.1 ～平成30.3.31 | 1,296,000 |

(全庁重点監査事項)(その他)

(3) 証明用電気計器の設置を適正に行うべきもの

東京港管理事務所は、東京都港湾管理条例(平成16年東京都条例第93号)に基づき、上屋(注)の使用許可を行っており、使用者の電気料金は、所が管理する証明用電気計器(いわゆる「子メーター」)で使用電力量を計量した上で、使用者へその負担を求めている。

ところで、計量法(平成4年法律第51号)第16条では、証明用電気計器について、検定に合格し、有効期間内のものでなければ、取引又は証明における計量に使用してはならないと定めている。

所は、有効期間を超過する表4の証明用電気計器について、表5の調達により、交換することとしていたが、入札不調となり、監査日(平成30年4月20日)現在、有効期間を超過した証明用電気計器を計量に使用していることは、適正でない。

所は、証明用電気計器の設置を適正に行われたい。

(東京港管理事務所)

(注) 貨物を荷さばきしたり、一時的に保管するための建物

(表4) 交換を要する証明用電気計器

| 名称 | 個数 | 有効期間 |
|----------|-----|------------|
| 芝浦内貿1号上屋 | 7個 | 平成29年12月まで |
| 芝浦内貿2号上屋 | 4個 | 平成29年12月まで |
| 大井海貨5号上屋 | 6個 | 平成29年12月まで |
| 大井青果1号上屋 | 1個 | 平成29年12月まで |
| 有明3号上屋 | 3個 | 平成30年2月まで |
| 有明5号上屋 | 2個 | 平成30年2月まで |
| 合計 | 23個 | |

(表5) 調達内容

| 契約件名 | 入札日 | 予定工期 |
|-----------------------------|-------------|--------------------------|
| 平成29年度芝浦内質1号上屋ほか5か所電力量計新替工事 | 平成29年12月14日 | 契約確定の日から 平成30年3月26日まで |

(歳出)

(4) 複数単価契約の相手方の決定方法を改めるべきもの

東京港管理事務所は、表6のとおり、海の森公園予定地の植樹地管理について、委託契約を締結している。

そこで、契約の相手方の決定方法について見てみると、本来、工種ごとの発注予定数量に単価を乗じたものを合計した推定総金額を見積もらせ、その多寡により契約の相手方を決定すべきところ、工種ごとの単価を単純に合計し、最も低く見積もった者と契約している。この方法では、発注数が多い工種の単価を高く、発注数が少ない工種の単価を低く見積もった者であっても契約の相手方となることができる。

実際に、表6の契約について、見積額が第2位となっている者と契約して同内容の作業を行わせた場合、表7のとおり、支払金額が261万6,670円減少する。

以上のように、工種別単価の合計を最も低く見積もった者と契約することは、最も経済的に作業を行わせることを担保できないのであるから、契約の相手方の決定方法として適正でない。

所は、複数単価契約の相手方の決定方法を改められたい。

(東京港管理事務所)

(表6) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 発注限度額 |
|-------------------------|------------------------|-----------|
| 海の森公園予定地B地区植樹地管理委託(その1) | 平成29.4.1 ～平成29.7.31 | 9,936,000 |

(表7) 単価、発注数量

(単位：a (アール)、本、円)

| No. | 工種・細別 形状・寸法・適用 | 単位 | 設計 単価 | 第1位 見積単価 (契約 単価) (A) | 第2位 見積単価 (B) | 指示 数量 合計 (C) | 支払額 (D=A×C) | 第2位の 見積単価 による試算 (E=B×C) | 差引 (D-E) |
|-----|-----------------------------------------|----|----------|----------------------------------|--------------------|-----------------------|----------------|----------------------------------|-------------|
| 1 | 植樹地草刈A 肩掛け式、手刈併用 密生度40%相当 | a | 2,928 | 2,000 | 1,176 | 1,057 | 2,114,000 | 1,243,032 | 870,968 |
| 2 | 植樹地草刈B 肩掛け式、手刈併用 密生度70%相当 | a | 4,758 | 4,200 | 2,058 | 683 | 2,868,600 | 1,405,614 | 1,462,986 |
| 3 | 植樹地草刈C 肩掛け式、手刈併用 密生度90%相当 | a | 5,978 | 5,000 | 2,646 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 | 草刈 ハンマナイフ | a | 2,000 | 700 | 1,043 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 | 草刈 肩掛式 | a | 6,100 | 4,500 | 2,744 | 161 | 724,500 | 441,784 | 282,716 |
| 6 | 草刈 手刈 | a | 11,000 | 5,000 | 7,700 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7 | つる切り 15~20本/a(アール) | a | 13,127 | 200 | 9,100 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8 | 支障樹木処理 高さ199cm以下 園内処理 | 本 | 737 | 730 | 567 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9 | 支柱設置工(中低 木) 添柱形(1本形) 樹高100cm以上 | 本 | 1,508 | 500 | 1,274 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 10 | 風倒苗木復旧 人力 | 本 | 368 | 200 | 3,388 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | | 48,504 | 23,030 | 31,696 | | 5,707,100 | 3,090,430 | 2,616,670 |

(歳出)

(5) 調査委託契約の変更手続を適正に行うべきもの

港湾整備部は、東京港内における陸こう（注）の廃止及び陸こう遠方監視制御システム（以下「遠制システム」という。）の導入に当たり、陸こうの廃止検討及び協議資料の作成並びに高潮対策センター（辰巳地区）（以下「センター」という。）の遠制システムの操作卓等の機器配置等に関する検討を行うため、表8のとおり調査委託契約を締結している。

ところで、センターの機器配置等の検討に関する報告書について、本件契約の仕様書では、平成29年9月末までに作成することとしているところ、同年12月15日に提出されていた。

部は、このことについて、口頭により受託者と協議を行ったとしているが、書面による手続を経ておらず適正でない。

部は、調査委託契約の変更手続を適正に行われたい。

(港湾整備部)

(注) 防潮施設の一つで陸上ゲートのこと。防潮堤が道路や通路を横断するところに設けられている。

(表8) 契約の概要

(単価：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|----------------------------|-----------------------------|-------------|
| 平成29年度東京港海岸保全施設（陸こう）計画調査委託 | 平成29. 6. 8 ～平成29. 12. 15 | 9, 612, 000 |

(歳出)

(6) ポットホールの発生原因を調査・把握した上で、道路の維持管理を行うべきもの

港湾整備部は、東京港の重要な臨港交通施設である沈埋トンネル（注1）（臨海トンネル及び第二航路海底トンネル）を整備している。

この沈埋トンネルを管理するため、東京港管理事務所は、沈埋トンネルの道路の維持補修について、表9のとおり契約している。

沈埋トンネルの道路では、その沈埋函の継ぎ目付近に、ポットホール（注2）が頻繁にできており、臨海トンネルでは、大きいもので、縦1, 000mm、横600mm、深さ180mmほどとなっている。

ところで、所は、表9の契約において、平成29年4月1日から同年11月27日までに、ポットホールの補修を、臨海トンネルでは82回、第二航路海底トンネルでは94回実施しており、特に臨海トンネルでは、表10のとおり、同一箇所を頻繁に補修している。

このことから、ポットホールの発生原因が、沈埋トンネル工法特有のものであるか否か等、構造面の調査検討が必要であるにもかかわらず、部及び所は、それを行っていない。

部及び所は、ポットホールの発生原因を調査し、効果的な道路の維持管理を行われたい。

(港湾整備部)

(東京港管理事務所)

(注1) コンクリート等で造った複数の函体を海底に沈め接合して造られているトンネル

(注2) 道路の舗装表面が陥没してできた穴

(表9) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 金額 | 業務内容 |
|----------------------------------|-------------------------|-----------------------|----------------------------|
| 平成29年度東京港4トンネル・2橋梁施設運転監視及び保守業務委託 | 平成29.4.1 ～平成30.3.31 | 473,040,000 (契約金額) | 道路巡回点検業務、緊急出動業務(復旧及び応急処置)等 |
| 平成29年度臨海トンネルほか道路橋梁維持工事 | 平成29.4.1 ～平成29.11.27 | 28,271,035 (発注限度額) | 道路補修等 |

(表10) 臨海トンネルの補修状況(補修箇所の一部抜粋)

| 補修箇所 | 補修工事日 | 補修箇所 | 補修工事日 | 補修箇所 | 補修工事日 |
|----------------|-----------|---------------|------------|----------------|------------|
| 函名：JJ8 (上り) | 平成29.4.25 | 函名：J1 (上り) | 平成29.4.1 | 函名：J12 (上り) | 平成29.4.3 |
| | 平成29.6.25 | | 平成29.4.3 | | 平成29.7.12 |
| | 平成29.7.4 | | 平成29.7.29 | | 平成29.7.26 |
| | 平成29.7.5 | | 平成29.8.2 | | 平成29.7.29 |
| | 平成29.7.6 | | 平成29.8.5 | | 平成29.8.4 |
| | 平成29.7.11 | | 平成29.9.23 | | 平成29.8.5 |
| | 平成29.7.29 | | 平成29.9.28 | | 平成29.10.14 |
| | 平成29.8.1 | | 平成29.10.1 | | 平成29.10.18 |
| | 平成29.8.2 | | | | 平成29.10.25 |
| | 平成29.8.5 | | | | 平成29.11.8 |
| | 平成29.9.23 | | 平成29.11.12 | | |
| | 平成29.9.26 | | 平成29.11.21 | | |
| | 平成29.9.28 | | 平成29.11.26 | | |
| | 平成29.10.1 | | | | |
| | 平成29.10.1 | | | | |

東京消防庁

1 指摘事項

(歳出)

(1) 災害時支援ボランティア、自主防災組織等に係る保険の契約手続を見直すべきもの

防災部では、災害時支援ボランティア、自主防災組織等（女性防火組織及び消防少年団）の活動に係る保険に、表1のとおり加入している。

これら両保険については、防災部において、それぞれ制度発足時にAの前身会社と内容協議の下、設定した保険であること等を理由として、当時（災害時支援ボランティア保険は平成8年度、自主防災組織等は平成20年度）から、特定の一社と契約を行っているものである。

このことについて見たところ、防災部では、両保険の加入に際し、東京消防庁の組織等に関する規則（昭和38年東京都規則第95号）第3条に定める契約に関する事務を所管する部署である総務部に対し、契約締結請求を行うべきところ、これを経ずに特定の一社と契約を続けている状況となっており適正でない。

また、両保険について、総務部は、防災部から保険加入の決定のための協議を受けているにもかかわらず、所定の手続を経ずに前例を踏襲し当該契約を続けていることを、看過している状況となっており適正でない。

両部は、災害時支援ボランティア、自主防災組織等に係る保険の契約手続を見直されたい。

(防災部)

(総務部)

(表1) 防災部の保険契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 | 契約相手方 |
|-----------------------------------|---------------------------|--------------|-------|
| 平成29年度東京消防庁災害時支援ボランティアのボランティア活動保険 | 平成29. 4. 5 ～平成30. 4. 5 | 14, 569, 000 | A |
| 平成29年度自主防災組織等育成指導業務に係る約定履行保険 | 平成29. 4. 1 ～平成30. 4. 1 | 2, 633, 290 | |

(歳出)

(2) 実験委託に係る契約変更手続を適正に行うべきもの

予防部は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設において、開会式等各種イベントで実施される火炎や花火を用いた演出に対する防火安全対策について検討するため、表2のとおり実験契約を締結している。

ところで、当該契約について見たところ、表3のとおり、予防部は、仕様書で定めた内容と異なる状況で実験を実施させているにもかかわらず、①指示書、協議書等の取り交わしを含めた仕様変更の手続を行っていないこと、②仕様の変更に伴う契約金額の変更について検討されていないこと、また、検査業務を所管する総務部は、③仕様変更の手続が行われていないにもかかわらず検査で合格としたことが、それぞれ認められ、適正でない。

予防部は、実験委託に係る契約変更手続を適正に行われたい。

総務部は、検査を適正に行われたい。

(予防部)

(総務部)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|----------------------------------|-------------------------|------------|
| 観覧場等における大規模な裸火を用いた演出の安全性に関する実験委託 | 平成29.7.10 ～平成29.9.15 | 12,741,169 |

(表3) 仕様と異なるものの事例

| 項目 | 仕様内容 | 実施結果 |
|--------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 実験方法 | | |
| (1) 定常的な火炎 | | |
| 火炎の幅及び高さ | 幅と高さの比率が同じ炎を任意の3段階の規模にそれぞれ設定 | 2段階に設定 |
| 測定範囲及び計測機器 ・放射計 | 放射計10個以上使用 | 6個使用 |
| (2) 瞬間的な火炎 | | |
| 火炎の高さ | 5mから12mを3段階に設定 | 2段階に設定 |
| 放射時間 | 1秒から10秒の任意の3段階 | 3段階のほか、 0.3秒放射 0.3秒×5回放射 0.5秒放射 0.5秒×5回放射 を追加 |
| 測定範囲及び計測機器 ・放射計 | 放射計10個以上使用 | 6個使用 |

交 通 局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (その他)

(1) バリアフリー情報等の提供を適切に行うべきもの

局は、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指して、積極的にバリアフリー化を推進している。都営地下鉄の改札口周辺においても、①改札口液晶モニター、②多言語対応券売機、③乗換用エレベーター、④コンシェルジュ (駅案内係)、⑤無料Wi-Fiサービス、⑥だれでもトイレ、⑦観光用デジタルサイネージ、⑧現金自動預入払機 (ATM)、⑨触知案内板 (注1) などが整備されている。

総務部は、局ホームページのほか、「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」を作成し、都営地下鉄のバリアフリー情報等を掲載している。掲載に当たっては、電車部を通じ、各駅務管区から情報を得るなどして連携を図っている。また、「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」の配付状況は、表1のとおりである。

ところで、巣鴨駅に係るバリアフリー情報等について見たところ、次のとおり、監査日 (平成30年4月10日) 現在、適切でない事例が認められた。

ア 触知案内板3基が、局ホームページ (「駅構内図」、「バリアフリー設備」) 及び「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」に掲載されていない。

イ だれでもトイレ (注2) がオストメイト対応である旨の表示が、局ホームページ (「駅構内図」、「バリアフリー設備」) 及び「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」に掲載されていない。

ウ 「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」 (日本語版) が、在庫切れとなっており、希望者に配付できない状況である。

巣鴨駅務管区、電車部及び総務部は、バリアフリー情報等の提供を適切に行われたい。

(巣鴨駅務管区)

(電車部)

(総務部)

(注1) 視覚障害のある方が安心して駅や地下鉄を利用できるよう、点字で構内を案内する図面状のもの

(注2) お体の不自由な方や乳幼児をお連れの方などが利用しやすいようスペースを広くし、手すり、ベビーベッド、オストメイト (人工肛門、人工肛門保持者) 対応の洗浄器具等をそろえたトイレ

(表1) 配付状況

| 契約件名 | 作成部数 | 配付等の状況 |
|--------------------|-----------------------------|------------|
| 都営地下鉄バリアフリーガイド2018 | 日本語版 30,000部 英語版 10,000部 | 各駅のラック、窓口等 |

(全庁重点監査事項) (支出)

(2) 駅舎の照明設備点検清掃委託を適切に行うべきもの

車両電気部は、表2のとおり、照明設備点検清掃委託（単価契約）を締結しており、各電気管理所が作業完了確認を行うこととしている。当該契約は、単価契約であるため、委託者の発注書又は指示書（以下「発注書等」という。）により発注する必要がある。

この確認状況について見たところ、三田線電気管理所は、毎月、受託者から提出された業務報告書等の確認に当たって、照明設備点検等の数量について根拠資料との突合を行っていないなど、作業完了確認が適切に行われていないことが認められた。

これは、発注書等で数量管理を行わなければならないところ、部が、各所において発注書等の作成・交付を行わせないことによるものであり、適切でない。

所は、駅舎の照明設備点検清掃委託に係る作業完了確認を適切に行われたい。

部は、駅舎の照明設備点検清掃委託契約の仕様書を改め、各所に対して、発注書等の作成・交付を行わせるとともに、作業完了確認を適切に行うよう指導されたい。

(三田線電気管理所)

(車両電気部)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 推定総金額 | 受託者 |
|------------------------------|------------------------|------------|-----|
| 駅舎（ホーム他）照明設備点検清掃委託 （単価契約） | 平成29.4.1 ～平成30.3.31 | 98,305,207 | A |
| 駅舎（出入口他）照明設備点検清掃委託 （単価契約） | 平成29.4.1 ～平成30.3.31 | 54,794,803 | B |

(全庁重点監査事項) (支出)

(3) 都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託を適切に行うべきもの

車両電気部は、表3のとおり、都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託(単価契約)を締結しており、作業指示書の作成・交付、作業承諾書及び完了報告書の確認は、各電気管理所が行うこととしている。

仕様書では、受託者は、各電気管理所からの作業指示書により、保安業務(注1)を行うものとし、作業指示書を受けた場合は、速やかに作業承諾書を提出し、作業完了後に、完了報告書を提出することとされている。

この作業指示書の作成・交付から完了報告書の確認までの実施状況について見たところ、三田線電気管理所(注2)では、作業承諾書及び完了報告書の確認の際、作業指示書等との突合・確認が不十分であり、表4のとおり、作業指示書、作業承諾書と完了報告書とが相違しているにもかかわらず、検査合格としており、適切でない。

これは、部が定めた仕様書において、作業指示書交付後に数量等の変更があった場合の書面での手続・記録が定められていないことによるものであるため、作業指示書交付後の変更について、仕様書に明文化するなど、書面での手続・記録を定める必要がある。

所は、作業承諾書及び完了報告書の確認を適切に行われたい。

部は、指示変更手続を仕様書に定め、各電気管理所に対して、作業承諾書及び作業完了の確認を適切に行うよう指導されたい。

(三田線電気管理所)

(車両電気部)

(注1) 車両電気部が施工する工事等において、列車の安全運行、安全輸送の確保を目的とする立会い業務

(注2) 都営地下鉄三田線及び都電荒川線の電路・信号・通信関係施設等の改良及び維持管理工事等を所管している。

(表3) 契約の概要

(単位:円)

| 契約件名 | 契約期間 | 推定総金額 | 受託者 |
|--------------------------------|----------------------------|---------------|-----|
| 都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託 (単価契約) | 平成29. 4. 1 ～平成30. 3. 31 | 208, 101, 528 | C |

(表4) 作業指示書、作業承諾書と完了報告書との相違 (例)

(単位：円、人工)

| 対象工事 | 立会種別 | 単価 | 作業指示書 | 作業承諾書 | 完了報告書 |
|------------------------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 平成30年3月分 | | | | | |
| 荒川電気区 | | | | | |
| 都電荒川線電柱建替工事 | 昼間1時間 | 3,600 | 6 | 6 | 8 |
| | 夜間軌道内 | 41,800 | 3 | 3 | 4 |
| 信号保安設備単価請負工事 | 昼間1時間 | 3,600 | 4 | 4 | 2 |
| | 夜間軌道内 | 41,800 | 2 | 2 | 1 |
| 都電荒川線高戸橋ほか2か所時間反応灯移設工事 | 昼間1時間 | 3,600 | 4 | 4 | 0 |
| | 夜間軌道内 | 41,800 | 2 | 2 | 0 |
| 都電荒川線大塚駅前南口接近表示器製造 | 昼間1時間 | 3,600 | 0 | 0 | 2 |
| | 夜間軌道内 | 41,800 | 0 | 0 | 1 |
| 平成30年2月分 | | | | | |
| 荒川電気区 | | | | | |
| 都電荒川線踏切保安設備機器更新工事 | 昼間1時間 | 3,600 | 6 | 6 | 2 |
| | 夜間軌道内 | 41,800 | 3 | 3 | 1 |
| 平成30年1月分 | | | | | |
| 荒川電気区 | | | | | |
| 信号保安設備単価請負工事 | 昼間1時間 | 3,600 | 4 | 4 | 2 |
| | 夜間軌道内 | 41,800 | 2 | 2 | 1 |
| 都電荒川線踏切保安設備機器更新工事 | 昼間1時間 | 3,600 | 10 | 10 | 8 |
| | 夜間軌道内 | 41,800 | 5 | 5 | 4 |
| 信号通信区 | | | | | |
| 信号保安設備単価請負工事 | 夜間軌道内 | 41,800 | 2 | 1 | 1 |
| 平成29年12月分 | | | | | |
| 信号通信区 | | | | | |
| 可動式ホーム柵部品交換 | 夜間軌道内 | 41,800 | 16 | 15 | 15 |
| 平成29年11月分 | | | | | |
| 信号通信区 | | | | | |
| 信号保安設備単価請負工事 | 夜間軌道内 | 41,800 | 8 | 7 | 7 |

(全庁重点監査事項) (支出)

(4) 都営地下鉄駅立体図の変更委託の進行管理を適正に行うべきもの

総務部は、局ホームページ上で、各駅におけるエスカレータ及びエレベーター等の位置情報やバリアフリー情報を立体図にして掲示しており、立体図に掲載された情報の変更作業委託(単価契約)を、表5のとおり締結している。

本契約において、部は、車いす対応トイレの追加など立体図に変更の必要が生じた場合、表6のとおり、作業の複雑さの度合いに応じて設定されたランク区分に従って作業の指示を行うことにより、データの変更を行っている。

ところで、本契約は単価契約であるため、部は、作業の指示に当たって、履行期限やランク区分を明記した指示書により行う必要があるが、受託者へは電子メールで指示しており、仕様書において指示書の様式を設定していないため、次のとおり不適正な状況となっている。

ア 履行期限に係る記録がないことから、履行確認及び支払手続において、指示された期限内の履行となっているかどうかの確認ができない。

イ どのランクの作業を指示したかの記録がないことから、契約で定めた予定数量の範囲の発注となっているか確認ができない。また、当該契約は単価契約であり、契約により定められた予定数量を上限として、その上限を超えないよう数量管理すべきものであるところ、その確認を行っていなかったため、表6及び表7のとおり、ランク区分①②において、第3四半期末時点で予定数量超過となっている。

ウ 指示に当たって、部と受託者はどのランクの作業に該当するかの調整をしていない。

このため、表8のとおり、エレベーター位置の修正やテキストの修正などの作業(表6のランク区分「やや複雑」又は「複雑」に分類)であるにもかかわらず、受託者の申告どおり、ランク区分「本格」(フロアの追加・改修)により支払を行っているが、受託者の申告が適正であることを確認できる記録がない。

部は、都営地下鉄駅立体図の変更委託において指示の記録を作成するなど進行管理を適正に行われたい。

(総務部)

(表5) 契約の概要


| | |
|-----------|----------------------|
| 契約件名 | 都営地下鉄駅立体図の変更委託(単価契約) |
| 契約期間 | 平成29.4.1~平成30.3.31 |
| 予定総額(当初) | 832,464円 |
| 予定総額(変更後) | 989,496円 |
| 支出済額 | 989,496円 |
| 受託者 | D |

(表6) 予定数量(当初)と実績の比較

(単位:円、件)

| 項番 | ランク区分 | 説明 | 単価 | 当初契約に係る予定と実績 | | | | | | 変更後契約の実績 | | | |
|------|-------|------------------------|--------|--------------|---------|---------------------------|---------|-----|----------|--------------------|---------|------------------------|---------|
| | | | | 予定 | | 実績(a) (第3四半期分) (注2) | | 差 | | 追加分(b) (第4四半期分) | | 実績(a)+(b) (年間計(注2)) | |
| | | | | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| ① | 標準 | ピクト(注1)を追加するのみなどの簡易な修正 | 4,600 | 50 | 230,000 | 84 | 386,400 | △34 | △156,400 | 11 | 50,600 | 95 | 437,000 |
| ② | やや複雑 | ピクトを動かす、出口テキストなどの修正 | 5,680 | 30 | 170,400 | 44 | 249,920 | △14 | △79,520 | 6 | 34,080 | 50 | 284,000 |
| ③ | 複雑 | パーツの変更や交換などの修正 | 6,760 | 40 | 270,400 | 17 | 114,920 | 23 | 155,480 | 3 | 20,280 | 20 | 135,200 |
| ④ | 本格 | フロアの追加・改修 | 10,000 | 10 | 100,000 | 0 | 0 | 10 | 100,000 | 6 | 60,000 | 6 | 60,000 |
| 小計 | | | | 130 | 770,800 | 145 | 751,240 | △15 | 19,560 | 26 | 164,960 | 171 | 916,200 |
| 消費税等 | | | | | 61,664 | | 60,099 | | 1,565 | | 13,197 | | 73,296 |
| 合計 | | | | | 832,464 | | 811,339 | | 21,125 | | 178,157 | | 989,496 |

(注1) ピクト:主に鉄道駅や空港などの公共空間で使用され、視覚的な図で表現する絵文字

例:  (非常口のピクト)

(注2) 第1及び第2四半期は、実績なし

(表7) 予定数量超過と契約変更の経緯

| |
|-----------------------------------------|
| 平成29年 |
| 4月1日 契約締結、契約期間開始 (第1四半期、第2四半期指示実績なし) |
| 12月28日 第3四半期履行完了届を確認 |
| ※この時点で表2の項番①②の予定数量超過 |
| 平成30年 |
| 1月25日 契約変更の協議開始 |
| 2月13日 第3四半期分の請求(請求金額811,339円) |
| 3月1日 契約変更の協議完了 |
| 同日30日 第4四半期分の請求(請求金額178,157円) |
| 同日 第3四半期分と第4四半期分合計(989,496円)の支出決定 |
| ※全ての作業において公式の指示記録なし |

(表8) ランク区分に疑義のある事例

| 駅名 | 作業内容 | 受託者から申告されたランク |
|----|-----------------------------------------|---------------|
| 両国 | エレベーター位置の修正 ピクトの追加1か所 網掛け部分の変更1か所 | 本格 |
| 新宿 | テキストの削除39字 時刻の訂正1か所 ピクトの追加1か所 | 本格 |

(注) 年間171件の作業のうち26件(表6に記載の第4四半期分)を抽出で確認

(支出)

(5) 車両検修場施設保守管理業務委託における履行確認を適切に行うべきもの

木場車両検修場は、表9のとおり、場における空調換気設備等の点検等を主な業務内容とする木場車両検修場施設保守管理業務委託契約により、作業日報及び作業完了報告書等の提出を受けており、契約を所管する車両電気部が、毎月、履行完了届を受領の上、支払手続を行っている(注)。

ところで、当該契約における、受託者による故障対応状況について確認したところ、次の不適切な取扱いが認められた。

ア 仕様書において、機器に異常及び故障が発生した場合、受託者は直ちに応急処置を施すとともに、原因調査や有効な対応策を提示するとされている。しかし、原因調査及び対応策の提示の確認ができない(表10の項番3など6事例)。

イ 仕様書において、修理等が必要な状況を受託者が発見したときは、遅滞なくその内容を庁舎管理者に報告し、指示を受けるとともに、その指示された作業内容をデジタルカメラ等に記録し、作業完了報告書に添付して庁舎管理者に提出することが定められている。しかし、当該報告及び作業内容記録の提出がない(表10の項番1など16事例)。

ウ 仕様書において、作業当日又は翌日中に提出が定められている作業日報の様式には、連絡事項及び作業内容の記載欄があるが、不具合対応に係る作業内容などの記載がない(表10の項番1など22事例)。

場は、施設保守管理業務委託における履行確認を適切に行われたい。

部は、場の履行確認が適切に行われるよう指導されたい。

(木場車両検修場)

(車両電気部)

(注) 場と同様の作業完了報告書等は、部にも提出されている。不具合対応の指示は、原則として場が行い、部は、対応に高額な経費の見込まれる案件等について、場からの依頼に応じて対応している。

(表9) 契約の概要

| | |
|---------------|---------------------|
| 契約件名 | 木場車両検修場施設保守管理業務委託 |
| 契約期間 | 平成29.4.1～平成30.3.31 |
| 契約金額 | 26,350,272円 |
| 受託者 | E |
| 主な業務内容(点検等対象) | 空調換気設備、給排水衛生設備、電気設備 |

(表 10) 不適切な取扱い事例

| 項番 | 機器名 (機種名) | 不具合の状況 | 不適切である理由 (注) | | |
|----|--------------------|--------------|--------------|---|---|
| | | | | イ | ウ |
| 1 | 給排風機 (給気ファン) | チラー使用不可のため停止 | | イ | ウ |
| 2 | | | | イ | ウ |
| 3 | 空気調和機 | 異音あり | ア | | ウ |
| 4 | | | | イ | ウ |
| 5 | | | | イ | ウ |
| 6 | | | | イ | ウ |
| 7 | 空調換気設備 (給気送風機 排風機) | モーター故障 | | イ | ウ |
| 8 | 車庫 (冷温水ポンプ) | 時間計故障 | | イ | ウ |
| 9 | | | | イ | ウ |
| 10 | 車庫・汚水ポンプ | カウント計故障 | | イ | ウ |
| 11 | 車庫・排水ポンプ | 時間計故障 | | イ | ウ |
| 12 | 車庫・冷温水ポンプ | 圧力計故障 | ア | | ウ |
| 13 | | ポンプ交換 | | イ | ウ |
| 14 | 循環ポンプ | 圧力計故障 | ア | | ウ |
| 15 | | カウント計故障 | ア | | ウ |
| 16 | | 圧力計故障 | | イ | ウ |
| 17 | | 出口圧力計故障 | | イ | ウ |
| 18 | 庁舎ポンプ (冷温水ポンプ) | チラー使用不可のため停止 | ア | | ウ |
| 19 | | 時間計故障 | | イ | ウ |
| 20 | 排気ファン | バタつきあり | ア | | ウ |
| 21 | | 故障のため停止 | | イ | ウ |
| 22 | 排水ポンプ | 時間計故障 | | イ | ウ |

(注) 不適切である理由のアからウは、本文に記載のものと符合する。

(支出)

(6) 点検結果の対応を速やかに行うべきもの

自動車部は、深川自動車営業所等の設備保全に関して、表11のとおり、委託契約を締結し、各所が点検結果を受けて必要な対応を行うこととしている。

深川自動車営業所において、点検結果の対応状況について見たところ、表12のとおり、平成30年2月に報告された交換・修理を要する不具合については、3年前から同様の報告がされているにもかかわらず、監査日(平成30年4月16日)現在、対応を行っていない事例があるなど、点検結果の対応を速やかに行っておらず、適切でない。

所は、点検結果の対応を速やかに行われたい。

部は、所に対して、点検結果の対応を速やかに行うよう指導されたい。

(深川自動車営業所)

(自動車部)

(表11) 契約の概要

(単位:円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 | 受託者 |
|----------------------------|--------------------------|------------|-----|
| 自動車営業所等電気設備保安業務委託(注1) | 平成29.4.1 ~平成30.3.31 | 4,955,904 | F |
| 東雲庁舎(注2)設備運転管理委託 | 平成29.4.1 ~平成30.3.31 | 19,219,680 | G |
| 東雲庁舎外2庁舎昇降機・機械式駐車場設備点検保守委託 | 平成29.4.1 ~平成30.3.31 | 2,268,000 | H |
| 消防設備保守点検委託(注3) | 平成29.12.18 ~平成30.3.30 | 5,346,000 | I |

(注1) 深川自動車営業所ほか18か所が対象

(注2) 東雲庁舎は深川自動車営業所が庁舎管理を行っている。

(注3) 深川自動車営業所ほか62か所が対象

(表 1 2) 監査日現在対応を行っていない不良箇所 (例)

| 契約件名 | 点検・報告時期 | 報告内容 |
|------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車営業所等電気設備保安業務委託 | 平成27年 2 月 | <p>深川自動車営業所</p> <p>1 受変電 1 号棟にて、電力会社からの電気を停止しても非常用電源用発電機が始動しません。手動では始動しますが、至急、修理をしてください。</p> <p>2 受電用予備回線の地絡方向継電器の動作表示装置が不良で、動作しませんので、修理をしてください。</p> |
| | 平成28年 2 月 | 同上 |
| | 平成29年 2 月 | 同上 |
| | 平成30年 2 月 | 同上 |
| 東雲庁舎設備運転管理委託 | 平成30年 3 月 | <p>1 1 号棟 3・4 階空調機械室：空調機ドレイントラップのプラグ不良 (同様の内容が、平成27年10月に報告されている旨の記録があるが、監査日現在まで未対応である。)</p> <p>2 1 号棟 2～4 階空調機械室：空調機給気ファン表示灯の器具不良 (同様の内容が、平成28年 1 月に報告されている旨の記録があるが、監査日現在まで未対応である。)</p> |
| 東雲庁舎外 2 庁舎昇降機・機械式駐車場設備点検保守委託 | 平成29年11月 | 油圧エレベーター 1・2 号機：制御盤機器 (制御盤内 # A R リレー) 交換を要する。 |
| | 平成30年 3 月 | |
| 消防設備保守点検委託 | 平成30年 2 月 | <p>深川自動車営業所 1 号棟：消防ホース耐圧試験未実施 (設置場所14か所、計28基、いずれも平成16年製造) (消防ホース耐圧試験は製造から10年で実施のため、平成26年から同様の報告がされているが、監査日現在まで未対応である。)</p> |
| | 平成30年 3 月 | |

(支出)

(7) フェイスブック広報業務委託契約について

総務部は、都営交通の認知度をより一層深めるとともに、円滑なフェイスブックの運用を行うことを目的として、表13のとおり、契約を締結している。

(表13) 契約の概要

| | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 契約件名 | 東京都交通局 F a c e b o o k 広報業務委託 |
| 契約期間 | 平成29. 4. 1 ~平成30. 3. 31 |
| 契約金額 | 7, 899, 768円 |
| 受託者 | J |
| 主な業務内容 | ① フェイスブック投稿内容の作成及び掲載 ② フェイスブックにおけるユーザー参加型企画の実施 ③ 都営交通ユーザーのブロガーによる街歩き企画の実施 |

ア ユーザー参加企画及びブロガー企画の実施に当たって仕様内容を見直すとともに、履行確認を適切に行うべきもの

主な業務内容のうち、表13の②フェイスブックにおけるユーザー参加型企画（以下「ユーザー参加企画」という。）及び③都営交通ユーザーのブロガーによる街歩き企画（以下「ブロガー企画」という。）の実施方法及び実績等については、表14のとおりであるが、次のとおり不適切な取扱いが認められた。

(ア) 両企画について、仕様書において、表15のとおり、効果を検証できる報告書を作成するなどの留意点が定められているが、実施計画及び実績報告は、留意点を踏まえた内容になっていない。

(イ) ユーザー参加企画について、仕様書において、表15のとおり、報告内容は受託者と協議のうえ別途定めるとされているが、書面による記録が残っていない。

(ウ) ブロガー企画について、各自ブログにレポート掲載したとする街歩きプランの実行の模様をフェイスブックで紹介することとされているが、監査日（平成30年4月25日）現在、13件中7件のみの紹介となっている。

(エ) ブロガー企画について、作成記事の提出を仕様書で定めていないため、履行確認及び支払手続において、ブログ記事が表15のとおり仕様書に記載の留意点に基づいて適切に作成・掲載されているか確認ができない。

部は、ユーザー参加企画及びブロガー企画の実施に当たって、仕様内容を見直すとともに履行確認を適切に行われたい。

(総務部)

(表14) ユーザー参加企画及びブロッガー企画の実施方法及び実績について

| 企画の種類 | 仕様書に記載の実施方法 | 実績 | 実施費用(注) |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| ユーザー参加企画 | <ul style="list-style-type: none"> 最低年3回 企画内容に応じて付随する賞品等があれば用意する 具体的な企画内容については言及なし | <ul style="list-style-type: none"> クイズに答えて賞品が当たる企画を3回実施 応募者合計459人 | 675,600円 |
| ブロッガー企画 | <ul style="list-style-type: none"> 「都営まるごときっぷ(1日乗車券)」を活用した都内の街歩きプランの立案・実行 上記の模様を各自ブログにてレポート掲載 年1回、10名程度 | <ul style="list-style-type: none"> 13人のブロッガーが9月に都内の街歩きプランを立案・実行 上記の模様を各自ブログにおいてレポート掲載 フェイスブックにおける記事の紹介は13件中7件のみ | 430,000円 |

(注) 受託者の見積書に記載の金額

(表15) 実施計画及び実績報告作成に当たっての留意点及び作成状況について

| 企画の種類 | 仕様書に記載の留意点 | 作成状況 | |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 実施計画 | 実績報告等 |
| ユーザー参加企画 | <ul style="list-style-type: none"> フェイスブックユーザーが楽しむことのできる企画 広報、広告など局フェイスブックへの広報効果の高い手法を選択して行う 効果を検証できる報告書を作成 報告内容は、受託者と協議のうえ別途定める | <ul style="list-style-type: none"> 「楽しむことのできる」「広報効果」に関する説明なし | <ul style="list-style-type: none"> 効果の検証なし 報告内容に係る受託者との協議内容について書面による記録なし |
| ブロッガー企画 | <ul style="list-style-type: none"> 対象ブロッガーは、都内在住で日頃都営交通の利用に親しみのある一般人 読者が誤解を受けないよう、企画参加型の記事により掲載していることを記事内で明示する | <ul style="list-style-type: none"> ブロッガーの選定方法及び候補者に関する説明なし | <ul style="list-style-type: none"> ブロッガーの記事の提出がないため、企画参加型の記事により掲載しているかどうかの確認不能 |

イ 企画提案選考の実施に当たって重要な条件を明示すべきもの

本委託契約は、企画提案による受託者選考（以下「企画提案選考」という。）を行うものであるが、部の内部決定により、履行状況が良好である等の条件を満たした場合に、審査結果は3年間有効であるとしている。

部は、企画提案選考で1位となった業者（本契約の受託者）と平成28年度において随意契約を行い、履行状況が良好であったとして、平成29年度においても、同一業者と随意契約により契約を行っている。

ところで、部が行った当該企画提案選考の実施手続について見たところ、部は、業者の募集に当たって掲示した仕様書及び企画提案実施要領において、委託契約の重要な情報である審査結果の有効期間を明示していない。

部は、企画提案選考の実施に当たって重要な条件を明示されたい。

(総務部)

2 意見・要望事項

(全庁重点監査事項) (支出)

(1) お忘れものセンター運營業務の電話応対に対するサービスレベルの設定について

総務部は、都営交通の利用者が都営交通に関する問合せや意見・要望、遺失物の確認をする場合の電話連絡先として、都営交通お客様センター（以下「当センター」という。）を運営しており、電話応対業務等について、表16のとおり、別々の受託者が実施している。

当センターに電話をかけた利用者は自動音声応答による電話機操作後、問合せや意見・要望については表16の項番1で契約しているオペレーターへ、遺失物についての確認は項番2で契約しているオペレーターへ転送される。

ところで、2つの契約の電話応対の仕様について確認したところ、表16のとおり、サービスレベルの報告を項番1の契約についてのみ求めているため、都営交通の利用者からの問合せ対応が均一に行われない可能性があり、利用者サービスの観点から望ましくない。

部は、お忘れものセンターにおける電話応対業務に対するサービスレベルについても、コールセンターと同様に報告させることが望まれる。

(総務部)

(表16) 契約の概要

(単位：円)

| 項番 | 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 (月額) | 受託者 | サービスレベル |
|----|-----------------------------|--------------------------|--------------|-----|----------------------------------------------------|
| 1 | コールセンター運 營業務委託 | 平成29.11.1 ～平成32.10.31 | 5,191,484 | K | 平均応答速度（注1） や平均応答率（注2） などの、達成状況等を 委託者に毎月報告 |
| 2 | お忘れものセンタ ー運營業務委託 (注3) | 平成28.4.1 ～平成30.9.30 | 5,219,999 | L | 電話応対に関する平均 応答速度や平均応答率 などの報告等なし |

(注1) 自動音声応答による利用者の電話機操作後、オペレーターが受付までに要した時間

(注2) 総着信件数に対して、コールセンターにて応答した件数の割合

(注3) 電話応対業務の他に、都営交通において発生する、平成28年度実績で18万4,330件という膨大な遺失物の受入れ、システム受付処理、利用者への引渡し等の業務を含む。

水 道 局

1 指摘事項

(収入)

(1) 債権管理に係る事務処理を適切に行うべきもの

サービス推進部では、水道料金や配水管破損による弁償金等の債権管理を行うに当たり「営業事務取扱手続」(最終改正平成29年4月1日施行、以下「事務取扱」という。)を定め、各営業所はこれに基づき債権管理業務を行っている。

事務取扱によれば、債権の管理状況は、未納カード情報に入力し、担当職員間の情報共有を行うこととしている。

ところで、世田谷営業所及び渋谷営業所における水道料金等の不納欠損(注)の状況を見たところ、表1のとおり、実際の交渉記録がメモで保管してあったにもかかわらず、一定期間、その記録を未納カード情報に入力していない事例が認められた。

未納カード情報は、債権管理状況を所内や部において把握し、適切な管理を行うためのものであることから、適切に入力する必要がある。

部は、事務取扱を定め水道料金等徴収事務を指導する部所であることから、本事案についての指導が十分でなかったことは適切でない。

所は、未納カード情報の入力及び債権管理を適切に行われたい。

部は、債権管理が適切に行われるよう所を指導されたい。

(世田谷営業所)

(渋谷営業所)

(サービス推進部)

(注) 電話や現場訪問による催告等を行っても回収できない債権及び時効の援用を主張された債権については、債権の種類ごとに、会計上除外する不納欠損処理を行っている。

(表1) 債権管理状況

(単位：円)

| 債権種類 | 債権額 | 発生時期 | 不納欠損 処理日 | 未納カード情報 未入力期間 | 営業所名 |
|---------------|-----------|-------------------|-------------|-------------------------|------|
| 配水管等破損 弁償金 | 125,968 | 平成23.7.27 | 平成30.1.25 | 平成27.4.17 ～平成29.3.9 | 世田谷 |
| 水道料金 | 1,200,065 | 平成19.2 ～平成19.7 | 平成29.12.28 | 平成26.4.18 ～平成27.3.19 | 渋谷 |

(支出)

(2) 履行確認及び契約変更の手続を適正に行うべきもの

建設部は、トンネル内配管工事の修正設計を行う委託契約を、表2のとおり行っている。

ところで、この委託の成果物の納品状況を見たところ、表3のとおり、成果物の一部について、納品期日が過ぎていることが認められた。

しかしながら、部は、履行期間を延長して完成品の納品後に完了検査を行う必要があったにもかかわらず、契約変更の手続を行わないまま完了検査済みとして支払を行っているのは適正でない。

部は、委託業務に係る履行確認及び契約変更の手続を適正に行われたい。

(建設部)

(表2) 契約の概要

| | |
|------|----------------------------------------------------------|
| 契約件名 | 東村山市青葉一丁目地内から新座市新堀二丁目地先間原水連絡管 (2,000mm) トンネル内配管修正設計委託 |
| 契約期間 | 平成29.5.31～平成29.7.27 |
| 契約金額 | 2,636,280円 |
| 委託内容 | 図面の数量修正及び数量編集を行う修正設計 (トンネル内配管等) |

(表3) 成果物の納品状況

| 仕様書記載の完成品 | 納品時期 | 備考 |
|----------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①修正設計報告書 | 平成29年7月27日 | 同報告書記載の打合せ議事録 日時：平成29年7月27日13時 1 原図及び電子成果品 (CD-R) 別途調整が必要な箇所があるため、 調整後の提出とすることなど |
| ②設計図及び仕様書 | 平成29年10月 | 設計図書に標記 |
| ③電子成果品 (CD-R等) | 同上 | レーベルに標記 |

(支出)

(3) 経済性に配慮した契約事務を行うべきもの

建設部は、所管の東部建設事務所及び西部建設事務所の平成29年度家屋損害調査委託単価契約（その1～その4、以下「単価契約」という。）について、契約事務手続を行っている。

ところで、この契約状況を見たところ、表4のとおり、各建設事務所の単価契約について、各事務所の工事第一課と工事第二課の課ごとに分けて契約を行った結果、予定数量に大きな差があるため、契約単価に差が生じていることが認められた。

部は、事務所ごとの予定数量の確認を行い、それぞれ契約を1本にまとめるなど、経済性に配慮した契約事務を行われない。

(建設部)

(表4) 平成29年度家屋損害調査委託単価契約（随意契約（電子見積合せ））の契約状況

(単位：円)

| 東部 建設事務所 | | 契約期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 履行場所：東京都水道局東部建設事務所が所管する区域（主として区部の東部方面） | | | | | | | | |
|-----------------------|------|------------------------------------------------------------------------|----------|------------|-----------------------|----------|------------|------------------|------------------|-----------|
| | | 単価契約（その1） 【工事第一課分】 | | | 単価契約（その2） 【工事第二課分】 | | | 契約 単価 差額 | 試算：単価契約 （その2） | |
| 契約項目 | | 予定 数量 | 契約 単価 | 推定金額 | 予定 数量 | 契約 単価 | 推定金額 | | 契約 単価 差額 | 予定 数量 |
| 工 事 前 調 査 | 家屋内部 | 200 | 39,960 | 7,992,000 | 20 | 88,560 | 1,771,200 | 48,600 | | 20 |
| | 家屋外部 | 220 | 38,880 | 8,553,600 | 30 | 60,480 | 1,814,400 | 21,600 | 30 | 648,000 |
| | 外構 | 30 | 10,800 | 324,000 | 10 | 31,320 | 313,200 | 20,520 | 10 | 205,200 |
| | 意向調査 | 430 | 5,400 | 2,322,000 | 50 | 7,560 | 378,000 | 2,160 | 50 | 108,000 |
| 工 事 後 調 査 | 家屋内部 | 90 | 39,960 | 3,596,400 | 50 | 62,640 | 3,132,000 | 22,680 | 50 | 1,134,000 |
| | 家屋外部 | 120 | 38,880 | 4,665,600 | 50 | 47,520 | 2,376,000 | 8,640 | 50 | 432,000 |
| | 外構 | 20 | 10,800 | 216,000 | 10 | 22,680 | 226,800 | 11,880 | 10 | 118,800 |
| | 意向調査 | 220 | 5,400 | 1,188,000 | 110 | 5,400 | 594,000 | 0 | 110 | 0 |
| 復 旧 調 査 | 一般家屋 | 20 | 43,200 | 864,000 | 10 | 54,000 | 540,000 | 10,800 | 10 | 108,000 |
| | 工場等 | 20 | 43,200 | 864,000 | 10 | 43,200 | 432,000 | 0 | 10 | 0 |
| | | 推定総金額 | | 30,585,600 | 推定総金額 | | 11,577,600 | 推定金額（差） 合計（注） | | 3,726,000 |

(単位：円)

| 西部 建設事務所 | | 契約期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで | | | | | | | | |
|-------------|------|----------------------------------------|----------|------------|-----------------------|----------|------------|------------------|------------------|-------------|
| | | 履行場所：東京都水道局西部建設事務所が所管する区域（主として区部の西部方面） | | | | | | | | |
| 契約項目 | | 単価契約（その3） 【工事第一課分】 | | | 単価契約（その4） 【工事第二課分】 | | | 契約 単価 差額 | 試算：単価契約 （その4） | |
| | | 予定 数量 | 契約 単価 | 推定金額 | 予定 数量 | 契約 単価 | 推定金額 | | 予定 数量 | 推定金額 （差） |
| 工事前 調査 | 家屋内部 | 160 | 54,000 | 8,640,000 | 40 | 75,600 | 3,024,000 | 21,600 | 40 | 864,000 |
| | 家屋外部 | 180 | 43,200 | 7,776,000 | 50 | 51,840 | 2,592,000 | 8,640 | 50 | 432,000 |
| | 外構 | 20 | 21,600 | 432,000 | 10 | 27,000 | 270,000 | 5,400 | 10 | 54,000 |
| | 意向調査 | 350 | 4,320 | 1,512,000 | 90 | 6,480 | 583,200 | 2,160 | 90 | 194,400 |
| 工事後 調査 | 家屋内部 | 90 | 43,200 | 3,888,000 | 110 | 54,000 | 5,940,000 | 10,800 | 110 | 1,188,000 |
| | 家屋外部 | 230 | 32,400 | 7,452,000 | 130 | 41,040 | 5,335,200 | 8,640 | 130 | 1,123,200 |
| | 外構 | 140 | 16,200 | 2,268,000 | 30 | 19,440 | 583,200 | 3,240 | 30 | 97,200 |
| | 意向調査 | 440 | 3,240 | 1,425,600 | 250 | 4,860 | 1,215,000 | 1,620 | 250 | 405,000 |
| 復旧 調査 | 一般家屋 | 30 | 54,000 | 1,620,000 | 20 | 54,000 | 1,080,000 | 0 | 20 | 0 |
| | 工場等 | 30 | 43,200 | 1,296,000 | 20 | 43,200 | 864,000 | 0 | 20 | 0 |
| | | 推定総金額 | | 36,309,600 | 推定総金額 | | 21,486,600 | 推定金額（差） 合計（注） | | 4,357,800 |

（注）両表の推定金額（差）合計は、それぞれの工事第二課分の予定数量に、各契約単価差額を乗じて得た合計値である。

(その他)

(4) 個人情報を含む帳票類の廃棄手続に係る契約仕様書等の見直しを行うべきもの

多摩水道改革推進本部調整部は、多摩地区における水道料金等徴収事務を、表5のとおり、株式会社PUCに委託している。

ところで、この契約仕様書等にある帳票類の廃棄手続について、多摩サービスステーション等の関係書類を見たところ、保存年限を過ぎて不要となった帳票類の廃棄については、おおむね廃棄一覧表による部への廃棄申請・承認の手続を経て、裁断・溶解による処理がなされていることが確認できた。

しかしながら、監査日(平成30年2月2日)現在、開栓作業日誌(保存年限1年)などの一部帳票類において、サービスステーションで保存年限を超えて帳票類を保有している場合があるにもかかわらず、契約仕様書等に管理台帳作成などの手続を定めていないことから、これら帳票類の保有・廃棄状況を確認することができない状況となっているのは適切でない。

部は、個人情報を含む帳票類の廃棄手続に係る契約仕様書等の見直しを行われたい。

(多摩水道改革推進本部調整部)

(表5) 契約の概要

| | |
|------|------------------------------------|
| 契約件名 | 平成29年度多摩地区営業業務委託 |
| 契約期間 | 平成29. 4. 1～平成30. 3. 31 |
| 契約金額 | 2, 704, 752, 000円 |
| 委託内容 | 多摩地区の12サービスステーションでの水道料金等徴収事務等の営業業務 |

下 水 道 局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (支出)

(1) 下水道施設の保全管理業務委託等に係る履行確認を適切に行うべきもの

東部第一下水道事務所及び東部第二下水道事務所は、表1のとおり、業務委託契約をそれぞれ締結している。各契約の仕様書において、東京都下水道サービス株式会社(以下「会社」という。)は、業務月報等を提出することとされている。これらの報告書について、所は、担当主事の確認後、担当課長代理、センター長に回付するなどして、履行状況の確認を行っている。

この履行状況の確認について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 東部第一下水道事務所ポンプ所保全管理業務委託について

(ア) 機器故障等記録報告書

「機器故障等記録報告書記載要領」(平成19年4月、施設管理部施設保全課)において、機器故障等記録報告書は、故障発生から1か月以上経過する場合は、現段階の状況を報告し、後日、続報を作成することとされているが、

- ① 表2の項番1から3までについて、発見日から1か月以上経過後に報告されている
 - ② 表2の項番4については、機器故障等記録報告書が監査日(平成30年1月24日)現在、提出されていない
- 状況である。

(イ) 機器故障統計報告書

機器故障統計報告書は、6か月ごとに機器故障等記録報告書を設備分類ごと、故障原因ごとの発生件数等を統計処理して、考察を明記することとされているが、機器故障統計報告書(上半期)には、上半期に発生した表2の事例が含まれていない。

イ 葛西水再生センター汚泥処理管理業務委託について

(ア) 業務月報

業務月報において、運転管理状況、保全管理状況等の報告がされており、保全管理状況には、当月の①故障ランク別の発生状況、②運転時発見及び保全発見状況、③異常及び故障の処置状況が記載されている。

しかしながら、表3の事例のとおり、③異常及び故障の処置状況には、当月に発生した異常・故障に対する処置状況のみの記載となっており、前月からの継続事案に対する当月の処置状況が報告されていない。

(イ) 異常機器一覧表

異常機器一覧表は、機器の異常及び故障の管理のために作成・報告されているが、表4のとおり、直近の状況が報告されず、発生当初の報告の記載のままとなっているものがある。

これらは、会社からの報告により履行状況を把握・管理する仕組みとしているにもかかわらず、所におけるチェック体制が有効に機能していないことによるものである。このため、両所は、会社に対して適時適切な報告を求めるとともに、履行状況を適切に確認する必要がある。

会社は、適時適切な報告を行われたい。

両所は、会社に速やかな改善を求めるとともに、履行状況の確認を適切に行われたい。

(東京都下水道サービス株式会社)

(東部第一下水道事務所)

(東部第二下水道事務所)

(表1) 業務委託契約の概要

| 事務所名 | 東部第一下水道事務所 | 東部第二下水道事務所 |
|-------|------------------------|---------------------|
| 契約件名 | 東部第一下水道事務所ポンプ所保全管理業務委託 | 葛西水再生センター汚泥処理管理業務委託 |
| 契約期間 | 平成29.4.1～平成30.3.31 | 平成29.4.1～平成30.3.31 |
| 契約金額 | 492,480,000円 | 853,200,000円 |
| 契約相手方 | 東京都下水道サービス株式会社 | 東京都下水道サービス株式会社 |

(表2) 機器故障等記録報告書の作成・報告状況

| 項番 | 管理番号 | 報告日 | 事業所 | 件名(故障内容) | 発見日 | 措置日 |
|----|-----------------|----------------|-------------|------------------------|---------------|--------------|
| 1 | 吾嬭TGS H29-02 | 平成 29.10.16 | 吾嬭ポンプ所 | 構内電話交換設備故障 | 平成 29.8.31 | 平成 29.9.1 |
| 2 | 隅田TGS H29-03 | 平成 29.11.08 | 隅田ポンプ所 | 沈砂ホoppa重量計警報 設定器不良 | 平成 29.9.15 | — |
| 3 | 木場TGS H29-07 | 平成 29.11.27 | 木場ポンプ所 | 貯留池フラッシュゲート 4号瞬時過電流 | 平成 29.7.23 | — |
| 4 | — | — | 小松川ポンプ 所 | 貯留池流入扉2-2号 過トルク | 平成 29.9.2 | — |

(表3) 業務月報の記載内容(「11月度業務月報」の抜粋)

| (2) 異常、故障等発生状況 | | | | | |
|-----------------------|--------|-----|------|----|----|
| ア 機器故障等発生状況(略) | | | | | |
| イ 異常、故障運転時等発見及び保全発見状況 | | | | | |
| 項目 | 運転時等発見 | | 保全発見 | | 合計 |
| | 異常 | 故障 | 異常 | 故障 | |
| 前月からの継続件数 | 18 | 9 | 15 | 8 | 50 |
| 今月の発生件数 | 24 | 0 | 11 | 0 | 35 |
| 総件数 | 42 | 9 | 26 | 8 | 85 |
| 翌月への継続件数 | 23 | 7 | 19 | 7 | 56 |
| ウ 今月の異常及び故障の処置状況 | | | | | |
| 項目 | 総件数 | 処置済 | 継続 | | |
| 直営1 | 13 | 11 | 2 | | |
| 直営2 | 12 | 6 | 6 | | |
| 簡易修繕 | 0 | 0 | 0 | | |
| メーカー対応 | 4 | 2 | 2 | | |
| 協議 | 0 | 0 | 0 | | |
| 調査 | 5 | 3 | 2 | | |
| 局対応 | 1 | 0 | 1 | | |
| 合計 | 35 | 22 | 13 | | |
| [今月の簡易修繕工事完了件数 3件] | | | | | |

(表4)「平成29年11月異常機器一覧表」の記載内容(抜粋)と実地監査で確認した状況

| 番号 | 発生日 | 機器故障報告書等 | 対応状況 | 備考 | 実地監査で確認した状況 |
|----|---------------|-------------------------------------------------|------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1 | 平成 29.4.7 | 焼却炉5号排煙処理塔入口 CO、O ₂ 濃度計指示表示 異常 | 局対応 | (局)来年度、補修 工事で対応しま す。 | 局発注の電気工事で対応 済み(平成30.3.14完了予 定) |
| 2 | 平成 29.4.14 | 汚泥処理棟4階給気ファン (SF-4)ダクト穴あき | 局対応 | TGS簡易修繕で の対応不可のた め、局対応願いま す。 | 局が設計中(平成30年度中 に実施予定) |
| 8 | 平成 29.4.18 | 焼却炉1号炉 ガスバーナー制御 | 局対応 | (局)局で対応しま す。 | 局がメーカーによる補修 を実施(平成29.11.24完 了) |
| 17 | 平成 29.6.14 | 焼却炉5号ケーキ供給ポン プ5-2号冷却ファンモー ターカバー破損 | 直営修理 | (局)TGSで対応 願います。 | ファンモーターのカバー 破損のため、影響が小さ いことから修繕せず、T GSが経過観察中 |
| 19 | 平成 29.5.29 | 重力汚泥移送濃度1号 濃度計動作不良 | 局対応 | (局)局で対応しま す。 | 局発注の電気工事で対応 済み(平成30.3.14完了予 定) |
| 22 | 平成 29.7.27 | 遠心脱水機1号 入出力装置不良 | 調査中 | (局)TGSで対応 願います。 | TGSが発生日から間も なく予備品に取替済み |
| 29 | 平成 29.8.24 | 遠心脱水機1号 主電動機インバータ出力異 常 | 局対応 | (局)補修工事で対 応します。 | 局がメーカーによる補修 を実施(平成29.12.1完了) |

(全庁重点監査事項) (支出)

(2) 成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるべきもの

南部下水道事務所は、多摩地域(野川処理区)の汚水を受けて、流量調整、量水及び沈砂等の除去を行う成城排水調整所の運転操作等を行うため、表5のとおり、委託契約を締結している。

同施設には、汚水のごみを取り除く機能を持つ施設(沈砂池)のある通常使用の流路のほか、大雨が降った場合などの緊急時に使用するバイパス流路(ごみ除去機能なし)があり、運転操作は、バイパス用扉の開閉により行っている。

扉を開く場合は、①大雨注意報が発生した場合、②豪雨等で調整池水位が上昇した場合、③緊急の場合に限られ、受託者自らの責任により、安全かつ適正に運転管理を行うこととされている。扉が開けられた場合、図1に記載の野川幹線の流量実績が記録されることとなる。

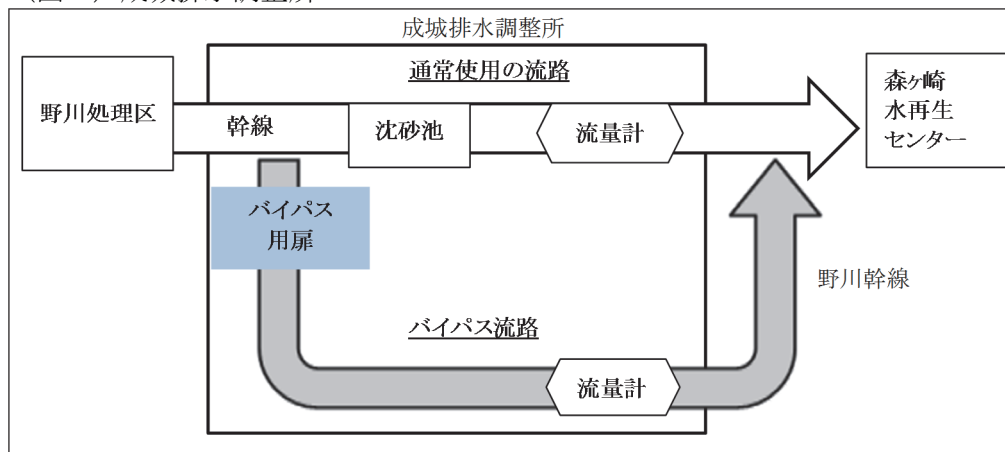
ところで、表6の事例のとおり、作業月報において、降雨の表示がないにもかかわらず、野川幹線の流量に実績がある事例について、バイパス用扉を開いた理由を確認したところ、作業日誌及び作業月報において操作実績及び理由の書面による報告がされていないことが認められた。これは、仕様書において、本委託業務の主要な業務であるバイパス用扉の操作に関して報告させることを明記していないことによるものである。

バイパス用扉の操作は本委託業務の主要なものであることから、操作実績及びその理由について書面により報告させる必要がある。

所は、成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるよう改められたい。

(南部下水道事務所)

(図1) 成城排水調整所フロー



(表5) 成城排水調整所管理業務委託契約について

| | |
|------|-----------------------------------------------------|
| 契約件名 | 成城排水調整所管理業務委託 |
| 契約期間 | 平成29. 4. 1～平成30. 3. 31 |
| 契約金額 | 31, 687, 200円 |
| 業務内容 | ① 成城排水調整所施設運転操作 ② 設備の保守点検及び簡易な修理 ③ 調整池等の清掃 ほか |

(表6) バイパス用扉の操作について報告がされない事例

(単位: m³)

| 年月日 | 天候 | 野川幹線流量 |
|-------------|-------|---------|
| 平成29年4月12日 | 晴 晴 曇 | 43,810 |
| 平成29年4月23日 | 晴 晴 晴 | 210 |
| 平成29年6月17日 | 晴 晴 晴 | 37,960 |
| 平成29年7月6日 | 晴 晴 晴 | 120 |
| 平成29年8月20日 | 曇 曇 曇 | 47,050 |
| 平成29年8月24日 | 曇 晴 晴 | 16,790 |
| 平成29年10月24日 | 曇 曇 曇 | 222,710 |
| 平成29年10月26日 | 晴 晴 晴 | 82,850 |
| 平成29年11月2日 | 晴 晴 晴 | 56,600 |
| 平成29年11月6日 | 晴 晴 晴 | 1,630 |

(局別重点監査事項) (支出)

- (3) 水再生センター開口部覆蓋部分の通常点検において覆蓋開放の有無の記録及び報告を求めるべきもの

施設管理部及び流域下水道本部は、水再生センターにおける保安全管理に当たって、機器の搬出入などのために設けられている開口部を、通常時において、墜落防止のために塞ぐ設備（以下「開口部覆蓋部分」という。）などの点検を適正に行うために、「開口部覆蓋部分及び手すり等点検標準」（以下「点検標準」という。）を定めている（注1）。

点検標準において、「コンクリート製蓋」及び「鋼鉄蓋」（以下「覆蓋」という。）について、12か月の周期で開放点検、目視及び打診で可能な範囲の点検（以下「通常点検」という。）を行う一方で、容易に開放できないものは、別途、3年から5年の周期の点検（以下「特別開放点検」という。）を行うこととしている。

ところで、区部及び多摩地域における通常点検の状況について確認したところ、一部を除いて（注2）、開放を行っていない覆蓋について、目視及び打診で異常がない場合は、開放を行った結果異常ない場合と同様、D評価（異常なし）としているが、覆蓋開放の有無を記録していない。

しかしながら、通常点検における開放点検の実施の有無は、特別開放点検の実施対象の選定の際の判断材料となることから、部及び本部は、通常点検の実施に当たり、点検業務の受託者（注3）に対して、覆蓋開放の有無の記録及び報告を求める必要がある。

部及び本部は、水再生センター開口部覆蓋部分の通常点検において、覆蓋開放の有無の記録及び報告を求められたい。

(施設管理部)

(流域下水道本部)

- (注1) 区部においては、施設管理部が平成28年4月改定版を、多摩地域においては、流域下水道本部が、平成27年10月改定版をそれぞれ定めている。内容は同じものである。
(注2) 落合水再生センター、中野水再生センターにおける点検において、開放点検が行われな
い場合は「評価不能」の表示がある。
(注3) 区部では東京都下水道サービス株式会社、多摩地域では各共同企業体

(局別重点監査事項) (財産)

(4) 保護具の管理を適正に行うべきもの

流域下水道本部は、基準等(注1)を定めて保護具を措置(注2)している。

本部における保護具の管理状況について見たところ、次のとおり、適正でない事例が見受けられた。

ア 製造年月日の不明

基準等において、保護具の標準使用期間が定められているところ、本部が措置する空気呼吸器(注3)の製造年月日が確認できないため、使用できない可能性がある保護具を措置していることとなり、適正でない。

イ 基準と整合しない措置の実態

基準では、保護帽(ヘルメット)について、対象職員(注4)に専用で措置することとなっているが、本部は、専用で措置している170個のほかに、共用の保護帽を119個措置している。

共用の保護帽を措置するよう基準に定めていないことは適正でない。

ウ 実態に合わない措置基準・台帳

基準において、本部で行うことのない作業(注5)について措置することとされている。

また、同作業に係る保護具(保護面、保護衣及び保護手袋)について、実際には措置していないにもかかわらず、それぞれ21個ずつ措置したとする、事業所総括安全衛生管理者(本部管理部長)の決裁を経た保護具台帳が備えられている。

これは、基準の定めのとおり、保護具を確認することなく保護具台帳を作成したことによるものである。

基準及び保護具台帳が実態に合っていないことは適正でない。

本部は、保護具の管理を適正に行われたい。

(流域下水道本部)

(注1)「東京都下水道局流域下水道本部労働安全衛生保護具措置基準」、「東京都下水道局流域下水道本部労働安全衛生保護具管理使用細目」

(注2) 使用できるよう備え付けておくこと。

(注3) 有害な粉じん、ガス、蒸気を吸入するおそれのある作業又は酸素欠乏のおそれのある作業に備えて、空気呼吸器として、背負子、防毒マスク(面体)及びボンベを措置している。ボンベの標準使用期間は10年、面体及びホースの標準使用期間は5年となっている。

(注4) 飛来、落下物の危険及び墜落のおそれのある作業に従事する職員

(注5) ガス、蒸気、粉じん等により顔に障害を受けるおそれのある作業及び有害な粉じん、ガス、蒸気を吸収するおそれのある作業

(局別重点監査事項) (その他)

(5) 緊急通報連絡表の作成を適切に行うべきもの

施設管理部は、管路施設において都民が被害者となった人身事故（つまづきによる骨折など）や水道管など他企業の埋設物の損傷といった事故が発生した場合、各下水道事務所が、定められた様式（以下「緊急通報連絡表」という。）など（注）により部に報告することとしている。報告は、表7に記載の方法と内容により行うこととなっている。第1報の後に確認した事実や事実関係の訂正は、第2報以降で行い、最終報においては、最終的な事実関係が記載されることとなる。

なお、緊急通報連絡表は、図2のとおり、出張所業務の受託者である東京都下水道サービス株式会社が作成（補償交渉に関する部分は所が作成）し、各下水道事務所が確認を行った上で、部に提出している。

また、被害者への補償が生じる可能性がある場合、図3のとおり、事故対応の所管課（お客さまサービス課）が、被害の状況や、局の過失の程度、被害者の補償請求の意向などを把握し、補償が発生する場合は、補償事務の所管課（庶務課）に事務を引き継ぐこととなっており、その進行管理において緊急通報連絡表が活用される実態となっている。

ところで、西部第一下水道事務所及び南部下水道事務所が平成29年4月から11月に作成した緊急通報連絡表（最終報告又は最新報告）30件について見たところ、表8のとおり、①補償の請求の有無や交渉の最新の状況等の記載がないもの、②事故原因等が正確に記載されていないものが10件認められた。

緊急通報連絡表は、事故について、所管と部などが情報共有を行うことにより、事故の速やかな解決や、補償案件の着実な進行管理に資するものであるとしていることから、所及び会社は、これを正確に作成する必要がある。

両所及び会社は、緊急通報連絡表の作成を適切に行われたい。

部は、適切な報告となるよう所を指導されたい。

(東京都下水道サービス株式会社)

(西部第一下水道事務所)

(南部下水道事務所)

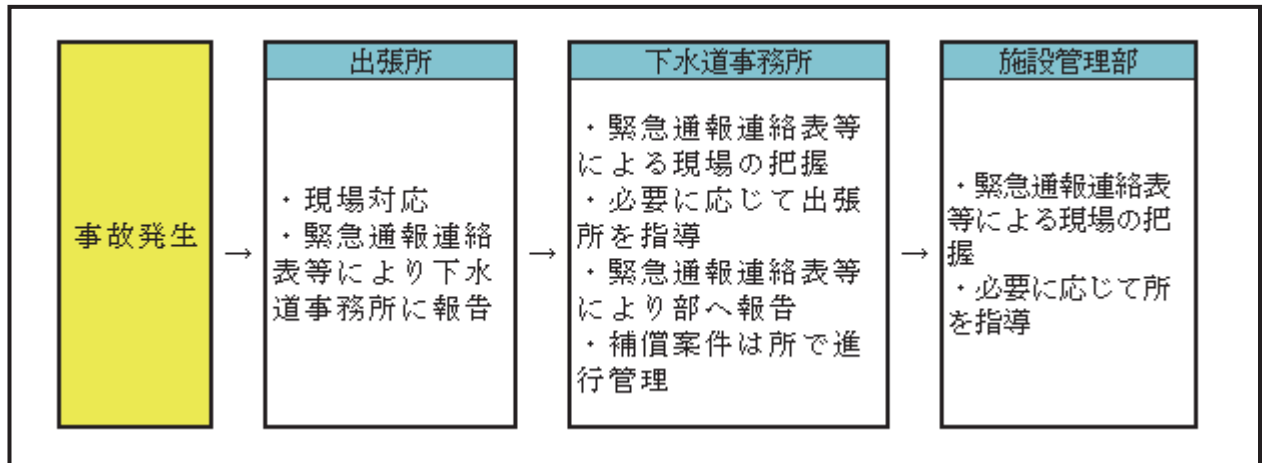
(施設管理部)

(注) 電話連絡等の媒体も併せて報告することとされている。但し、最終報告は、緊急通報連絡表の様式による。

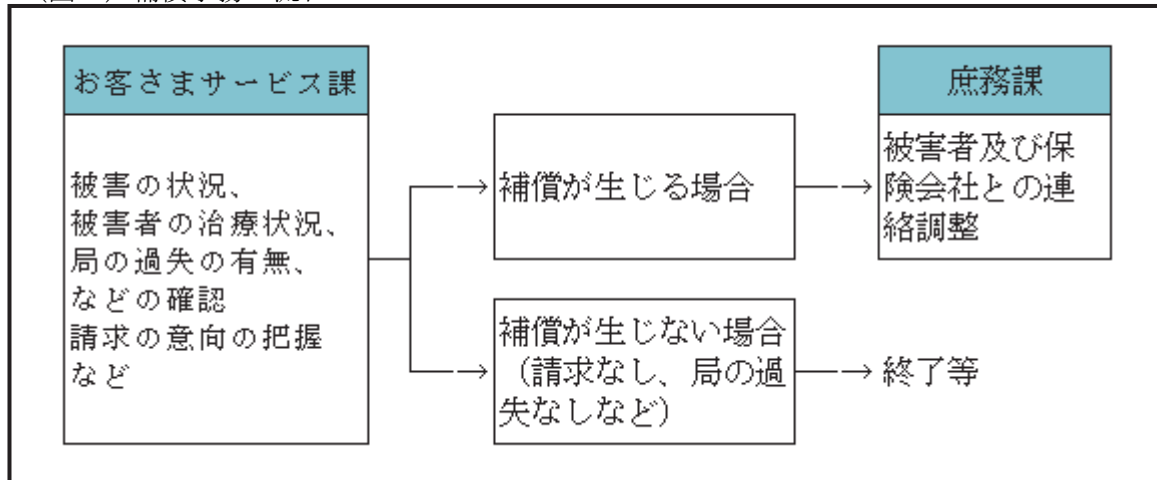
(表7) 緊急通報連絡表の報告方法及び報告内容について

| |
|-------------------------------------|
| (根拠) 管路施設維持管理マニュアル平成24年度版 (施設管理部作成) |
| (報告方法) |
| 第一報 : (発生後、速やかに) 電話及び緊急通報連絡表 |
| 経過報告 : (随時) 電話又はFAX |
| 最終報告 : 緊急通報連絡表 |
| (報告内容) |
| 報告日時、発生日時、事故内容、事故原因、措置状況 等 |

(図2) 緊急通報連絡表による報告の流れ



(図3) 補償事務の流れ



(表8) 適切に記載されていない緊急通報連絡表

| 区分 | 事務所名 | 事故種別 | 事故概要 | 発生日 |
|------------------------------|----------------|------|-------------------------|----------------|
| ① 補償の請求の有無や交渉の最新の状況等の記載がないもの | 西部第一 下水道事務所 | その他 | 家屋浸水 | 平成 29.6.6 |
| | | 人身 | 工事により空いた人孔に通行人が転落 | 平成 29.6.21 |
| | | 道路陥没 | 道路陥没により通行人が負傷 | 平成 29.7.18 |
| | 南部 下水道事務所 | 人身 | 歩行者が開いていた汚水ますにつまづき、転倒 | 平成 29.3.31 |
| | | 損傷 | 工事中に水道管を損傷 | 平成 29.6.1 |
| | | 人身 | 歩行者が破損していた汚水ますに杖をとられて転倒 | 平成 29.6.4 |
| | | その他 | 車両の物損事故 | 平成 29.6.15 |
| ② 事故原因等が正確に記載されていないもの | 南部 下水道事務所 | 人身 | 歩行者が開いていた汚水ますにつまづき、転倒 | 平成 29.9.21 |
| | | 道路陥没 | 車両が陥没箇所にはまった | 平成 29.10.26 |
| ② 事故原因等が正確に記載されていないもの | 南部 下水道事務所 | その他 | 車両の物損事故 | 平成 29.6.15 |
| | | 損傷 | 工事中にガス管を損傷 | 平成 29.8.23 |

(支出)

(6) 管きょ改良工事契約の変更手続を適正に行うべきもの

東京都下水道局工事施行規程（昭和46年下水道局管理規程第35号）第28条第1項、第4項において、工事の起工内容を変更する必要があると認めるときは、速やかに工事変更設計書を作成しなければならないとしており、また、変更見込金額が請負金額の20%以下の工事変更の決定手続を行う場合には、工期末までに一括して行うことができると規定している。

さらに、受注者から工事一時中止に伴う増加費用の請求があった場合には、土木工事に係る手引（注1）に基づき、局は、受注者と協議して増加費用の検討を行うこととなっている。

中止期間が3か月以内の場合は簡便法（注2）による積算とし、3か月を超える場合は積上げ積算を行うこととし、積上げ積算を行う場合は、局は、受注者から増加費用に係る見積書の提出を求め、局と受注者は、見積りの内容について、実施内容が証明できる資料を基に協議することとなっている。

ところで、中部下水道事務所は、表9のとおり、「補助第11号線道路整備事業に伴う渋谷区恵比寿一、四丁目付近管渠改良工事」を実施している。

当該工事の工事変更に係る事務処理について見たところ、次のとおり、適正でない事例が見受けられた。

ア 工事変更手続

本件工事は、契約金額 3,888 万円のところ、平成 29 年 1 月 2 日に 1,637 万 6,040 円（契約金額の 42.1%）の増額を伴う工事変更の手続を一括して行っている。

イ 運搬費及び受入費の過大支出

上記工事変更の内容について、運搬費及び受入費における単価の算定に誤りがあったため、表 10 のとおり、32 万 6,160 円過大な支出となっている。

ウ 工事の一時中止に伴う増加費用の積算

本件工事は、平成 29 年 4 月 1 日から同年 10 月 20 日まで、工事一時中止を行っている。しかしながら、所は、本件工事の中止期間が 3 か月を超えているにもかかわらず、中止期間中の現場維持等に要する費用を簡便法で積算している。

所は、管きよ改良工事契約の変更手続を適正に行われたい。

（中部下水道事務所）

（注 1）「工事の一時中止に係る運用の手引き（土木工事）」（平成 26 年 10 月東京都下水道局）

（注 2）日数及び労務単価に計数を乗じて算出

（表 9）契約の状況

（単位：円）

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|---------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------|
| 補助第 11 号線道路整備事業に伴う渋谷区恵比寿一、四丁目付近管渠改良工事 | 平成 28. 6. 23 ～平成 29. 11. 9 | 当初契約金額： 38,880,000 変更契約金額： 55,256,040 |

（表 10）過大支出の内訳

（単位：円、㎡）

| 種目 | 誤 | | | 正 | | | 差引 |
|----------------------------------------------|--------|----|------------|--------|----|------------|----------|
| | 単価 | 数量 | 金額 | 単価 | 数量 | 金額 | 金額 |
| 直接工事費（a） | | | 38,236,590 | | | 37,963,294 | △273,296 |
| うち発生土処分（運搬費） | 23,298 | 76 | 1,770,648 | 20,347 | 76 | 1,546,372 | |
| うち発生土処分（受入費） | 4,920 | 76 | 373,920 | 4,275 | 76 | 324,900 | |
| 間接工事費（b） | | | 23,878,000 | | | 23,784,000 | △ 94,000 |
| 一般管理費等（c） | | | 8,028,410 | | | 7,981,706 | △ 46,704 |
| 請負工事費 （a から c の合計）× 落札率 0.72942 × 1.08 | | | 55,256,040 | | | 54,929,880 | △326,160 |

(支出)

(7) 企画コンペティションの実施に当たって重要な条件を明示すべきもの

局は、ICT（情報通信技術）に関する知識及び技術を付与し、職場の情報化の推進と業務改善を實踐できる人材の育成を目的として行う研修業務について、表11のとおり、「下水道局ICT研修実施委託」により実施している。

本委託契約は、様々な内容・レベルの研修を実施するため、企画コンペティション（以下「コンペ」という。）を行うものであるが、研修業務の連続性の観点から、履行状況が良好である等の条件を満たした場合に、審査結果は3年間有効であるとしている。

局は、平成27年度に実施されたコンペで1位となった業者（本契約の受託者）と平成28年度において随意契約を行い、履行状況が良好であったとして、平成29年度においても、同一業者と随意契約により契約を行っている。

ところで、総務部が行った当該コンペの実施手続について見たところ、部は、平成27年11月20日に、業者の募集に当たってホームページ上に掲示した「下水道局ICT研修実施委託仕様書（案）」及び「「下水道局ICT研修実施委託」企画コンペティション実施要領」において、委託契約の重要な情報である審査結果の有効期間を明示しなかったことは適切でない。

部は、コンペの実施に当たって重要な条件を明示されたい。

(総務部)

(表11) 下水道局ICT研修実施委託について

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約件名 | 下水道局ICT研修実施委託 |
| 契約期間 | 平成29.4.3～平成29.12.28 |
| 契約金額 | 10,636,920円 |
| 業務概要 | 情報処理指導者サイバーセキュリティ研修 監督職のための情報セキュリティ研修 情報処理指導主任研修 WORD活用研修 EXCEL活用研修 など |

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (歳出)

(1) 設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行うべきもの

西部学校経営支援センターは、所管する各学校の各種設備に係る点検業務について、表1の例のとおり、契約を締結している。点検結果については、センター及び各学校に提出させ、各学校は、点検結果を受けて必要な対応を行っている。

これらの点検結果及び対応状況について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア あきる野学園では、平成28年度後期(平成29年2月)の消防設備保守点検の指摘事項(煙感知器不良等)について、平成29年6月20日に、委託により修繕を実施したものの、図面による指示・確認、現場確認を行わなかったことから、煙感知器1基について、誤った箇所を修繕している。その結果、誤った箇所の修繕費用1万6,600円(直接工事費)が不経済支出となっている。

このため、指摘された箇所については、修繕が行われていないことから、平成29年度前期(平成29年7月)にも、指摘を受けている。

イ 前記アのほか、表2のとおり、前期で受けた指摘を改善しないまま、後期にも指摘を受けているなど、点検結果の対応を速やかに行っていない事例が見受けられた。

センターは、総合点検結果の対応を迅速化し、消防署に対し年度内に改善報告が完結することを目的として、平成29年度契約から、総合点検を後期から前期に変更しているにもかかわらず、点検結果の対応が速やかに行われず、改善報告が翌年度になっているなど、総合点検時期を変更した目的が達成されていない状況となっている。

また、センターは、各学校の点検結果の情報を把握していることから、各学校の対応状況について進捗状況を確認し、各学校に対して、速やかな対応に向けた支援をすべきところ、これが十分に行われていない。

あきる野学園及び田無特別支援学校は、消防設備等の点検結果の対応を適切かつ速やかに行われたい。

センターは、設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行われたい。

(あきる野学園)

(田無特別支援学校)

(西部学校経営支援センター)

(表1) 契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 | 受託者 |
|---------------------------------|--------------------------------|-------------|-----|
| 福生高等学校外 4 校消防設備等点検保守委託 | 平成 29. 4. 1～ 平成 30. 3. 31 | 842, 400 | A |
| 東大和南高校外 20 校建築設備及び防火設備定期点検業務委託 | 平成 29. 11. 13～ 平成 30. 2. 28 | 4, 853, 520 | B |
| 八王子北高等学校外 34 校プール循環ろ過装置定期点検保守委託 | 平成 29. 4. 1～ 平成 29. 11. 17 | 1, 134, 000 | C |

(表2) 点検結果の対応を速やかに行っていない事例

| 学校名 | 点検種別ごとの状況 | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 田無特別支援学校 | 建築設備及び防火設備定期点検 ①非常用の照明装置：予備電源の内蔵バッテリー不良による不点灯 ②給水設備及び排水設備：配管の漏水及び防虫網がない 当該点検の対象設備については、センターより指示があるとの認識から対応していない。 | |
| | プール循環ろ過装置定期点検 (自動空気抜、塩素注入点配管等：腐食) ①平成 29. 6. 13 点検結果：集毛器、入口弁、出口弁、自動空気抜弁腐食交換必要 ②平成 29. 8. 8 点検結果：集毛器 (入口弁含む) 自動空気抜、塩素注入点配管腐食交換必要 ③平成 29. 9. 28 点検結果：同上 上記点検結果について、対応を行っていない。 | |
| あきる野学園 | 消防設備保守点検 (煙感知器不良) | 前期の不具合指摘について未対応、後期にも同様の指摘を受けている。 |
| 片倉高等学校 | 消防設備保守点検 (自動火災報知設備不良) | |
| 八王子拓真高等学校 | 消防設備保守点検 (消火器具不良) | |
| 久留米西高等学校 | 消防設備保守点検 (防排煙制御設備不良) | |
| 小平西高等学校 | 消防設備保守点検 (自動火災報知設備不良、非常警報器具不良) | |

(全庁重点監査事項) (その他)

(2) 来校者の管理を適切に行うべきもの

都立高等学校及び都立特別支援学校(以下「都立学校」という。)においては、都立学校教育部が定めた「学校危機管理マニュアル」に基づき、職員や生徒以外の来校者は、防犯対策として経営企画室前に設置された来校者名簿に、来校者氏名と日時、名札番号、目的、用務先を記載し、番号付名札を付けて入校すること、また、退校時には、名札を返還するとともに、退校時間を記入することとしている。

ところで、この来校者名簿と名札の管理を見たところ、次のような事例が認められた。

ア 来校者名簿を見たところ、大塚ろう学校、港特別支援学校、松原高等学校、板橋特別支援学校及び志村学園において、退校時間や用務先など未記載の箇所があることが認められた。

退校時間と用務先の記載がないことは、何の目的で、いつまでいたのかわからず、防犯上適切でなく、また、災害発生時に対処が遅れるなどの問題点もある。

イ 名札の管理を見たところ、大塚ろう学校においては、来校者名簿に番号記載欄が無く実際の名札にも番号がないこと、また、港特別支援学校においては、2番と6番の名札がなくなっていることから、管理が徹底されていないことが認められた。仮に外部の者が名札を常に持っているとすれば、校内に警戒されずに侵入できることから、管理を徹底する必要がある。

各学校は、来校者名簿及び名札の管理を適切に行われたい。

(大塚ろう学校)

(港特別支援学校)

(松原高等学校)

(板橋特別支援学校)

(志村学園)

(全庁重点監査事項) (その他)

(3) 生徒の安全管理を適切に行うべきもの

港特別支援学校の教室等を見たところ、生徒用ロッカーや掃除用具用ロッカー等が設置されているが、監査日(平成30年5月25日)現在、地震時の転倒防止処理が行われていない箇所が表3のとおり多数見受けられた。

同校では、平成30年4月に教室の再編がありロッカーを移動したため転倒防止処理をまだ施工していないとしているが、生徒等の安全を考えると早急に施工すべきものである。

学校は、生徒の安全管理を適切に行われたい。

(港特別支援学校)

(表3) ロッカー等の転倒防止未処理の事例

| 項番 | 場 所 | 転倒防止未処理の状況 |
|----|-----------|------------|
| 1 | 1年2組 | ロッカー2台 |
| 2 | 1年3組 | ロッカー2台 |
| 3 | 1年4組 | ロッカー1台 |
| 4 | 1年5組 | ロッカー3台 |
| 5 | 1年6組 | ロッカー3台 |
| 6 | 1年7組 | ロッカー3台 |
| 7 | 1年8組 | ロッカー3台 |
| 8 | 食品実習室 | ロッカー1台 |
| 9 | 物流実習室 | ロッカー2台、棚2台 |
| 10 | 2年1組前廊下 | ロッカー2台 |
| 11 | 2年2組 | ロッカー3台 |
| 12 | 職能開発科1年A組 | ロッカー2台 |
| 13 | 職能開発科1年B組 | ロッカー3台 |
| 14 | 職能開発科2年B組 | ロッカー3台 |
| 15 | 職能開発科3年B組 | ロッカー2台 |
| 16 | 調理室前廊下 | ロッカー1台 |

(局別重点監査事項) (その他)

(4) 給与返納等事務について

人事部は、給与事務について、「教職員給与システムガイドブック」(平成29年10月、人事部人事給与情報課。以下「ガイドブック」という。)を定め、各学校は、これに基づき事務処理を行っている。

各学校の事務処理について見たところ、次のとおり、改善を要する点が認められた。

ア 給与返納事務処理を適切に行うべきもの

給与の減額、過誤払い等が生じた場合の事務処理手順については、表4のとおり、ガイドブックに定められている。

しかしながら、表5のとおり、事務処理手順どおりの処理となっていない事例が認められた。

これらは、各学校が、事務処理手順を正しく認識していないことによるものである。

部は、毎年、各学校に対して、給与事務に係る説明会を実施し、指導しているとのことであるが、このような実態を把握していない。このため、各学校の事務処理状況を確認するなどして、適正かつ効率的な事務処理を指導することが必要である。

各学校は、給与返納事務処理を適切に行われたい。

部は、各学校に対し、適切な事務処理を行うよう指導されたい。

(町田高等学校)

(清瀬高等学校)

(武蔵村山高等学校)

(羽村特別支援学校)

(人事部)

(表4) 基本的な返納事務の手順 (ガイドブックより抜粋)

| 項番 | 項目 | 内容 |
|----|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 事実の発生 | 給与減額や過誤払いが生じた場合、減額や過払い是正の意思決定を行う。 |
| 2 | 該当職員への説明 | ① 該当職員に返納すべき金額、理由、算出基礎、根拠等を書面等により説明する。 ② 経過をその都度記録し、完納されるまで保存する。 |
| 3 | システム入力 | 返納事案の意思決定後、速やかにシステムに入力する。 |
| 4 | 納付書による返納 | ① 納付書、給料等支給明細書の納品後、該当職員に対し、返納金を請求する。 ② 請求の際は、再度返納すべき理由、算出根拠等を説明し、支給明細書を交付する。 ③ 返納金と引換えに、給与取扱者発行の「領収書(様式2)」を交付する。 |

(表5) 各学校の事務処理状況

| 学校名 | 事務処理状況 |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町田高等学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実の発生時に意思決定を行っておらず、返納金額受領・戻入の際に、意思決定を行っている。 ・ 該当職員への説明を書面等により行っていない。 ・ 説明時の記録の作成・保管を行っていない。 |
| 武蔵村山高等学校 清瀬高等学校 羽村特別支援学校 | 長期にわたる事案や金額が大きい事案を除き <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実の発生時に意思決定を行っておらず、返納金額確定時に、意思決定を行っている。 ・ 該当職員への説明を書面等により行っていない。 ・ 説明時の記録の作成・保管を行っていない。 |

イ 給与取扱者の現金出納簿の記帳及び確認を適正に行うべきもの

東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第102条及び第103条において、給与取扱者は、現金出納簿を作成し、現金の出納を整理しなければならないとされている。また、同規則第104条において、現金出納簿は、証拠書類に基づき記帳しなければならないとされている。

ところで、各学校の給与取扱者の現金出納簿について見たところ、表6のとおり、適正でない事例が認められた。

各学校は、現金出納簿の記帳及び確認を適正に行われたい。

部は、各学校に対し、現金出納簿の記帳及び確認を適正に行うよう指導されたい。

(福生高等学校)

(町田高等学校)

(あきる野学園)

(富士森高等学校)

(人事部)

(表6) 現金出納簿の記帳及び確認が適正でない例

| 学校名 | 事務処理状況 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福生高等学校 | 記帳漏れ、誤記帳があり、現金出納簿の月末預金残高と、給与取扱者名義預金通帳残高と相違しているなど、相互突合していない。 現金出納簿には、総括部分しかつづられておらず、科目別内訳は担当者個人が保管しているため、校長及び経営企画室長の確認がされていない。 |
| 町田高等学校 | 返納金の領収書の控え又は写しがなく、領収月日が確認できない。(返納金の領収に係る記帳の証拠書類がない。) |
| あきる野学園 | 記帳漏れ4件、誤記帳2件あり、給与取扱者名義預金通帳との突合・確認が十分でない。 |
| 富士森高等学校 | 返納金の領収及び納付について、記帳していない。 |

(歳入)

(5) 調定を適切に行うべきもの

地域教育支援部は、旧前田侯爵邸の管理を行っており、平成28年度より老朽化に伴う改修工事を表7のとおり行っている。

この改修工事においては、光熱水費の負担について受注者であるDと協定を締結している。

協定では、工事に使用する水道料金について、受注者が全額負担することとしており、部は、水道料金の請求に基づいて料金を支払った後、同額を調定して、納入通知書を発行し、受注者は納入することとしている。

ところで、平成29年度における水道料金を見たところ、表8のとおり、34万7,540円の

水道料金が確定しているにもかかわらず、部は、調定を行っておらず、このため、監査日（平成30年7月31日）現在、徴収をしていないことが認められた。

部は、水道料金の調定を適切に行われたい。

(地域教育支援部)

(表7) 工事契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額合計 |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------|
| 東京都旧前田家本邸洋館（重要文化財）(28) 改修工事、改修電気設備工事、改修空調設備工事、改修給排水衛生設備工事、改修昇降機設備工事 (注) | 平成 28. 7. 29 ～平成 30. 9. 28 | 980, 121, 600 |

(注) 契約は、各改修工事別に締結している。

(表8) 水道料金状況

(単位：円)

| 期間（月分） | 3～4 | 5～6 | 7～8 | 9～10 | 11～12 | 1～2 | 合計 |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|----------|----------|
| 支払料金 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | |
| 確定日 | 29. 4. 14 | 29. 6. 14 | 29. 8. 14 | 29. 10. 12 | 29. 12. 12 | 30. 2. 9 | |
| 金額 | 62, 174 | 52, 805 | 55, 928 | 60, 613 | 55, 928 | 60, 092 | 347, 540 |

(歳出)

(6) 契約の事務手続を適切に行うべきもの

人事部では、表9のとおり、教育庁教職員人事給与システムの入力を委託している。

部は、学校等から送付される基本報告書等の入力情報について、報告書の控え及び指示書を受託者へ引き渡して処理を依頼している。受託者は、毎月の入力実績を報告している。

単価契約は、総価契約と違い支払金額が確定していないことから、発注の都度、指示書の決裁が必要である。また、指示内容確認のため控えを残す必要がある。

ところで、事務手続について見たところ、決裁を受けずに指示書を受託者へ引き渡しており、また、指示書の控えを残していないことから指示内容の確認ができない状況となっていることが認められた。

部は、契約の事務手続を適切に行われたい。

(人事部)

(表9) 契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 推定総金額 | 契約相手方 |
|-----------------------------------------------------|------------------------|-----------|---------|
| 平成29年度 教育庁教職員人事給与システムの入力帳票 ^{せん} 穿孔委託(単価契約) | 平成29.4.1 ～平成30.3.31 | 3,752,612 | 株式会社PUC |

(歳出)

(7) 委託契約を適切に行うべきもの

物品の運送委託契約等を随意契約によって行う場合には、競争性の確保の観点から2人以上の者からの見積書を徴取しなければならない(東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条)。ただし、契約事務の簡素効率化を図るため、予定価格が30万円未満の契約については、単数の見積書を徴するのみで差し支えないものとされている(「知事が指定する契約」の指定及び単数見積りの取扱いについて(平成13年3月30日付12財経総第2077号財務局長通知))。

ところで、駒場高等学校及び青井高等学校の委託契約について見たところ、表10のとおり、予定価格が30万円以上であるにもかかわらず、2人以上の者からの見積書を徴取しておらず、適切でない。

両校は、委託契約を適切に行われたい。

(駒場高等学校)

(青井高等学校)

(表 1 0) 契約の状況

(単位：円)

| 学校名 | 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|--------|------------------------|-------------------------------|----------|
| 駒場高等学校 | 体操場天井改修工事完了に伴う物品運送委託契約 | 平成 30. 1. 12 ～平成 30. 1. 24 | 327, 600 |
| 青井高等学校 | 粗大ごみ等収集運搬処分委託 | 平成 29. 9. 19 ～平成 29. 9. 29 | 324, 000 |

(歳出)

(8) 学校施設維持管理業務委託契約の履行を適切に行うべきもの

中部学校経営支援センターでは、都立学校の施設の維持に関する修繕業務等を委託し、所有する施設の整備を目的として、表 1 1 のとおり、施設維持管理業務委託契約を締結している。

契約内容には、次のことが定められている。

- ① 施設保全に伴う小規模な修繕、日常的に発生する修繕工事で 1 5 0 万円未満の工事を行うこと。
- ② 修繕に当たっては、修繕依頼受付後 3 0 日以内（土日祝日を除く。）に修繕を完了させること。
- ③ 受託者は、期間内に完了できる業者を選定し、期間内に工事が完了できない場合は協議報告すること。

ところで、この修繕内容を見たところ、表 1 2 のとおり、期限経過理由が、材料の調達遅れや作業員が確保できなかったもの、日程調整遅れ等、実際に工事を行う業者が期限内に実施できるかを確認していれば、履行可能か否かを判断できた案件であることから、受託者が業者を適切に選定しているとはいえない事例があることが認められた。

センターは、受託者が適切に業者を選定するよう指導し、学校施設維持管理業務委託契約の履行を適切に行われたい。

(中部学校経営支援センター)

(表 1 1) 契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約金額 | 契約期間 | 契約相手方 |
|--------------------------|------------------|------------------------------|-----------|
| 平成 29 年度都立学校施設維持管理業務委託契約 | 2, 201, 476, 732 | 平成 29. 4. 1 ～平成 30. 3. 31 | 東京都住宅供給公社 |

(表 1 2) 不適切な修繕内容

(単位：日)

| 学校名 | 工事 日数 | 工事内容 | 期限経過理由 |
|----------|----------|--------------|------------------|
| 中野工業高等学校 | 42 | 食品工業実験室ガス管改修 | 材料調達遅れ、作業員確保できず |
| 大崎高等学校 | 34 | 部室扉ほか修繕 | 錠前及び鋼製扉作成に時間を要した |
| 杉並総合高等学校 | 42 | 体育館倉庫扉ほか修繕 | 錠前及び木製扉作成に時間を要した |
| 世田谷泉高等学校 | 51 | 機械加工実習室雨漏り修繕 | 日程調整遅れ |
| 大山高等学校 | 39 | トイレ洋式便器修繕 | 材料調達遅れ |
| 国際高等学校 | 50 | 汚水槽ポンプ・配管更新 | 配管保護シート部材調達遅れ |

(歳出)

(9) シンポジウム運営委託における個人情報保護の取扱いを適切に行うべきもの

都立学校教育部は、発達障害の児童・生徒やその保護者をはじめ広く都民の方に対し、発達障害教育に係る理解促進を図ること等を目的に、表 1 3 のとおり、発達障害シンポジウム運営委託契約を締結しシンポジウムを開催している。

契約内容は、参加希望者から申込みを受領し、当日の参加者確認等を含むシンポジウムの運営を行うことである。

東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 1 1 3 号）では、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときには、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、受託者に対する十分かつ適切な監督を行わなければならないとしている。

また、東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（平成 3 年 3 月 2 6 日付 2 情都第 2 6 号）では、個人情報を取り扱う事務を委託するときには、契約書等（必要に応じて仕様書を含む。）に提供資料の返還義務等について定めるものとし、委託業務完了後は個人情報を受託者に保有させないこと等を求めている。

ところで、運営の内容を見たところ、契約内容には、シンポジウム参加者の氏名や住所等の個人情報の管理が含まれているにもかかわらず、仕様書等に個人情報保護の提供資料の返還義務等について定めがなく、住所や参加者名等の情報を契約完了時に消去したことを書面にて確認していないことが認められた。

部は、シンポジウム運営委託における個人情報保護の取扱いを適切に行われたい。

(都立学校教育部)

(表 1 3) 契約の状況

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|--------------------------|-------------------------------|-------------|
| 平成 29 年度発達障害シンポジウム運営委託契約 | 平成 29. 9. 15 ～平成 30. 2. 28 | 1, 922, 400 |

(歳出)

(10) 給食調理業務委託契約の履行確認を適切に行うべきもの

羽村特別支援学校は、給食調理業務について、表 1 4 のとおり、委託契約を締結している。

本契約の仕様書において、委託業務は、表 1 5 の方法により発注するものとされている。また、調理業務完了確認簿により、調理業務の実施日数と発注内容と調理実績を確認し、契約単価に実施日数を乗じて算出した額を支払うものとしている。

そこで、調理業務の履行確認について見たところ、学校は、調理業務手配書により手配した後に、食数の変更も含めた最終手配を、配食数表（調理業務変更手配書）により発注しているが、表 1 6 のとおり、配食数表と、調理業務完了確認簿の調理食数とに相違がある事例が認められた。

これは、本契約が 1 日当たりの単価契約であることから、日々の発注内容を満たしているかを配食数表と調理業務完了確認簿との突合により確認すべきところ、これを行っていないことによるものであり、適切でない。

学校は、給食調理業務委託契約の履行確認を適切に行われたい。

(羽村特別支援学校)

(表 1 4) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|----------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 羽村特別支援学校給食調理業務委託 (単価契約) | 平成 27. 4. 1 ～平成 30. 3. 31 | 推定総金額 70, 971, 228 |
| | | 調理単価 1 日当たり 130, 000 |
| | | 特別清掃単価 1 日当たり 60, 000 |

(表 1 5) 発注方法（契約書から抜粋）

| 内容 | 手配方法 | 提示日 |
|------------------------|-----------------|----------|
| 月間の献立予定 | 月間予定献立表 | 前月 2 5 日 |
| 1 週間分の献立及び食数を 1 日ごとに手配 | 調理業務手配書 | 前週水曜日 |
| 1 日ごとの献立及び食数について最終手配 | 配食数表（調理業務変更手配書） | 当日 |

(表 1 6) 調理食数が相違している例

(単位：食)

| 年月日 | 配食数表 (調理業務変更手配書) | | | 調理業務完了確認簿 | | |
|--------------|------------------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| | 調理食数計 | 普通食 | 形態食 | 調理食数計 | 普通食 | 形態食 |
| 平成 30. 1. 19 | 503 | 480 | 23 | 500 | 477 | 23 |
| 平成 30. 2. 9 | 519 | 499 | 20 | 519 | 496 | 23 |
| 平成 30. 2. 23 | 415 | 396 | 19 | 416 | 397 | 19 |
| 平成 30. 3. 16 | 498 | 476 | 22 | 498 | 475 | 23 |

(注) 形態食：食べる機能の発達段階に合わせて普通食とは別工程で調理された給食

(歳出)

(11) 親子情報モラル業務委託契約の履行確認及び検査を適切に行うべきもの

指導部は、区市町村立小学校の希望校を対象に児童及び保護者を対象とした情報教育の専門家による訪問講座の実施について、表 1 7 のとおり、契約を締結している。

当該契約の履行状況等について確認したところ、

- ① 文書及びデータにより報告するものの一部について、文書の提出がない
- ② 実施報告書の日付が契約期間及び検査終了後となっている
- ③ 議事録の日付が契約期間及び検査終了後となっている
- ④ 契約期間及び検査終了後に、報告書の訂正、差替え、再提出が行われている
- ⑤ 貸与情報及び本委託遂行上保有した各種情報の消去報告後に、部と受託者間で、情報（データ）の授受を行っている

などの状況が見受けられた。

これらは、履行確認及び検査が適切に行われたとはいえない状況である。

部は、親子情報モラル業務委託契約の履行確認及び検査を適切に行われたい。

(指導部)

(表 1 7) 契約の概要

(単位：円)

| 項番 | 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 | 受託者 |
|----|-------------------------|-------------------------------|-------------|-----|
| 1 | 平成 29 年親子情報モラル教室実施業務委託① | 平成 29. 5. 25 ～平成 30. 2. 28 | 5, 940, 000 | E |
| 2 | 平成 29 年親子情報モラル教室実施業務委託② | 平成 29. 5. 25 ～平成 30. 1. 31 | 5, 670, 000 | F |
| 3 | 平成 29 年親子情報モラル教室実施業務委託③ | 平成 29. 5. 25 ～平成 30. 2. 28 | 4, 795, 200 | G |

(歳出)

(12) 入試問題の印刷について、秘密保持のため仕様書を適切に定めるとともに、作業確認を適切に行うべきもの

大泉高等学校は、入学者選抜学力検査問題（以下「入試問題」という。）をグループ作成（注）しており、グループの代表として、表18のとおり、入試問題の印刷契約を行っている。

入試問題は事前に外部に一切漏れてはならないものであり、学校は、印刷仕様書において受託者に秘密保持の観点から慎重な作業管理を求めているところである。

しかしながら、印刷仕様書及び履行確認状況を見たところ、表19のとおり、秘密保持のための作業管理規程の提出を求めるべきところ提出されておらず、このため、表20のとおり、各過程において秘密保持のための作業管理事項が定められているものの、受託者の履行体制が整っていたかの確認ができない。

また、原稿の受渡し及び履行後の受託者保持情報の適正削除については、事故がないよう特に慎重を期すべきところ、受け渡し書面及び削除報告書等について仕様書に定めを設けていないことが認められた。

学校は、入試問題の印刷について、秘密保持のため仕様書を適切に定めるとともに、作業確認を適切に行われたい。

また、都立学校教育部は、入試問題作成校に対してマニュアルの送付などを行っているところであるが、各学校の状況を把握して必要な指導を実施されたい。

(大泉高等学校)
(都立学校教育部)

(注) 大泉・白鷗・富士・武蔵・両国各高等学校でグループを形成して作成

(表18) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名 | 契約日 | 履行期限 | 契約金額 |
|------------------------|--------------|-------------|-------------|
| 入学者選抜学力検査問題（グループ作成）の印刷 | 平成 29. 11. 8 | 平成 30. 2. 8 | 1, 746, 360 |

(表19) 作業管理について受注者が提出すべき書類

| 提出物 | 特記仕様書記載事項 |
|----------------|--------------------------------------------------|
| 秘密保持のための作業管理規程 | 事前に学校に提出し、了承を受けた上で、その規定に基づき印刷工程における機密保持に万全を期すこと。 |

(表 2 0) 秘密保持のための作業管理事項

| 過 程 | 特記仕様書記載事項 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 作業全般 | 工場内においては、IDカードを使用した通行規制を行う等、工夫を凝らしてセキュリティの確保を行うこと。 |
| 印刷過程 | 印刷原稿等は、善良な管理者の注意義務をもって当該物品を収納庫等に厳重に保管し、部外へ流出させないこと。 |
| | 印刷工程で発生したゲラ・ヤレ（注）等はすべて封印し、後日学校の指示に基づき、断裁の上焼却または溶解すること。 一般印刷と機密印刷を分けて行うこと。（印刷ラインを分けること。） |
| 梱包過程 | 成果物の荷積は、校の確認を受けた上で、納品日までの保管に万全を期すこと。 |

（注）ゲラ・ヤレ：印刷工程で生じる試刷や仕損品のこと。

（その他）

(13) 生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの

生徒会会計では、前年度繰越金と会費等を収入し、生徒会活動に係る経費、部活動・文化祭において生徒会が負担する経費を支出した後、残金を翌年度に繰り越している。

都立学校教育部は、「学校徴収金等事務手引」において、年度間の負担の公平を保つため、生徒会会計の繰越金は予算額の2～3割程度にとどめることとしている。

しかしながら、蒲田高等学校は、平成29年度生徒会会計において、表21のとおり、予算額の約5割を平成30年度へ繰り越している。

学校は、生徒会会計の繰越金を適切な規模となるよう管理されたい。

（蒲田高等学校）

(表 2 1) 平成29年度生徒会会計の収支状況（単位：円）

| 区 分 | 金 額 |
|--------|-----------|
| 予算額 | 3,663,494 |
| 収入額 | 3,571,549 |
| 前年度繰越金 | 1,587,194 |
| 会費 | 1,984,000 |
| 雑収入 | 355 |
| 支出額 | 1,725,921 |
| 繰越金 | 1,845,628 |

(その他)

(14) 修学旅行の不参加者に対し、学校徴収金を速やかに返還すべきもの

都立学校教育部は、事務担当者用の「学校徴収金等事務手引」（以下「手引」という。）において、修学旅行や移動教室等一人当たりの費用が比較的多額な学校行事の終了時は、不参加者にその経費を返還するよう定めている。また、「学校徴収金会計点検マニュアル・学校徴収金等点検ガイド（管理・監督者用）」（以下「ガイド」という。）には、「遅くとも1か月以内に返還」と明記されている。

ところで、各学校においてこの取扱いについて見たところ、修学旅行終了後1か月以内に返還する学校が多数の中、表22のとおり、返還が遅れている又は返還していない事例が認められた。

このことは、ガイドには、「遅くとも1か月以内に返還」と明記されているのに対し、手引には返還時期についての記載がないことに原因がある。

各学校は、修学旅行の不参加者に対して学校徴収金を速やかに返還されたい。

部は、複数校において事例が見受けられたことから、速やかに返還がなされるよう各学校に対し指導するとともに、手引を整備されたい。

(大泉桜高等学校)

(板橋高等学校)

(駒場高等学校)

(松原高等学校)

(忍岡高等学校)

(赤羽商業高等学校)

(大崎高等学校)

(都立学校教育部)

(表22) 修学旅行不参加者に対する学校徴収金の返還状況

(単位：人、円)

| 学校名 | 修学旅行実施日 | 返還日 | 対象人数 | 対象金額 |
|-----------------|-----------------------------|-------------------------------------|------|----------|
| 大泉桜高等学校 | 平成 29. 11. 14～平成 29. 11. 17 | 平成 30. 1. 15 | 4 | 324, 696 |
| 板橋高等学校 | 平成 29. 11. 7～平成 29. 11. 10 | 平成 29. 12. 28 | 5 | 360, 959 |
| 駒場高等学校 | 平成 29. 12. 10～平成 29. 12. 13 | 平成 30. 2. 15 (退学時に返還) | 2 | 153, 915 |
| | | 平成 30. 4. 16 (退学時に返還) | 2 | 113, 481 |
| | | 監査日(平成 30. 5. 15) 現在返 還していない。 | 4 | 333, 256 |
| 松原高等学校 (定時制) | 平成 29. 4. 23～平成 29. 4. 25 | 平成 30. 2. 27 (卒業時に返還) | 1 | 70, 617 |
| 忍岡高等学校 | 平成 29. 12. 13～平成 29. 12. 16 | 平成 30. 4. 3 | 4 | 298, 694 |
| 赤羽商業高等学校 | 平成 29. 4. 26～平成 29. 4. 28 | 平成 29. 9. 6 | 4 | 242, 624 |
| 大崎高等学校 (定時制) | 平成 29. 6. 14～平成 29. 6. 16 | 平成 29. 10. 25 | 10 | 602, 000 |

警 視 庁

1 指摘事項

(その他)

(1) 個人情報を取り扱う事務委託に関する事務処理を適正に行うべきもの

東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）では、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときには、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、受託者に対する十分かつ適切な監督を行わなければならないとしている。

また、東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（平成3年3月26日付2情都個第26号）では、個人情報を取り扱う事務を委託するときには、契約書等（必要に応じて仕様書を含む。）に提供資料の返還義務等について定めるものとし、委託業務完了後は個人情報を受託者に保有させないこと等を求めている。

ところで、生活安全部は、表1のとおり、「行事運営の委託」契約を締結しているものの、その仕様書は、委託業務完了の際に個人情報の消去が確認できる文書の提出等について定めていないため、受託者が行事参加者募集に当たり収集して作成した個人情報を消去したことについて、部は委託業務完了の際に文書で確認していない状況が判明した。

部は、個人情報を取り扱う事務委託に関する事務処理を適正に行われたい。

(生活安全部)

(表1) 個人情報を取り扱う事務委託の状況

| | |
|------|-----------------------------------|
| 件 名 | 行事運営の委託 |
| 委託期間 | 平成29. 4. 28～平成29. 8. 31 |
| 金 額 | 9, 450, 000円 |
| 委託内容 | 「万引き追放SUMMERキャンペーン」の開催に伴う行事運営業務委託 |